令和6年度(2024年度)

事務事業概要

子ども未来部

目 次

子ども未来部の概要	
1 組織と分掌事務	6
2 子どもに関する施策の現状と考え方	11
3 乳幼児から青少年の人口の推移	
4 他課との連携事業一覧	15
I 子ども育成課	
1 次世代育成支援と青少年健全育成	
(1)次世代育成支援	16
(2) 青少年問題協議会	16
(3)「明るい家庭づくり」(家庭の日) 啓発事業	
(4)青少年委員活動	17
(5) ジュニア・リーダー教室	18
(6)青少年育成者研修	18
(7)青少年育成事業助成金	19
(8) 体験型育成事業(親子体験交流事業)	19
2 子育て応援プログラム事業	20
(1) 子育て交流サロン	20
(2)子育て講座	20
3 在宅子育て支援事業	
(1) すくすく赤ちゃん訪問事業	22
(2) 親育ち支援事業	22
(3) 子育て自主グループ支援事業	23
(4) 親子交流支援事業	23
(5) こども冒険ひろば事業(北浜公園およびしながわ区民公園内)	24
(6)品川子育てメッセ	25
(7) 地域子育て支援グループ活動支援事業	25
(8) 生活支援型一時保育(オアシスルーム)	26
(9) 地域交流事業(ポップンルーム)	27
(10)(仮)八潮子育て支援施設整備	27
4 児童センター事業 ····································	28
(1)目的・運営	28
(2) 施設・設備	28
(3) 事業活動	28
(4) チャイルドステーション	30
(5) 利用時間、休館日	30
(6) 平日夜間および日曜の施設(目的外)使用	31
(7) 児童センターの利用状況	
(8) 児童センター入館者数	32
(9) 事業活動実施一覧	33
5 すまいるスクール事業	
(1) 目的・運営	
(2) 利用施設	
(3) 事業活動	
(4) 対象児童・利用料······	35

		実施日·利用時間······	
		登録児童数	
		参加児童数	
	(8)	学習タイムおよび教室実施状況	······37
	6 子	ども・若者育成支援事業	38
	7 子	育て・子ども・若者施策の総合的な推進	40
	(1)	品川区子ども・子育て会議の運営	40
	(2)	品川区子ども・子育て支援事業計画	40
	(3)	品川区子ども・若者計画	·····41
	(4)	品川区子ども計画	·····41
	8 児	童相談等運営支援事業	42
	(1)	児童福祉審議会の運営	·····42
	(2)	子どもの権利擁護事業	·····42
	9 児	童入所施設措置費等の支弁	43
	(1)	措置費共同経理課への負担金支払い	·····43
	(2)	児童福祉施設等への措置費支弁等	·····43
	(3)	措置児童等の医療費負担	·····43
	(4)	児童自立支援施設に係る事務委託	·····43
	10 社	会的養護の推進	44
	(1)	施設・里親等に対する補助事業	······44
	(2)	都区共同事業の負担金支払い	·····44
	(3)	その他施設・里親等に関する事務	·····44
\prod	子ど	も家庭支援センター	
ш.			
11		どもに関する相談事業 ····································	
	(1)	どもに関する相談事業 ····································	·····45
	(1) (2)	どもに関する相談事業 ····································	······45 ······46
	(1) (2) (3)	どもに関する相談事業	45 46 48
	(1) (2) (3) (4) (5)	どもに関する相談事業	45 46 48 49
	(1) (2) (3) (4) (5) 2 在	どもに関する相談事業 児童家庭相談 児童家庭相談 品川区要保護児童対策地域協議会(こども家庭あんしんねっと協議会) 品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握および関係機関連携 … 児童虐待防止推進等に関する取り組み 適切な親子関係形成支援事業 子育て支援専門プログラム 宅子育て支援事業 電力な援事業 ※ 第 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	45 46 48 49 49
•	(1) (2) (3) (4) (5) 2 在 (1)	どもに関する相談事業 児童家庭相談 児童家庭相談 品川区要保護児童対策地域協議会(こども家庭あんしんねっと協議会) 品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握および関係機関連携 … 児童虐待防止推進等に関する取り組み 適切な親子関係形成支援事業 子育て支援専門プログラム … 宅子育て支援事業 … 家庭あんしんセンター 家庭あんしんセンター 家庭あんしんセンター	45 46 48 49 50
•	(1) (2) (3) (4) (5) 2 在 (1) (2)	どもに関する相談事業 児童家庭相談 品川区要保護児童対策地域協議会(こども家庭あんしんねっと協議会) 品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握および関係機関連携 … 児童虐待防止推進等に関する取り組み 適切な親子関係形成支援事業 子育て支援専門プログラム 宅子育て支援事業 。 家庭あんしんセンター 家庭あんしんセンター 要支援ショートステイ(品川景徳学園内)	45 46 48 49 50 51
•	(1) (2) (3) (4) (5) 2 在 (1) (2) (3)	どもに関する相談事業	45 46 48 49 50 51
•	(1) (2) (3) (4) (5) 2 在 (1) (2) (3) (4)	どもに関する相談事業	45 46 48 49 50 51 51
•	(1) (2) (3) (4) (5) 2 在 (1) (2) (3) (4) 3 し	どもに関する相談事業 児童家庭相談 児童家庭相談 品川区要保護児童対策地域協議会(こども家庭あんしんねっと協議会) 品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握および関係機関連携 … 児童虐待防止推進等に関する取り組み 適切な親子関係形成支援事業 子育て支援専門プログラム 宅子育て支援事業 家庭あんしんセンター 家庭あんしんセンター 家庭あんしんセンター マミリー・サポート・センター れがわネウボラネットワーク ながわネウボラネットワーク ながわネウボラネットワーク ながわネウボラネットワーク ながわネウボラネットワーク	45 46 48 49 50 51 51 51
•	(1) (2) (3) (4) (5) 2 在 (1) (2) (3) (4) 3 し (1)	どもに関する相談事業 児童家庭相談 品川区要保護児童対策地域協議会(こども家庭あんしんねっと協議会) 品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握および関係機関連携 … 児童虐待防止推進等に関する取り組み 適切な親子関係形成支援事業 子育て支援専門プログラム 宅子育て支援事業 。 家庭あんしんセンター 家庭あんしんセンター 要支援ショートステイ(品川景徳学園内) 要支援ショートステイ(市京済生会中央病院附属乳児院内)	4546484950515151
	(1) (2) (3) (4) (5) 2 在 (1) (2) (3) (4) 3 し (1) (2)	どもに関する相談事業	454648495051515152
	(1) (2) (3) (4) (5) 2 在 (1) (2) (3) (4) 3 し (1) (2) (3)	どもに関する相談事業 児童家庭相談 品川区要保護児童対策地域協議会(こども家庭あんしんねっと協議会) 品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握および関係機関連携 児童虐待防止推進等に関する取り組み 適切な親子関係形成支援事業 子育て支援専門プログラム 宅子育て支援事業 家庭あんしんセンター 要支援ショートステイ(品川景徳学園内) 乳幼児ショートステイ(東京済生会中央病院附属乳児院内) ファミリー・サポート・センター ながわネウボラネットワーク 産後の家事育児支援 子育てネウボラ相談員の配置 バースデーサポート事業	4546484950515151525253
	(1) (2) (3) (4) (5) 2 在 (1) (2) (4) 3 し (1) (2) (3) 4 ヤ	どもに関する相談事業	454648495051515152525353
	(1) (2) (3) (4) (5) 2 在 (1) (2) (3) (4) 3 し (1) (2) (3) 4 ヤ 5 子	どもに関する相談事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	454648495051515152525353
	(1) (2) (3) (4) (5) 2 (1) (2) (3) (4) 1 (2) (3) 4 5 児 見 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	どもに関する相談事業	4546484950515152525353
	(1) (2) (3) (4) (5) 2 (1) (3) (4) (3) (4) (3) (4) (1) (3) (4) (5) (4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	どもに関する相談事業 児童家庭相談 児童家庭相談 品川区要保護児童対策地域協議会(こども家庭あんしんねっと協議会) 品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握および関係機関連携 … 児童虐待防止推進等に関する取り組み 適切な親子関係形成支援事業 子育て支援専門プログラム 宅子育て支援事業 家庭あんしんセンター 要支援ショートステイ(品川景徳学園内) 野幼児ショートステイ(恵川景徳学園内) 乳幼児ショートステイ(東京済生会中央病院附属乳児院内) ファミリー・サポート・センター ながわネウボラネットワーク 産後の家事育児支援 子育てネウボラ相談員の配置 バースデーサポート事業 ども家庭センター開設準備事業 ども家庭センター開設準備事業 相談課 章相談所の開設準備 ども家庭センター開設準備事業	45 46 48 49 50 51 51 51 52 52 53 53
	(1)(2)(3)(4)(5)2(1)(3)(4)(1)(1)	どもに関する相談事業	4546484950515151525253535455
	(1) (2) (3) (4) (5) 2 (1) (3) (4) (3) (4) (3) (4) (1) (3) 45 (1) (1) (2) (2)	どもに関する相談事業	45 46 48 49 50 51 51 51 52 52 53 53 53
	(1)(2)(3)(4)(5)2(1)(3)(4)(1)(2)(2)	どもに関する相談事業	45 46 48 49 50 51 51 51 52 52 52 53 53 54 54

IV	子育て応援課	
	1 児童の各種手当	56
	(1) 児童手当	56
	(2) 児童育成手当・障害手当	58
	(3) 児童扶養手当	59
	(4) 特別児童扶養手当	
	2 子どもすこやか医療費助成事業	62
	(1) 15歳までの子どもの医療費助成	
	(2) 高校生等医療費助成	·····62
	3 女性福祉	64
	4 家庭福祉	65
	(1) 家庭相談	65
	(2) 養育費相談支援事業	66
	5 ひとり親家庭福祉	67
	(1) ひとり親家庭相談	67
	(2) 母子・父子福祉資金貸付	67
	(3) 品川区ひまわり荘(母子生活支援施設)	
	6 ひとり親家庭支援事業	71
	(1) ひとり親家庭休養ホーム事業	·····71
	(2) ひとり親家庭学習支援事業	·····71
	(3)親子体験事業	
	(4) ひとり親家庭一時介護事業	·····72
	(5) ひとり親家庭住宅入居支援事業	·····73
	(6) ひとり親家庭等医療費助成	·····73
	(7) ひとり親家庭自立促進事業	
	7 入院助産	76
	8 奨学金貸付事業	77
	(1) 貸付資金と貸付金額	
	(2)貸付予定者数	
	(3) 返還期間	
	9 子どもの未来応援事業	
	(1) 子ども食堂支援	79
	(2)子どもの食の支援(ガバメントクラウドファンディングの活用)	80
1	0 子育て世帯に対する生活支援特別給付金	
1	1 住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(こども加算分)	82
V	保育入園調整課	
	1 保育園等の利用認定	83
	(1) 認定の種類	83
	(2) 認定の内容	83
	(3) 年齢別認定数	
	2 認可保育園等の対象者と入園事務	85
	(1) 対象者	
	(2) 入園事務	
	(3) 入園実績と園別在園状況	
	(4)延長夜間保育	
	3 保育料および各種助成制度	95

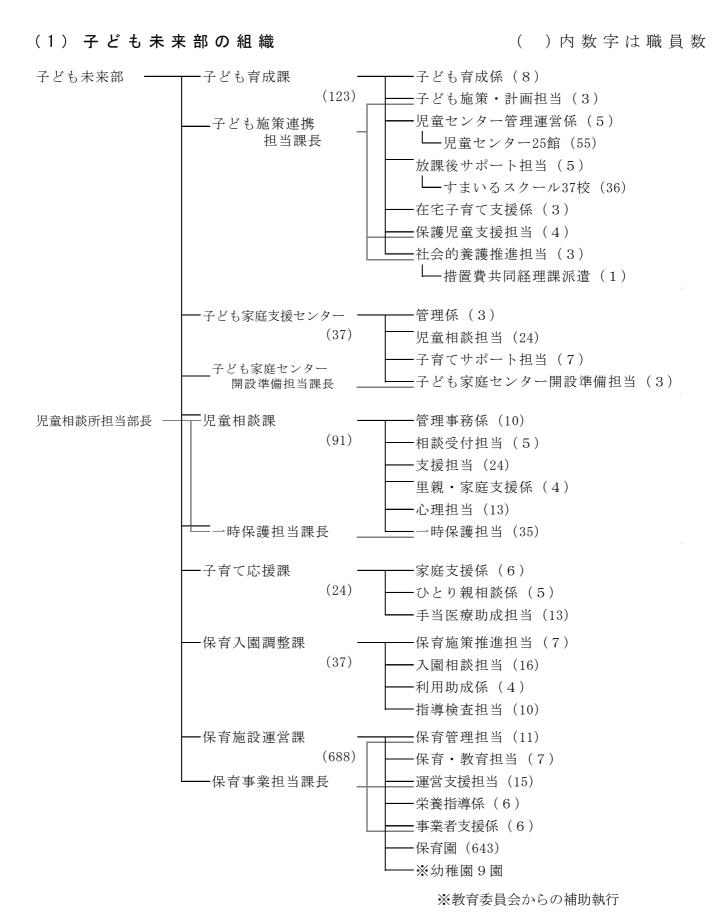
(1)	認可保育園保育料	95
(2)	区立幼稚園保育料	·····97
(3)	幼児教育・保育無償化に伴う利用料給付(認証保育所・認可外保育施設)・	·····97
(4)	認可外保育施設保育料助成制度	·····97
(5)	ベビーシッター利用支援事業	98
(6)	幼児教育・保育無償化に伴う利用料給付(私立幼稚園)	99
(7)	私立幼稚園児保護者補助金	100
(8)	私立幼稚園入園料補助金	100
(9)	私立幼稚園等預かり保育保護者補助金	101
(10)	私立幼稚園等特定負担額補助金	101
4 保	育施策の推進	102
(1)	品川区内保育園のあり方	102
(2)	区立保育園の建替え(大規模改修)	102
(3)	区立保育園の民営化	102
(4)	品川区立就学前乳幼児教育施設(ぷりすくーる西五反田)	102
(5)	私立保育園の開設等支援	103
5 保	育施設の指導検査等	105
(1)	保育施設の指導検査等	105
(2)	集団指導	105
(3)	保育事業者経営状況分析委託事業	105
(4)	保育事業者労務状況分析業務等委託事業	106
(5)	区立連携保育園による家庭的保育事業・小規模保育事業への支援	106
(6)	保育所等の質の確保・向上のための巡回支援事業「のびしな支援隊」	107
VI 保育	施設運営課	
1 区	立保育園等の運営	108
(1)	保育園の目的と事業概要	108
(2)	特別保育	108
(3)	特別支援保育	111
(4)	給食と食育	············ 112
(5)	一日保育士体験	113
(6)	チャイルドステーション	113
(7)	区立保育園第三者評価	114
(8)	しながわっ子 子育てかんがるープラン	114
2 私	立認可保育園等の運営	115
(1)	委託費支給および運営費助成	············· 115
(2)	保育士等の処遇改善事業	116
	保育士等に対するインフルエンザ予防接種費用助成	
	特別支援保育巡回相談	
(5)	一時預かり事業	············· 117
	保育人材確保·育成支援事業······	
	児童の安全確保支援事業	
	未就園児定期預かり事業	
	地域の子育て支援	
	物価高騰に対応した運営事業者支援	
(11)	BCP 策定支援業務委託	
(12)	医療的ケア児保育支援事業	118

(13) 保育所開設後の家賃助成·······	110
(13) 保育所開設後の家員助成************************************	
(14) 足朔利用保育事業 (15) 保育施設の設置認可等	
3 認可外保育施設等の運営	
4 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	
(2) 保育士人材確保・育成支援事業	
(3) 物価高騰に対応した運営事業者支援	
(4) 児童の安全確保支援事業	
(5) 企業主導型保育事業運営支援	
(6) 認可外保育施設の届出受理等	
4 区立幼稚園の運営	
(1)区立幼稚園の現況	
(2) 特別支援教育・巡回相談	
(3)預かり保育	
5 私立幼稚園の運営	
(1)私立幼稚園の運営	
(2) 私立幼稚園(新制度移行園分)施設型給付費	
(3)私立幼稚園協会補助金	
(4)私立幼稚園振興費補助金	
(5) 防災安全対策費補助金	124
(6)健康管理増進費補助金	······ 125
(7) 心身障害児教育事業費補助金	125
(8) 私立幼稚園預かり保育事業補助金等	125
(9) 私立幼稚園広報費助成	125
(10) 通園バス内置き去り防止機器の設置支援	126
(11) 物価高騰に対応した運営事業者支援	126
(12) 特別支援教育・巡回相談	
(13) 未就学園児定期預かり事業	126
(14) 地域の子育て支援	
6 幼保一体施設の運営	
(1)幼保一体施設の運営	127
(2) 預かり保育	
7 就学前乳幼児教育の充実	
(1) のびしなプロフェッショナルスクール	
(2) 保幼小ジョイント事業	
(3) 保育・教育の充実····································	
(4) 公・私立保育園地域連携推進事業 ····································	
(5) 認定こども園····································	
施設一覧	
APPA DE	101

子ども未来部の概要

1 組織と分掌事務

(令和6年4月1日現在)



	一般	福祉	児童指導	保育士	心	栄養士	保健	看護師	用務	合
	般事務	祉	指導	士	理	食士	師	師	務	計
子ども育成課 (担当部長・課長含む)	27	5	91							123
子ども家庭支援センター (担当課長含む)	7	25			4		1			37
児童相談課 (担当課長含む)	10	30	31		16		2	2		91
子育て応援課	21	3								24
保育入園調整課	33	4								37
保育施設運営課 (担当課長含む)	30	6		610		6		30	6	688
合 計	128	73	122	610	20	6	3	32	6	1000

(2) 子ども未来部の分掌事務

		1. 部の予算、決算および会計の総括に関すること。
	子ども育成係	2. 部の人事に関すること。
		3. 部の事務事業の進行管理に関すること。
		4. 部内他課との連絡調整に関すること。
		5. 部内他課、係に属しないこと。
		1. 子ども施策の総合的な企画および調査に関すること。
子ど		2. 子ども・子育て会議に関すること。
も	子ども施策・計画	3. 青少年育成事業に関すること。
子ども育成課	担当	4. 青少年問題協議会に関すること。
課		5. 青少年委員に関すること。
		6. 子ども・若者に係る交流の推進および活動の支援に関すること。
		1. 児童育成事業の計画、調整および調査に関すること。
	児童センター	2. 児童センターの管理運営に関すること。
	管 理 運 営 係	3. 児童福祉施設(児童厚生施設に限る。)の設置認可等の準備に関するこ
		と。
	放課後サポート	4 上上,又只是一个古典内内比如旧花内村和从村梯)5 HL 上又 5 1
	担当	1. すまいるスクール事業その他の児童の放課後対策に関すること。
	ナウフ玄マ士短に	1. 在宅子育て支援事業の実施および調整に関すること。
	在宅子育て支援係	2. 生活支援型一時保育および地域交流室に関すること。
	保護児童支援担当	1. 児童相談所の支援に関わる子どもの権利擁護の準備に関すること。

_		
		2. 児童福祉審議会の準備に関すること。3. 児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設および児童家庭支援センターに限る。)の指導検査の準備に関すること。
		4. 児童自立生活援助事業、小規模住居型養育事業および養子縁組あっせん 事業の指導検査の準備に関すること。
	社会的養護推進担 当	 児童養護施設等への入所措置に係る措置費の支弁の準備に関すること。 里親の登録等の準備に関すること。 児童養護施設等への入所措置に係る徴収金の徴収の準備に関すること。 児童自立生活援助の実施等に係る徴収金の徴収の準備に関すること。 児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設および児童家庭支援センターに限る。)の認可等(指導検査を除く。)の準備に関すること。 児童自立生活援助事業および小規模住居型養育事業の届出等ならびに
		養子縁組あっせん事業の許可等(指導検査を除く。)の準備に関すること。
	管 理 係	1. 産後の家事育児支援の助成に関すること。 2. 課内他係に属しないこと。
子ども家庭支援セ	児童相談担当	 児童相談(児童相談課相談受付担当(主査)および支援担当(主査)に 属するものを除く。)に関すること。 児童相談所との連絡調整に関すること。 要保護児童対策地域協議会に関すること。
(援センター	子育てサポート 担 当	1. 要支援家庭に係る援助(課内他係および児童相談課支援担当(主査)に 属するものを除く。)に関すること。 2. ヤングケアラー支援事業に関すること。
,	子ども家庭センター開設準備担当	1. 子ども家庭センターの設置に係る計画、調整および調査に関すること。
	管 理 事 務 係	1. 児童相談所の設置に係る計画、調整および調査に関すること。 2. 課内他係に属しないこと。
児童相談課	相談受付担当	 児童等に係る相談の受付の準備に関すること。 児童相談課開設後における児童等に係る相談および支援の統括の準備に関すること。 児童相談所開設後における児童等の援助方針に係る会議の運営の準備に関すること。 児童相談所開設後における児童等に対する保健相談および保健指導の準備に関すること。
	支 援 担 当	1. 児童虐待への対応の準備に関すること。 2. 養育困難家庭および非行児童に係る相談および支援の準備に関すること。 と。

-		
		1. 里親の支援の準備に関すること。
	里親・家庭支援係	2. 親子再統合の準備に関すること。
		3. 児童相談業務に関わる職員の人材育成に関すること。
		1. 児童の心理診断および心理治療の準備に関すること。
	心理担当	2. 療育手帳の判定の準備に関すること。
		1. 区が実施する児童の一時保護の準備に関すること。
	一時保護担当	
		1. ひとり親家庭等施策の企画調整および調査に関すること。
		2. 家庭あんしんセンター(子ども家庭支援センター児童相談担当(主査)
		および子育てサポート担当(主査)に属するものを除く。)に関するこ
	家庭支援係	と。
		3. 奨学金および奨学金運営委員会に関すること。
		4. 子どもの食の支援に関すること。
子		5. 課内他係に属しないこと。
子育て応援課		1. ひとり親相談、家庭相談および女性相談支援に関すること。
応		2. 母子及び父子福祉資金および女性福祉資金に関すること。
接課	ひとり親相談係	3. 区立母子生活支援施設の運営に関すること。
	いとり税相談係	4. ひとり親家庭の自立等支援に関すること。
		5. 児童福祉施設(母子生活支援施設および助産施設に限る。)の設置認可
		等の準備に関すること。
		1. 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および児童育成手当に関
	手当医療助成担当	すること。
		2. 子どもの医療費およびひとり親家庭等の医療費の助成に関すること。
		1. 区立保育所の改築、大規模改修および民営化に係る企画、調整および
		調査に関すること。
	保育施策推進担当	2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所その他保育施設に
		おける受入枠の確保および開設等に係る支援に関すること。
		3. 課内他係に属しないこと。
		1. 区立保育所、私立保育所および区立認定こども園に係る保育の実施お
保育	入園相談担当	よび当該費用の徴収に関すること。
入園		2. 私立認定こども園および地域型保育事業所の利用調整に関すること。
園 調	利 田 県 上 塚	1. 認証保育所その他の認可外保育施設および私立幼稚園の保育料に係る
調整課	利用助成係	補助金に関すること。
H/IN		1. 区立保育所、私立保育所、区立認定こども園、私立認定こども園、地型
	指導検査担当	保育事業所、認可外保育施設その他保育施設の運営に係る指導および
	14 寻 伙 且 54 寸	検査に関すること。

		1. 区立保育所および区立認定こども園の職員の管理に関すること。
	保育管理担当	2. 保育所の認可等の準備に関すること。
		3. 認可外保育施設、一時預かり事業および病児保育事業の届出の準備に
	休月日 生 担 ヨ	関すること。
		4. 私立幼稚園の運営に係る指導に関すること。
		5. 課内他係に属しないこと。
		1. 就学前乳幼児に係る教育および保育の推進に関すること。
	保育・教育担当	2. 区立保育所および区立認定こども園の職員の指導その他研修に関する
保育	休月 * 教月担ヨ	こと。
施		3. 特別支援保育に関すること。
保育施設運営課	運営支援担当	1. 区立保育所および区立認定こども園の維持管理および運営に関するこ
営課		と。
HVIC		2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設そ
		の他保育施設の運営に係る支援に関すること。
		3. 特別保育事業に関すること。
		1. 区立保育所および区立認定こども園の給食および栄養に係る指導に関
	栄養指導係	すること。
	木 食 狙 等 凃	2. 私立保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設そ
		の他保育施設の給食に係る助言に関すること。

<参考>子ども未来部 令和6年度予算内訳

	民生費	人件費 (職員給与費)	計
子ども育成課	4, 376, 792	951, 507	5, 328, 299
子ども家庭支援センター	591, 437	364, 204	955, 641
児童相談課	398, 627	768, 631	1, 167, 258
子育て応援課	12, 041, 264	224, 628	12, 265, 892
保育入園調整課	3, 705, 303	504, 633	4, 209, 936
保育施設運営課	27, 266, 778	7, 287, 404	34, 554, 182
計	48, 380, 201	10, 101, 007	58, 481, 208

(単位:千円)

(注:一体施設以外の幼稚園教諭給与等は保育施設運営課人件費に算入)

2. 子どもに関する主な施策の現状と考え方

こども基本法(令和5年4月施行)の目的には、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」などと謳われています。子ども未来部では、当法律の趣旨や地域におけるニーズ等を踏まえ、「子育て・教育で選ばれるしながわ」の実現に向け、「児童福祉に関すること」「青少年の育成に関すること」「子育て支援に関すること」「児童相談所に関すること」の各種施策を全力で推進します。

子ども育成課では、子ども・若者のウェルビーイングを推進するため、国のこども基本 法やこども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」の理念を取り入れた、「品川区子ども計画」 を策定します。また、児童センターでは、子育て家庭への支援事業や相談、地域との連携 やボランティア育成を行い、地域や家庭における子育て力の強化に加え、液体ミルク製品 自販機の設置など、利用者の利便性向上に努めるとともに、父親の育児参画事業や、小中 高生と赤ちゃんとのふれあい事業など子育てをもっと身近に感じてもらえる事業を実施し ていきます。すまいるスクールでは、保護者の負担軽減を目的として、令和5年度に試行実 施した長期休暇中の昼食用仕出し弁当の提供を全37カ所で実施します。

子ども家庭支援センターでは、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応など、虐待をはじめとした要保護児童等への対応を適切に行うため、要保護児童対策地域協議会を核とした地域の関係機関の連携体制を整えています。また、子育て不安を解消するため、平成28年度から「しながわネウボラネットワーク」を展開し、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援のしくみを構築しています。その中で、身近な場所での相談事業として、児童センター11館(令和7年1月から13館の予定)での「子育てネウボラ相談員」による子育て全般の相談や、子育てに関するサービスの情報提供などを行っており、令和5年12月から開始したバースデーサポート事業などを通じて、身近な「地域子育て相談機関」として子育てネウボラ相談員の認知度向上を図ります。産後の家事育児支援事業については、令和6年度より、第二子以降で出生時にすぐ上の兄姉が3歳以上のお子さんの上限時間を20時間から60時間に拡大します。ヤングケアラー支援事業では、令和5年9月に実施した子ども向けアンケート調査の結果等を踏まえ、新たに配食サービスや日本語が苦手な親の通院などへの通訳者の同行、学習支援やキャリア相談等、支援の拡充を行います。子ども家庭センターの開設準備では、令和7年4月の開設に向け、母子保健と児童福祉の両機関の一体的な運営体制・支援体制の構築を進めていきます。

児童相談課では、令和6年10月の児童相談所の開設に向けて、東京都からの引継ぎや一時保護受託を開始します。開設前から相談者や保護児童との関係性の構築を始めることで、開設後の効果的な支援につなげます。また、児童相談所が対応する通告・相談に対して、平日・緊急時は職員が対応するものの、夜間・休日を問わず応じられる体制を整備するた

め、電話応対業務を委託します。加えて、心理検査や司法面接、ペアレントトレーニング 等の技法を習得するため、専門研修を受講するとともに外部講師の招へいによる研修を実 施することで、職員の専門性の向上を図ります。開設後は、「子どもの笑顔をみんなでつな ぐまち・しながわ」を基本理念とし、子ども家庭支援のあらゆる局面において子どもの最 善の利益を守り、すべての子どもの権利が保障される児童相談体制を目指します。

子育て応援課では、子育て世帯の負担軽減のため、令和5年度から高校生等まで対象を拡大した「子ども医療費助成」に加え、令和6年10月分からの児童手当拡充や物価高騰対策支援給付金(こども加算分)の支給について、確実な事前準備及び区民周知を行い、スムーズな事業開始に努めます。ひとり親家庭支援では、令和3年度から開始した養育費相談支援事業について、新たに「親子交流支援」や「ADR利用支援」などを追加し、子どもの健やかな成長・発達のための環境確保と、新生活への円滑な移行支援を強化します。また、子どもの食の支援では、ふるさと納税(カバメントクラウドファンディング)や企業寄付などを活用し、食の支援が必要な方へ食品を配送する「しあわせ食卓事業」や子ども食堂に対する開設・運営支援の充実を図ります。

保育入園調整課と保育施設運営課では、「第二期品川区子ども・子育て支援事業計画(令和2~令和6年度)」に基づき、認可保育園の開設等による園児の受入れ枠拡大を進めた結果、令和4年4月には待機児童ゼロを達成しました。今後は、保育施設等のあり方など保育供給体制の適正化を進めるとともに、特別支援児、医療的ケア児の受け入れや延長・夜間保育、休日・年末保育、一時保育、病児・病後児保育などの特別保育など、多様化する保育ニーズに応えるため、より一層の保育の質の向上を図っていきます。

保育入園調整課では、認証保育所や認可外保育施設、私立幼稚園等の保育料助成やベビーシッターの利用支援により、保護者負担の軽減を図っています。また、指導検査担当を増員し、品川区全体の保育の安全性の確保や質の維持・向上に取り組んでいます。

保育施設運営課では、品川区全体の乳幼児教育を充実させるため、区が策定している乳幼児教育実践の手引き「改定第4版のびのび育つしながわっこ」に基づき、保育者の資質向上を図り、研修の充実や公開保育等に積極的に取り組んでいます。また、「保幼小ジョイント事業」では、保育園・幼稚園の5歳児が定期的に小学校の教室などに滞在し、入学前に小学校生活の一端を体験する保育・教育活動を実践しています。さらに、在宅子育て支援事業として、保育園での集団保育の中で子どもの育ちを確認できる「子育て体験事業」を区立保育園全園で実施し、保育園・幼稚園・児童センターを「チャイルドステーション」と位置づけ、妊娠期から気軽に相談のできる体制を作るとともに、おむつ交換や授乳などのできるスペースを設置しています。また、私立保育園・幼稚園に対し様々な補助金等を交付し、運営を支援します。さらに、令和6年度は、未就園児の定期的な預かりモデル事業の拡充により、未就園児と未就園児を養育する家庭を支援するとともに、今後の私立保育園等の多機能化の検討に繋げます。

長期基本計画における子育て関連の施策体系 参 考 施策体系図 政策の柱 10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と主な施策 包括的な相談支援体制や自 自立のための環境づくり 立のための環境を整備する 地域における 共生社会の実現 地域でいきいきと暮らすた 地域活動の活性化 めの支援を推進する - しながわネウボラネットワークの推進 子育ち・親育ちを支援する - 親育ち支援の充実 └ 子どもの健やかな育成支援の充実 - 地域の子育て支援人材の育成と活動支援 子育て力のある - 保護が必要な子どもと家庭への支援 子どもの笑顔が 地域社会をつくる あふれるまちの ・子ども家庭支援センターの充実 実現 └ 児童相談所の開設・運営 - 子育て支援にともなう相談機能の充実 - 保育提供体制の充実 - 在宅子育て支援の充実 子育て支援・教育機能を - 乳幼児教育・保育の質の向上 拡充・強化する - 区立保育園・幼稚園等の整備 - 保育園・幼稚園における 特別支援保育・教育の充実 - 子育て家庭の経済的負担の軽減 未来を切り拓く 地域とともにある - 地域や大学との協働による 学校づくりを推進する 学校教育の推進 すまいるスクール事業の充実 (仮称) 子ども・若者センターの開設・運営 すべての青少年の成長を - 社会体験・自然体験と異世代交流の推進 支援する - ボランティア活動の推進 - 児童・思春期のこころの健康づくりの推進 青少年の成長と - ひきこもり等若者、家族への支援事業 社会的自立に困難を抱える 自立の支援 青少年を支援する - 社会的養護体制の構築 - 地域との連携による青少年団体と指導者の育成 青少年の成長を支える 環境を整備する - SNS 等情報通信ツール適正利用の啓発・推進

3. 乳幼児から青少年の人口の推移

左 歩				推	移(各	年1月1	日)			
年齢	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R 02年	R03年	R 04年	R05年	R06年
0歳	3, 394	3, 642	3, 688	3, 637	3, 678	3, 681	3, 667	3, 366	3, 211	2, 997
1	3, 471	3, 488	3, 618	3, 741	3, 696	3, 807	3, 685	3, 539	3, 214	3, 151
2	3, 192	3, 400	3, 358	3, 545	3, 635	3, 640	3, 763	3, 499	3, 328	3, 121
3	2, 980	3, 166	3, 359	3, 317	3, 524	3, 627	3, 602	3, 601	3, 348	3, 260
4	2, 858	2, 983	3, 126	3, 300	3, 297	3, 528	3, 598	3, 452	3, 461	3, 255
5	2, 838	2, 860	2, 973	3, 097	3, 256	3, 297	3, 522	3, 501	3, 336	3, 399
小計	18, 733	19, 539	20, 122	20, 637	21, 086	21, 580	21, 837	20, 958	19, 898	19, 183
6	2, 733	2, 857	2, 863	2, 966	3, 079	3, 279	3, 301	3, 452	3, 410	3, 311
7	2, 613	2, 730	2, 834	2, 843	2, 966	3, 086	3, 290	3, 264	3, 396	3, 349
8	2,608	2,608	2, 737	2,833	2, 864	2, 969	3, 073	3, 264	3, 244	3, 384
9	2, 393	2,610	2, 594	2, 731	2, 823	2,873	2, 974	3, 047	3, 215	3, 214
10	2, 400	2, 395	2,602	2,604	2, 742	2,816	2, 892	2, 956	3,024	3, 176
11	2, 348	2, 395	2, 418	2, 598	2, 616	2, 752	2, 821	2,878	2, 947	3,001
小計	15, 095	15, 595	16, 048	16, 575	17, 090	17, 775	18, 351	18, 861	19, 236	19, 435
12	2, 308	2, 351	2, 398	2, 426	2, 615	2, 618	2, 780	2,804	2, 865	2, 931
13	2, 351	2, 318	2, 345	2, 402	2, 443	2,630	2, 625	2, 757	2,800	2,835
14	2, 298	2, 351	2, 323	2, 353	2, 407	2, 447	2, 646	2,607	2, 727	2,803
小計	6, 957	7, 020	7, 066	7, 181	7, 465	7, 695	8, 051	8, 168	8, 392	8, 569
15	2, 259	2, 302	2, 354	2, 323	2, 361	2, 425	2, 454	2, 634	2, 597	2, 723
16	2, 249	2, 284	2, 308	2, 365	2, 325	2, 375	2, 415	2, 450	2,632	2, 596
17	2, 109	2, 246	2, 279	2, 296	2, 358	2, 342	2, 358	2, 396	2, 432	2, 615
小計	6, 617	6, 832	6, 941	6, 984	7, 044	7, 142	7, 227	7, 480	7,661	7, 934
18	2, 347	2, 193	2, 332	2, 348	2, 390	2, 414	2, 367	2, 385	2, 468	2, 530
19	2, 429	2, 573	2, 474	2, 537	2, 599	2, 617	2, 592	2, 504	2, 569	2, 663
20	2, 576	2, 541	2, 749	2,601	2, 719	2, 747	2, 727	2,678	2,675	2, 746
21	2, 724	2, 845	2,866	3, 048	2, 918	3,001	2, 928	2, 952	2, 990	3, 068
22	3, 004	3, 041	3, 189	3, 301	3, 467	3, 368	3, 422	3, 296	3, 520	3, 640
23	3, 902	3, 955	4,010	4, 348	4, 444	4, 747	4, 664	4, 563	4, 649	5, 088
24	4, 359	4, 547	4, 545	4, 691	5, 193	5, 235	5, 492	5, 196	5, 369	5, 608
小計	21, 341	21, 695	22, 165	22, 874	23, 730	24, 129	24, 192	23, 574	24, 240	25, 343
合計	68, 743	70, 681	72, 342	74, 251	76, 415	78, 321	79, 658	79, 041	79, 427	80, 464

[○]平成25年1月1日以降の人口は、住民基本台帳法の一部改正(平成24年7月9日施行)に伴う、 日本人および外国人の総数である。

4. 他課との連携事業一覧

7F		連携	 先
項目	内容	区関係	機関・団体
家庭あんしんセンタ	 子育て相談、子どもショートステイ、トワイライトステイ等を運営、	子ども家庭支援センター・子	児童相談所・
	対応している。	ども育成課・保育園・保	民生児童委員・
	71 III C (1 . 20)	健センター	主任児童委員
ファミリー・サポー	会員組織による地域の子育て支援活動である。区内を2地区に分け	 子ども家庭支援センター・家	
ト・センター	て、平塚・大井の2か所のファミリー・サポート・センターで活動	」こり たんしん センター	社会福祉協議会
	を行っている。	(A)	
ナノナノキャット	保健所が実施している新生児訪問をさらに拡充し、児童センター職	子ども育成課・	
すくすく赤ちゃん	員が民生児童委員等と連携しながら、乳児子育て家庭への継続的な	保育施設運営課·健康課·	民生児童委員
訪問	全戸訪問を実施し、各種子育て支援の情報を提供している。	保健センター	
	地域の身近な施設として、児童センター、保育園、幼稚園で子育て	商業・ものづくり課・子ど	 `も育成課・
チャイルド	 に関する相談が気軽にでき、仲間同士での交流や情報交換のできる	 子育て応援課・保育入園詞	周整課·
ステーション	- 「チャイルドステーション」として、妊娠届の際に案内している。	保育施設運営課·健康課	• 保健センター
	7 10.1 内齿上板 1.5、4、 20上件 7 比※ 1.5 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	子ども家庭支援センター・子	
	子ども家庭支援センターが虐待通告**および子どもとその家庭に関	ども育成課・子育て応援	
	する相談の窓口となっている。子育て支援情報の提供も行ってい	課・保育入園調整課・保	シ タロウチョ
児童家庭相談	3.	育施設運営課・生活福祉	主任児童委員
	※令和6年10月以降の虐待通告窓口を品川区児童相談所に一元化	課・保健センター・教育委員	
	する。	会	
	日川屋電田番田本具燃炉器人(日川屋 と 12 4 ウラン・1) 12 1 1 4 1	子ども家庭支援センター・子	旧本和歌雪
	品川区要保護児童対策協議会(品川区こども家庭あんしんねっと協	ども育成課・子育て応援	児童相談所・
品川区要保護児童	議会)を設置し、児童虐待や要支援家庭、少年非行などに対応する	課・保育入園調整課・保	医師会・民生委員
対策地域協議会	ため、地域における関係機関相互の緊密な連携と協力体制を構築	育施設運営課・保健センタ	協議会等の25機
	し、児童虐待等の防止・早期発見に努めている。	-·教育委員会	関・団体
虐待対応・虐待予防	各種健診、相談等を通じ、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を	子ども家庭支援センター・保修	ませいなー
唐付为心·唐付了例	行う。	丁でも豕庭又仮じが・休	€ 1.79 [—]
	保育園、幼稚園での実践カリキュラム「のびのび育つ しながわっ	地域センター・児童センター・	私立幼稚園・私立
就学前乳幼児教育	こ」を基に作成した子育てガイド「のびのびガイド」を就学前のお	保育入園調整課・保育施	保育園・ぷりすく
推 進 事 業	子さんのいる家庭に配付し、誕生から就学までの子どもの育ちを示	設運営課(保育園・幼稚	ーる西五反田・
	し、子育て、親育ちを支援する。	園)・健康課・保健センター	認証保育所
	就学前の保育園・幼稚園児が小学生と交流する機会を設け、学校環	保育入園調整課・保育施	
保幼小ジョイント	境に慣れ親しみ、学校生活に意欲をもって就学できるようにする。	設運営課(保育園・幼稚	私立幼稚園・
事業		園)・指導課(小学校・	私立保育園
		義務教育学校(前期))	
幼保一体施設および 区立幼稚園の運営	幼保一体施設6園を含む、区立幼稚園の運営事務(補助執行)	保育施設運営課・庶務課	• 学務課 • 指導課
	全児童放課後等対策事業として、学校施設を活用し、すまいるスク	子ども育成課・障害者支	
	ールを全小学校および義務教育学校で開設している。各すまいるス		
すまいるスクール	クールでは、「学習タイム」「フリータイム」「教室」を実施、学		私立大学
	校と協力し学力の向上および児童の健全育成に努めている。	9-	
青少年地域貢献活動	青少年の自主活動の企画・実践をサポートし、多くの社会貢献活動	人事課・地域活動課・	A ASSET U
	の機会を提供している。	子ども育成課・庶務課	各種団体
		子ども家庭支援センター・子	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		ども育成課・子育て応援	
	妊娠・出産・育児の切れ目のない包括的な支援のしくみを実現し、	課・保育入園調整課・保	
イワボフネットワーク	子どもを産み育てやすい環境の充実を目指す。	育施設運営課・障害者支	
		援課・健康課・保健センター	
		1	i.

I. 子ども育成課

1. 次世代育成支援と青少年健全育成

(1) 次世代育成支援

- ①「子育てガイド」の発行
- ②「子育て支援情報発信アプリ」の配信

【目 的】

主に妊娠期から小学校就学前までの子どもを持つ保護者を対象とした、区の子育て支援事業や 区内で子育てするにあたって有益な情報を冊子やアプリ等で情報を広く周知し、安心して子育て できるよう総合的な子育て支援の情報を提供しています。

【概要】

① 子育てガイド

子育で中の母親たちの自主グループ「品川SKIP編集委員会」と協働で、子育で支援総合情報誌「いきいきあんしん子育でガイド」を発行し、親子健康手帳(母子健康手帳)交付時に配布、保健センターや児童センター事業等で活用しているほか、区ホームページおよび子育で支援情報発信アプリにおいて公開しています。

配布部数 13,000部

② 子育て支援情報発信アプリ

区の様々な子育で情報を積極的に発信する「しながわこどもぽけっと」を運営し、妊娠中から 出産、育児に役立つ子育で支援情報のほか、子育で講座・イベントの検索、公共施設の地図案内 など、利用者目線に立った情報の発信を行います。また、品川区保健所のアプリ「しながわ予防 接種ナビ」との統合を進めるなど、情報発信の一元化に努めています。

【予 算】2,493千円

(2) 青少年問題協議会

【目的】

品川区における青少年の指導、育成に関する総合的施策の樹立に必要な調査・審議および施策 の適切な実施に必要な団体・関係行政機関相互の連絡調整を図ります。

【組織】

品川区青少年問題協議会は、会長(区長)および区長が任命または委嘱する委員58人以内を もって構成します。(条例第2条第1項)

① 区議会議員 5人以内

② 教育委員会の教育長 1人

③ 学識経験者 30人以内

④ 関係行政庁の職員 12人以内⑤ 区に勤務する職員 10人以内

委員の任期については、学識経験者のみ2年と定めています。

このほか、特別の事項を調査または審議する必要があるときは、専門委員会を置くことができます。

【概要および執行実績】

- •青少年問題協議会(2月)
- ・青少年健全育成夏季対策作成委員会 (委員10人 年2回)「夏季対策パンフレット」発行 25,000部
- ・青少年健全育成冊子作成委員会 (委員8人 年2回) 「あすに向かって」(中学校・義務教育学校(後期課程)生活へのガイドブック) 発行 5,500部
- ·青少年健全育成基本方針作成委員会 (委員10人 年2回) ※隔年開催 「令和6·7年度青少年健全育成基本方針」発行 1,600部
- ・子ども・若者計画専門委員会 (委員13人 アドバイザー3名 年2回) 子ども・若者計画(第2期)の進行管理

【予算額】 3,275千円

【根 拠】 地方青少年問題協議会法 品川区青少年問題協議会条例、品川区青少年問題協議会条例施行規則

(3)「明るい家庭づくり」(家庭の日) 啓発事業

【目的および概要】

品川区では、昭和49年より第1日曜日を「家庭の日」と定め、明るい家庭づくり運動を推進しています。児童センターにて「家庭の日」に幟旗を掲出、毎月1日号の区広報紙に、啓発記事を掲載しています。

また、「家庭の日」の普及・啓発を兼ね、区内のキャンプ場などを利用し、親子で自然体験を 学び、共に成長すること目的とした「親子ネイチャープロジェクト」を実施しています。(青少 年委員 0B 会に事業委託)

【予算額】 512千円

(4) 青少年委員活動

【目的および概要】

地域の青少年の健全育成を目的として、青少年育成活動の促進を図るため、余暇指導や青少年 団体の育成、相談および連絡調整などを行います。

【実 績】

①委員会活動

- ●青少年委員会会議を開催し、品川区の青少年の状況把握に努めます。
- ●以下の会議において育成事業についての協議・検討を自主活動として行っています。

役員会および運営委員会:(原則)毎月第1木曜日定例開催

定例会:(原則)每月第3木曜日定例開催

「品川区青少年委員だより」発行

	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
発行回数	1 回	1回	3回			
No.	No.99	No. 100	No. 101	No. 102	No. 103	
部数	2,600部	2,200部	2,200部	2,200部	2,200部	

②品川区委託事業

● ジュニア・リーダー教室 (P.18 (5) 参照)

③青少年育成事業

● 青少年育成事業助成

青少年委員会の自主企画事業を助成しています。(P.19(7)参照)

● 研修会

青少年委員のスキルアップとともに、委員間および行政との意思疎通を図ります。

【予算額】 5,661千円

【根 拠】 品川区青少年委員の設置に関する規則

(5) ジュニア・リーダー教室 *青少年委員会に事業委託

【目的および概要】

地域や学校におけるインリーダーの資質を育てることを目的に、グループワークや野外活動の 知識・技術を学ぶ機会を提供します。

小学生コース ($4\sim6$ 年生) は、旗の台コース、荏原コース、南大井コース (各定員 30 名) の計 90 名の定員で年 12 回開催

中学・高校生コースは、こみゅにていぷらざ八潮において、定員40名で年13回開催

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	157人	162人	196人
延べ人数	* ¹ 512人	*21,278人	1,538人

*1令和3年度は年間プログラムを縮小して計6回実施

*2令和4年度はサマーキャンプ、冬キャンプを再開

【予算額】 7,142千円

(6) 青少年育成者研修

【目的および概要】

区としての青少年育成施策の質的向上を図ることを目的として、青少年育成施策の現状と課題を他自治体や研究者から学び、青少年委員など青少年育成者のスキル向上を図るとともに、現場において青少年に接する青少年委員やリーダースタッフ、地域における青少年育成者の研修機会を充実します。

【実 績】

① 青少年育成者としてのスキルアップに役立つ各種研修会・講習会を企画・実施します。

企画研修 参加状况

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数		1回	
延べ人数	*1実績なし	21名	* ² 実績なし
対象		青少年委員	

^{*1}令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動なし

*2令和5年度は研修会(講演)の中止により活動なし

【予算額】 125千円

(7) 青少年育成事業助成金

【目的および概要】

品川区青少年委員会の自主企画事業に対し事業費の一部を助成し、区民との協働の視点で事業の充実を図っていきます。

7万元天で囚っているよう。			
令和3年度	実施日/場所	参加申込者数	参加者数
	*実績なし		
令和4年度	実施日/場所	対象者数	参加者数
デイキャンプ体験会	第1回:8/11(木) 第2回:11/6(日) みなとが丘ふ頭公園キャ ンプ場	子ども93名	第1回:29名 第2回:39名 累計:68名
令和5年度	実施日/場所	定員	参加者数
デイキャンプ体験会	第1回:8/11(金) 第2回:11/5(日) みなとが丘ふ頭公園キャ ンプ場	子ども30名/回	第1回:16名 第2回:11名 累計:27名

^{*}令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動なし

【予算額】 700千円

(8) 体験型育成事業 (親子体験交流事業)

【目的および概要】

災害時相互援助協定を結ぶ岩手県宮古市に小学生4~6年生の親子10組20名で訪れ、東日本大震 災からの復興を目指して再整備をすすめている街並みや震災遺構を見学し、防災意識を啓発します。 また、宮古の豊かな自然に触れることに加え、地元の子どもたちと交流することで、参加親子の 健全育成を図ります。

運営:つなこし事務局(つながる「みやこ」と「しながわ」)

実施内容:自然体験(閉伊川水源地トレッキング、兜明神岳登山)

防災意識啓発 (震災遺構見学、体験談拝聴)、地元児童との交流他

【予算額】 1,000千円

^{*}令和4年度はジュニア・リーダー教室の落選者93名のうち、希望があった児童を対象とした。

2. 子育て応援プログラム事業

【目的】

年間を通して多岐にわたる子育ての応援プログラムを展開し、乳幼児親子の居場所などをつくり、不安感や孤独感の解消を図ります。

【概要】

(1)子育て交流サロン

①子育て交流サロン平塚橋すきっぷひろば (西中延1-2-8 平塚橋ゆうゆうプラザ)

内容:地域の乳幼児親子の交流の場と子育て相談の場として、乳幼児親子の交流を目的に開設。

対象:区内在住で、おおむね0~2歳児の親子

実施日:原則月3日(第1・2・4木曜日) 午前10時30分~午後2時30分

実績:

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 施 回 数	*35 回	31 回	33 回
利用者数	851 人	846 人	1,230 人
相談件数	71 件	71 件	114 件

*令和3年度は西品川すきっぷひろばの名称で実施

運営:品川SKIP編集委員会

②子育て交流サロン荏原すきっぷひろば (荏原5-6-5 荏原区民センター)

内容:地域の乳幼児親子の交流の場と子育て相談の場として、乳幼児親子の交流を目的に開設。

対象:区内在住で、おおむね0~2歳児の親子

実施日:原則月3日(第1・2・4月曜日) 午前10時30分~午後2時30分

実績:

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 施 回 数	31 回	33 回	31 回
利用者数	1,084人	746 人	658 人
相談件数	61 件	67 件	51 件

運営:品川SKIP編集委員会

【予算額】 3,630 千円

(2) 子育て講座

①離乳食レッスン ※児童センター実施事業

内容:月齢に合った調理形態を学び、簡単な調理等のデモンストレーションを行い、離乳食の 悩みを相談する講座。

- (ア)離乳食2回食レッスン
- (イ)離乳食3回食レッスン

対象:(ア) 生後7~8ヵ月頃の乳児と保護者

(イ) 生後9~11ヵ月頃の乳児と保護者

実績:

単発講座		令和4年度	令和5年度
離乳食2回食レッスン	実施回数	23 回	26 回
	利用者数 (子ども)	122 人	143 人
	利用者数 (保護者)	123 人	145 人
離乳食3回食レッスン	実施回数	27 回	24 回
	利用者数 (子ども)	160 人	159 人
	利用者数 (保護者)	164 人	159 人

運営:品川栄養士会

②産後ママのセルフケア ※児童センター実施事業

内容:助産師によるグループワークショップ、講話、簡単なボディケアの実習や相談など

を行う講座。

対象:区内在住か在勤で、おおむね生後2ヵ月~5ヵ月未満の乳児と母親

実績:

単発講座	令和4年度	令和5年度	
実 施 回 数	36 回	36 回	
利用者数 (子ども)	196 人	192 人	
利用者数 (保護者)	188 人	174 人	

講師:助産師

③アレルギー等おしゃべり会・講演会

内容:アレルギー疾患の子どもを持つ親同士や興味・心配のある方の情報交換や子ども

同士の交流、お弁当持参のランチ会を実施。

対象:アレルギー疾患のお子さんと保護者、関心のある方

実績:

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(オンライン含む)	*12 回	*13 回	13 回
利用者数	123 人	102 人	159 人

*新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3・4年度は一部オンライン配信により実施

運営:NPO法人アレルギーの正しい理解をサポートするみんなの会

【予算額】 1,107 千円

3. 在宅子育て支援事業

(1) すくすく赤ちゃん訪問事業

乳児期早期は医学的にも母親が育児不安を強く感じるため、従来から保健所による家庭訪問を実施しています。この訪問事業をさらに充実させるとともに、児童センター職員が継続的に家庭を訪問し、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安などの解消を図っていきます。

111 +- *-		把握数(人)*1			和祖本	訪問件数(件)			라마라	
年度	出生数(人)	出生通知票 受理	その他 * 2	計	把握率 (%)	保健 センター	児童 センター	計	訪問率 (%)	
令和3	3,617	1,577	1,691	3,268	90.4%	2,835	87	2,922	80.8%	
令和4	3,410	1,696	1,316	3,012	88.3%	2,721	89	2,810	82.4%	
令和5	3,150	2,268	890	3,158	100.2%	2,978	3	2,981	94.6%	

^{*1} 出生後の転入者を含む

(2)親育ち支援事業

児童センターにおいて、乳幼児家庭の孤立化の防止や育児不安の解消を図るため、母親・父親・ 次世代の親を対象としたアプローチを行い、総合的な親育ちを支援しています。

① 親育ちワークショップ

主に初めて子どもを持つ母親の育児不安や悩みを受け止め、子育ての負担を軽減することを目的としたワークショップを実施しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数 (クール)	*9□	*19回	72回
参 加 者 数	60人	133人	485人

^{*}新型コロナウイルス感染症対策のため実施回数減

② 父親の子育て応援事業

父子で参加できるプログラムを実施することにより、家庭における母親の育児負担の軽減を 図っています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 施 回 数	*82回	166回	278回
事業参加者数	1,850人	3,773人	6,495人
うち父親参加者数	527人	1,045人	1,748人

^{*}新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年4月~8月事業中止

^{*2} 病院等からの電話による連絡分

③ 赤ちゃんとのふれあい事業

次世代の親となる小中高生と乳幼児親子が交流することで、赤ちゃんをいとおしく思う心を 養い、親となる準備につなげることを目的として実施しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連 携 学 校 数	10校	9校	12校
実 施 回 数	*10回	*11回	17回
延べ参加児童生徒数	858人	696人	1,177人

^{*}新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3・4年度は事前学習のみ実施

【予算額】 4,464千円(①~③)

④ 父親のための親育ちワークショップ

父親としての役割を学びつつ仲間づくりができる事業を展開することにより、家庭における子育 て力をさらに向上させます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
実施回数(クール)	· /†//= / \ 1	3回	6回	
父親参加者数	父親参加者数		33人	

^{*}令和3年度事業中止。

【予算額】 717千円

(3)子育て自主グループ支援事業

乳幼児から思春期までの子どもの親のグループ及び子育て支援の活動を行うグループに対して、家庭教育について学ぶ機会を提供し、地域でのネットワークづくりを支援します。

参加団体数

令和3年度	令和4年度	令和5年度
*3団体	5団体	4団体

^{*}新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年度は3団体のうち1団体が講座中止。

【予算額】 252千円

(4)親子交流支援事業

小学生と保護者を対象に、表現活動を通じて親子の交流が深まる事業を行います。

令和2年度より、青少年の育成を目的とした体験型育成事業から、表現活動を通じた親子の交流を目的とする親子交流支援事業に移行しました。

参加状況

_	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	5回実施	2回実施	4回実施
]	延88人参加	延62人参加	延60人参加

【予算額】 483千円

(5) こども冒険ひろば事業(北浜公園およびしながわ区民公園内)

子どもたちの自主性や創造性、自己責任の意識を育成することを目的に、子ども自身が自然を題材とした遊びを創造し、様々な体験を通して成長できる環境を提供するため、平成14年度より北浜公園内でプレイパーク「北浜こども冒険ひろば」、平成29年度にはしながわ区民公園内に「しながわこども冒険ひろば」を開設しました。専任のプレイワーカーを配置し、火起こし体験や泥んこ遊び、木登りといった自由な遊びができるほか、各種イベントの実施、乳幼児親子の交流の機会を設け、子どもたちの遊びを応援しています。

① 北浜こども冒険ひろば

場所:品川区北品川2-28 北浜公園内

開設日: 平成14年4月27日

開園時間:午後2時~午後6時(第1・3水曜日は午前11時から)

休園日:日曜日、祝日、年末年始

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施日数	*285日	294日	292日
利用者数	8, 493人	6,907人	9,039人

^{*}新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年4月~5月休園

② しながわこども冒険ひろば

場所:品川区勝島3-2-2 しながわ区民公園内

開設日:平成29年5月7日

開園時間:午前10時30分~午後5時30分 休園日:木・金曜日(祝日除く)、年末年始

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施日数	*250日	262日	263 日
利用者数	26, 280人	24, 205人	32,894人

*新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年4月~5月休園

【予算額】 32,287千円

③ 荏原地区外遊び推進事業

荏原地区における、子どもたちの遊びの場を拡充するため、新たに開設。

場所:旗の台5-19-9 旗の台公園内

荏原 5-1-2 荏原中央公園内

(荏原中央公園改修工事のため、令和5年7月~令和6年3月は小山2-17-26 あさひ公園内にて実施)

開設日:令和2年9月9日

開園時間:午前10時30分~午後5時00分

実施回数:月2回(令和4年度まで)、月3回(令和5年度から)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施日数	24日	24日	36日
利用者数	1,316人	1,464人	2,836人

【予算額】 2,762千円

(6) 品川子育てメッセ

現役育児中の母親により構成された実行委員会を中心に、品川区とNPO法人ふれあいの家ーおばちゃんちの共催により、品川区の子育で情報を一堂に集めた見本市「品川子育でメッセ」を開催しています。行政・民間・NPO団体・自主グループ・企業などの情報展示ブースの出展、ステージ、ワークショップなどが行われ、参加者は新たな情報を発見したり、地域のつながりを感じる機会となっています。なお、令和3年度は、インスタライブ等によるオンラインライブ配信での開催、令和4年度は、会場および一部 Zoom 等によるオンラインライブ配信で開催しました。

実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来場者数※	約1,500回 オンライン参加者300人	約416回 1,050人	2,000人
出演・出展団体	75団体	30団体	37団体

※令和3年度はオンライン開催のため、視聴回数および視聴人数。令和4年度についても一部オンライン開催のため、視聴回数を含む。

【予算額】 616千円

(7) 地域子育て支援グループ活動支援事業

令和3年度より、身近な地域での子育て支援活動の活性化を図るため、地域で自主的に活動している子育て支援グループの活動を支援しています。

親子の居場所づくりなどの子育て支援活動を実施する団体等へ1回につき、3,000円を助成します (1グループにつき、年間上限50回まで)。さらに、子育て支援活動を実施する団体等を立ち上げる際の費用の一部について、1団体300,000円(上限額)を助成します。

また、お互いの活動についての情報や連携した活動ができるよう、勉強会や交流会を開催しています。

①助成事業

\sim	2-71-W 1. VK									
		令和3年度		令和4年度			令和5年度			
		団体数	活動 回数	助成金額	団体数	活動 回数	助成金額	団体数	活動 回数	助成金額
	子育て支援活動 助成	6団体	96回	261, 650 円	6団体	150 回	406, 428 円	8団体	233 回	693, 000 円
	子育て支援団体 育成支援助成	0団体	0回	0円	0団体	0回	0円	0団体	0回	0円

【予算額】 1,604千円

②勉強会、交流会

年度	勉強会	交流会	その他
令和3年度	なし	テーマ 「相談機関について」 「品川区の相談機関や支援、相談に関する現 状について」 ゆたか・三ツ木エリア 参加人数14名 東品川・東大井・八潮エリア 参加人数17名	
令和4年度	なし	テーマ フリートーク「児童センターに求めること・団体からのアピール」 中原・平塚エリア 参加人数18名東中延・旗の台・冨士見台エリア参加人数19名 滝王子・大井倉田・水神エリア参加人数19名	
令和5年度	なし	なし	アンケート実施 「今後にむけて」 児童センター 25館 団体 9

【予算額】 1,604千円

(8) 生活支援型一時保育(オアシスルーム)

主に在宅で子育てをしている保護者の方が、買い物、リフレッシュ、通院等の理由で一時的な保育を希望される場合に集団保育にて時間単位の一時預かりを行います。

令和4年度から1か所の登録手続きで全施設を利用できるようになったほか、令和5年7月より 全施設においてキャッシュレス決済が可能となるなど、利便性の向上に努めています。

【利用対象と実施概要】

利用対象:区内に居住する生後4か月から就学前の児童

実施場所:伊藤児童センター内、東五反田児童センター内、小関児童センター内、西中延児童センター内、北品川児童センター内、北品川第二保育園内、荏原保健センター内、ものづくり創造センター内、品川区役所第三庁舎内、ぷりすくーる西五反田内、平塚ゆうゆうプラザ、戸越オアシスルーム

※荏原保健センター内の施設については、令和5年7月からの荏原保健センターの大規模改修に伴い、令和8年5月頃まで仮設施設へ移転中。

実施日時:北品川第二保育園内、荏原保健センター内、ぷりすく一る西五反田内は月〜土曜日、 品川区役所第三庁舎内は土曜日以外の午前8時30分〜午後5時30分

その他の児童センター内、ものづくり創造センター内、平塚ゆうゆうプラザ、戸越オアシスルームでは、月~土曜日の午前9時~午後6時まで実施

利用可能日数:年度内60回以内

【利用料】1時間500円

【実 績】

	令和3年度	令和4度	令和5年度
利用者数	19,077人	22,355人	21,771人

【予算額】334,266千円

(9)地域交流事業(ポップンルーム)

主に在宅で子育て中の方を対象に、地域交流室(ポップンルーム)を開放し、小さなお子さんでも安全に安心して遊べ、互いに交流を深めていただける場の提供を、北品川第二保育園内、荏原保健センター内、平塚ゆうゆうプラザの3か所で実施しています。

※荏原保健センター内施設は、令和5年7月からの荏原保健センターの大規模改修に伴い、令和8年5月頃まで仮設施設へ移転中。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	6,830人	8,652人	9,865人

※令和3・4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用制限を実施。

【予算額】48,909千円

(10) (仮) 八潮子育て支援施設整備

【事業概要】

令和7年5月、旧八潮南保育園跡地に子育て中の親子が気軽に立ち寄り・交流ができる子育て支援の拠点となる施設を開設します。施設にはオアシスルームや木育ルーム・デジタルルームなどの整備を行う予定で、令和6年8月から改修工事を実施予定です。

【背景・目的】

八潮地区には「オアシスルーム」の設置がないなど、子育て支援施策の充実が求められていました。加えて、「預かり」「相談」「遊び」「交流」をワンストップで提供できる場も求められていたことから、総合的な子育て支援機能を持つ本施設の設置に至ったものです。

子育て家庭のリフレッシュはもとより、社会全体で子ども・子育てを支えるための施設とすべく運用を検討してまいります。

【予 算】 725,448千円

4. 児童センター事業

(1)目的·運営

児童センターは、児童福祉法による児童厚生施設で、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること」(第40条)を目的としています。

児童センターでは、児童の健全育成に資するため、子どもたちに遊びの場と機会を提供し、自立を援助しています。また、子育て家庭を支援するために、子育て相談や親子のひろば等の充実を図っています。

区内には25館の児童センターがあり、各児童センターには子どもの遊びを指導する児童指導員を配置しています。

(2) 施設・設備

児童センターには、遊戯室、集会室、図書室、工作室等があります。また、屋上もバスケットやドッジボールなどができるよう整備しています。さらに、子育て中の方のための親子サロン (24館) や、中高生のためのティーンズプラザ (9館) を設置しています。

各児童センターには、卓球台、一輪車、各種遊具、ゲーム、楽器などが揃えてあり、子どもたちが 自由に利用できるようにしています。

(3) 事業活動

クラブ活動

子どもたちの創造力や自主性を高めるため、工作・スポーツ・音楽・ダンス・あそび・食育・体験クラブ等バラエティに富んだ活動を行っています。

② 各種行事

児童センターまつり、ゲーム大会、観劇会、野外活動等季節に応じた行事を実施しています。5 月の児童福祉週間には、「こども夢ウィーク」を平成28年度より「しながわ子ども未来フェスタ」 と統合し、全館合同の集合型イベント「わっくわくランドしながわ」に移行して実施しています。 また、地域間での子どもたちの交流を図ることを目的に、各児童センターが連携した合同行事を開催しています。

・わっくわくランドしながわ

児童センターを見て、体験して満喫できる屋外型のイベントです。しながわ中央公園で行われ、乳幼児親子から中高生までと幅広い年齢が交流し楽しめるプログラムを実施しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来場者数	*実績なし	1,927人	1,460人

*新型コロナウイルス感染症対策のため事業中止

※令和4、5年度は定員を設け縮小して実施。

・バンド活動

6館で子どもたちの音楽バンド活動を支援しています。児童センターの行事で、各バンドクラブの日頃の練習成果を発表し合う場を提供しています。また発表活動として、しながわ夢さん橋のパワードリームミュージックフェスタ(PDMF)に参加しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PDMF 参加バンド数	*実績なし	3組	13組

^{*}新型コロナウイルス感染症対策のため中止

• ダンスフェスタ

日頃の練習成果の発表と各ダンスチーム間の交流を図ることを目的としたダンスフェスタを年1回開催しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出演者 (参加館)	*実績なし	*実績なし	7組

^{*}新型コロナウイルス感染症対策のため事業中止

※令和5年度は、規模を縮小し実施した「DaDaDa Dance」による参加組数を記載。

・ふれあい卓球大会

全館に卓球台を設置しています。このため卓球は、なじみやすいスポーツの一つとなっています。日頃の練習成果を試す機会を提供するとともに、スポーツをとおして交流を図ることを目的とした大会を年1回開催しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふれあい卓球大会 出場者	*実績なし	78人	95人
スペシャル卓球教室 参加者	206人	182人	なし

^{*}新型コロナウイルス感染症対策のため事業中止

③ 多世代交流支援事業

異世代交流事業をとおして、高齢者、子育て世代、小中高生、乳幼児が交流を深め、地域子育て力を向上させるため、7館で七夕会等の交流行事を行っています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	*実績なし	*実績なし	13回

^{*}新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3・4年度事業中止

④ 子育て相談

少子化や育児の孤立化に伴う子育て不安等への対応として、親子のひろばや母親講座を開催し、 情報交換・交流の場の提供を行うとともに、子育て相談も実施しています。

また、中高生から大人までを対象とした子育て支援スタッフの育成講座の開催や、シニア世代の力を子育て支援に生かしてもらうための場の提供を行っています。

子育て相談実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延相談件数	3,237回	3,439回	3,391回

※子育てネウボラ相談員 (P54参照) の相談件数含む

⑤ 親子のひろば

0~3歳の年齢別に親子のふれあい遊びや運動、季節行事などを実施しています。親子のひろばの参加を通じて、親同士の交流や情報交換のほか、子育てに関する相談を受け付けています。

参加状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数	109クラブ	107クラブ	107クラブ
実施回数	3,539回	3,239回	3,041回
利用者数(子ども)	36,003人	35,064人	31,509人
利用者数(保護者)	34,040人	33,377人	30,616人

⑥ おもちゃのひろば

おもちゃの遊び方の相談や指導を行う「おもちゃのひろば」を実施しています。

実施場所

大井倉田児童センター	毎週月曜日	午前10時00分~午前11時15分
後地児童センター	毎週月曜日	午前10時30分~午前11時45分

利用実績(品川地区·荏原地区合計)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員	1,080人	1,304人	1,478人

⑦ サンデー子育てサポート事業

年末年始を除く日曜日および休日の午前9時から午後6時まで、ゆたか・東品川・旗の台・滝王 子・平塚・八潮の6館で、通常開館業務を実施しています。

父親を含めたファミリー層の利用を促進し、中高生の活動を一層支援します。子育て支援事業を 実施し、子育て家庭の支援、児童の仲間作りを行っています。

(4) チャイルドステーション

児童センターでは、乳幼児の保護者を対象にものづくりやお話し会、季節の行事など、各館それぞれ工夫を凝らしたプログラムを用意しています。お子さんを遊ばせながら楽しめる内容で、お父さん・お母さんたちの交流や情報交換、仲間づくりのできる場ともなっています。

また利用者には、児童センターで実施している「親子のひろば」や「親育ち支援事業」、「親子サロン」など、乳幼児親子の支援の場を紹介し、利用につなげています。

(5) 利用時間、休館日

- ① 利用時間:午前9時~午後6時
- ② 利用時間の延長:下記ティーンズプラザ実施館において、週2回、午後6時から午後7時まで中高生のために利用時間の延長を行っています。(必要な場合には午後8時まで延長)

東品川児童センター:月・水、東大井児童センター:水・木、中原児童センター:水・木 滝王子児童センター:火・水、平塚児童センター:火・水、東中延児童センター:水・土 富士見台児童センター:水・金、ゆたか児童センター:水・木、八潮児童センター:火・水 ③ 休館日:日曜日および休日 (サンデー子育てサポート事業を除く) と年末年始 (12月29日~1月3日)

(6) 平日夜間および日曜の施設(目的外) 使用

児童センターの事業のない日曜日および平日の夜間に、施設の有効活用を図る目的で実施しています。ただし、水神・小関・八潮の3館を除きます。(平成8年5月から実施)

※中原児童センターは令和5年7月から令和7年8月まで仮施設での運営のため貸出中止。

① 使用できる施設および使用料 児童センターの集会室、遊戯室、図書室等。使用料は各施設により異なります。

② 使用できる日時

年末年始を除く日曜日	午前9時~12時	午後1時~5時	児童センターの事業
休日を除く月~土曜日	夜間 午後6時	15分~9時30分	が入っている場合 は、使用できませ ん。

③ 使用料の減額・免除

次の団体等は、使用料の減額・免除が受けられます。

区が使用するとき

・区に登録した障害者団体

| ・区に登録した地域児童健全育成団体のうち、18歳未満の児童を主たる構成 | 員とする団体

減 ・区に登録した地域児童健全育成団体

・教育委員会に登録した社会教育関係団体

額┃・公益のため使用する場合で、区長が特に認めたとき

④ 令和5年度施設利用状況

一般使用		減額団体		体				
減・免の	児童育成	社会教育	その他	17	児童団	障害者		
対象外	団体	関係団体	公益団体	区	体	福祉団体		
169回	19回	101回	0回	4回	415回	0回		

(7)児童センターの利用状況

	施設数	入館者数		内	訳		一日平均 入館者数
			幼児	小学生	中学生	15歳以上	八阳石奴
令和3年度	※ 1 25	425,404	134,854	147,584	16,831	126,135	1,366
令和4年度	※ 1 25	540,484	160,493	193,608	32,893	171,521	1,744
令和5年度	※ 1 25	642,483	175,263	257,932	37,767	171,521	2,193

※1 一本橋児童センターは令和3年度3月・令和4年度・5年度、改築のため休館

(8)児童センター入館者数

(令和5年度)

	施設	八貼日第	入館	者数	入館者内訳										
児童センター	床面積 ㎡	開館日数	年間	— 日 平均	幼児	小学生 低学年	小学生 高学年	中学生	高校生	18歳以上					
東品川	576.0	293	17,765	60.6	5,537	1,777	3,610	1,756	122	4,963					
北品川	402.0	293	18,648	63.6	6,812	1,717	3,471	124	13	6,511					
東大井	507.0	293	26,535	90.6	5,964	5,598	6,650	2,065	758	5,500					
南品川	604.9	293	20,928	71.4	5,102	3,813	6,199	870	142	4,802					
中原	589.0	293	30,253	103.3	8,339	6,430	6,057	1,354	256	7,817					
東五反田	353.0	293	18,409	62.8	7,432	1,218	1,685	529	274	7,271					
三ツ木	400.8	293	19,290	65.8	6,580	2,357	4,059	317	20	5,957					
小関	628.7	293	31,632	108.0	10,720	5,810	4,021	1,255	18	9,808					
水神	527.1	288	35,944	122.7	9,763	6,528	8,178	407	1,794	9,274					
南大井	402.0	293	27,952	95.4	9,297	6,688	3,673	182	83	8,029					
大井倉田	517.7	293	25,137	85.8	9,994	2,562	2,584	954	52	8,991					
一本橋※	322.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
滝王子	686.4	293	39,971	136.4	9,375	9,139	9,676	2,864	347	8,570					
伊藤	299.3	293	20,405	69.6	5,857	5,328	3,643	280	10	5,287					
平塚	799.0	293	35,869	122.4	7,199	5,826	9,659	5,017	713	7,455					
後地	505.5	293	31,431	107.3	7,505	4,478	10,239	1,649	76	7,484					
旗の台	532.0	293	27,666	94.4	6,674	4,685	7,494	2,250	311	6,252					
西中延	398.0	293	20,385	69.6	6,521	2,982	3,208	1,818	25	5,831					
東中延	611.0	293	25,642	87.5	5,605	5,397	6,542	2,415	310	5,373					
中延	435.5	293	24,111	82.3	7,790	2,417	6,409	330	63	7,102					
富士見台	553.0	293	25,854	88.2	5,442	3,653	7,401	2,796	1,270	5,292					
大原	465.1	293	16,303	55.6	2,420	3,895	6,311	1,095	132	2,450					
ゆたか	818.0	293	34,632	118.2	7,402	7,978	8,695	2,580	320	7,657					
南ゆたか	330.0	293	19,841	67.7	6,363	4,140	3,575	140	8	5,615					
八潮	1817.0	293	47,880	163.4	11,570	8,375	12,102	4,720	443	10,670					
総数	14080.0	7,027	642,483	2,193	175,263	112,791	145,141	37,767	7,560	163,961					
平 均	563.2	281	26,770	91	7,303	4,700	6,048	1,574	315	6,832					

[※] 一本橋児童センターは令和3年度3月・令和4年度・5年度、改築のため休館

(9)事業活動実施一覧

(令和5年度)

			未心			· 見									(中和3十段)															
	\	児	童セ	ンタ	<i>z</i> —	・ 東	北	· 東	南	· 中	東	• =	小	· 水	南	· 大		• 滝	伊	• 平	後	• 旗	西	· 東	中	- 喧	大	・ ゆ	南	· 八
	\								品品	'	五	ーツ		\1 \	大	井	*		ν·	'	汉	か	中		'	士		た	ゆ	
									124	反		нн	ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ		倉田	本		-5.1.	Ţ	Life				7-1	見い			た、	Men	
項目	1	川川井川原									丑	+	関	伳	开	田	橋	十	藤	琢	地	伯	延	延	延	佢	原	カュ	か	祤
親	0	歳	児	向	け	全館実施											改													
子の	1	歳	児	向	け	全館実施																								
ひろば	2	歳	児	向	け	全館実施											0)	<u> </u>												
ば・	3	歳	児	向	け	全组	館ま	ミ施									た													
講座等	子	育	て	相	談	全组	館実	ミ施									め													
	子	育	て	講	座	全组	全館実施																							
地域交流	地	域	の E	まつ	り	全组											館													
交流	プ、	ール	• 水	くあそ	そび	♦	•	•	♦		♦	♦	♦		•	♦		♦			♦		•	♦	♦	•		•	•	•
	野	外	活	動	等			•		•				♦	•											•		•		•
・季節行事等	観		劇		会	•	•	•	♦		•		•	•	•	•	•	•	•	•		•								
事	中	高	校生	上 事	業	•		•		•				•	•	♦		•		•		•	•	•		•	•	•		•
44	エ		作		系	•	•	•	♦	•	♦	♦	♦	♦	•	♦		•	•	•	•	♦	•	•	♦	•	♦	•	•	♦
	手		芸		系		•	♦	•	•	•	•			•					•	•								•	
	ス	ポ	_	ツ	系	•	♦	•	♦	•	♦	♦	♦	•	•	♦		•	•	•	•	♦	•	•	♦	•	•	•	•	♦
クラ	ダ	٤	/	ス	系					•		♦						♦		•	•				♦	•	♦	•	•	
ブガ	音		楽		系	•		•		•			•		•	♦			•					•		•		•		•
ブ活動等	ク	ツ	キン	/ グ		•		♦		•	♦	•	•	•		♦				•		•	•	•	•	•				•
寸	遊		び		系	•	♦	♦	♦	•	♦	♦	•	•	•	♦			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	そ		の		他					•				♦		♦		♦	•					♦		♦		•	•	♦
	発		表		会	♦	♦	♦		•		♦	♦	*	•			♦	•	♦	♦			♦	♦	♦	♦	•	•	♦
		スケッ		ル・コ		•	•	•	•	•	♦				•	♦		♦	•	•	•		•	•	♦	•	•	•	•	•
	<u>۱</u>	ラ	ンズ	ポリ	ン								♦		•	•		*		•				•						
遊	_		輪		車		♦						•	♦	•			♦									♦		•	
具等	イ:	ンラ		スケー																						•			Ė	
	卓	•	球		台	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
		ラヾ		ライ		•	Ť	•	•	•	Ť	•	Ť	•	Ť	•		*		•	Ť	•		•	Ť	•	Ť	•	•	•
	ĺ ,	/ /		/	~	•		▼	▼	•		▼		▼		•		▼		•		▼		•		▼		▼	▼	▼

5. すまいるスクール事業

(1)目的・運営

平成13年度より第二延山小学校でのモデル実施を皮切りに、平成18年度から、全小学校で放課後や土曜日、夏休みなど長期休業日等に、学校施設を活用して、児童が学習や遊び、スポーツなどができる居場所として、「すまいるスクール」(全児童放課後等対策事業)を開設しています。

国は平成19年度に、文部科学省が進める児童の居場所のための「放課後子供教室」と厚生労働省が進める就労家庭の児童を対象にした福祉施策である「放課後児童クラブ」の放課後対策事業を連携して実施するため、「放課後子どもプラン」を創設しました。これは、本区が進める学童保育を包括した全児童放課後等対策事業がモデルとなっています。本事業では、このプランの内容に加え、学校と一体化した教育を視野に入れたさまざまな対応を行っていることが大きな特徴です。平成26年度には、文部科学省と厚生労働省が、共働き家庭等における「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、新たに「放課後子ども総合プラン」を策定しました。令和元年度には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、「待機児童」の解消と学校施設を活用した一体型の実施を推進しています。

このように、国の放課後対策事業の動向等が開設当時と比べ大きく変化していること、社会状況の変化に伴い、子育てに対するニーズも変化し、特に就労家庭の保護者から実施時間の延長要望が寄せられていたことから、利用時間の延長や間食の提供などの事業の見直しを平成28年度に実施しました。

各すまいるスクールでは、児童が自習や遊び、スポーツ等を自由に行う「フリータイム」、地域のボランティアの方々の協力を得て運営する、英会話・工作・囲碁などの「教室」、放課後の学習の場として学習の機会を提供し、児童が学校の宿題等に自主的に取り組む「学習タイム」を実施しています。

児童が自由に参加し活動できる場所として、学校と連携して内容の充実に努めています。

【予算額】すまいるスクール運営費 1,631,674千円

(2)利用施設

学校施設内にすまいるスクール専用のスペースを設けるほか、授業等で使用しない時間に校庭、 体育館、特別教室等を学校と調整のうえ使用しています。学校施設という広い場所を活用し、教育 の現場と一体となって運営しています。

(3) 事業活動

フリータイム

クラスや学年を越えた友達と関わりながら、遊び、読書、学習など、自由に過ごす時間です。 児童が思い思いに過ごす中で、自らが工夫ある活動を展開し、自主性を養い、創造力を高めます。 また、遊びや活動を通して、協調性・社会性を身につけ、人とのかかわり方の基礎を学びます。 さらに、フリータイムの中では、高齢者施設訪問、清掃活動などの地域貢献活動や、幼稚園、保 育園との交流なども行っています。

② 教室

児童の体験活動の場として設けられ、日本の伝統文化を学ぶ教室、スポーツ教室、環境や音楽など情操教育のための教室、ものづくり教室など、様々な教室が行われています。これらの体験

は、自らの可能性や新たな目標を見つける一助となり、その後の生き方を豊かにしてくれます。 教室の運営は、地域やPTAの方々などの協力により実施されており、地域の方々とのつながり を深めています。

③ 学習タイム

学習機会の提供と学習習慣の定着を目的に、学習タイムの場を設定しています。児童は学習タイムの中で、学校の宿題や持参する教材等に自主的に取り組みます。スタッフは、学校と連携し、宿題や児童の取り組み状況を把握します。

(4) 対象児童・利用料

- ① 対象児童
 - (ア) 学校授業日および学校休業日の午後5時まで 実施校に在籍する児童
 - (イ) 学校授業日および学校休業日の午後5時から午後6時まで (ア) に規定する児童であって、かつ、保護者が就労、疾病その他規則で定める事由に該 当し、家庭において午後5時後に適切な保護を受けることができない児童
 - (ウ) 学校授業日および学校休業日の午後5時から午後7時まで (ア) に規定する児童であって、かつ、保護者が就労、疾病その他規則で定める事由に該当し、家庭において午後5時後に適切な保護を受けることができない第1学年から第3 学年までの児童
 - (エ)区内在住で、私立小学校、国立小学校、特別支援学校等に在籍する児童のうち希望する 児童で、利用時間については(ア)から(ウ)に準じる。

② 利用料

- 午後5時まで 月250円
- ・午後6時まで 月3,250円
- ・午後7時まで 月4,250円
 - ※減額・免除制度あり

【減額(半額)】小学生の児童が2人以上いる世帯の、最年長の小学生(登録の有無は問わない)1名を除く児童

【免除】①生活保護受給世帯の児童②住民税非課税、または均等割のみ課税の世帯の児童 ③就学援助受給対象児童

(5) 実施日・利用時間

① 実施日:年間を通して、月曜日から土曜日まで ※日曜、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は休み

② 利用時間

- ・学校がある日は放課後から午後7時まで
- ・学校が休みの日は午前8時15分から午後7時まで
 - ○午後5時を超えて時間延長する児童に、間食を提供します。また午後6時を超えて帰宅する場合は、保護者などの迎えが必要になります。

(6)登録児童数

<u> </u>	外ル主奴								
すまいる	令和 5 年	F3月末	令和6年	F3月末	すまいる	令和5年	F3月末	令和6年	₹3月末
スクール名	児童数	登録数	児童数	登録数	スクール名	児童数	登録数	児童数	登録数
城南	642	421	722	494	中 延	142	110	153	108
浅 間 台	210	131	217	126	小 山	406	230	387	241
三木	365	168	351	175	大 原	309	167	309	177
御殿山	648	316	646	384	宮 前	283	181	280	180
城南第二	484	218	474	260	源 氏 前	339	195	332	220
第一日野	527	240	554	274	第二延山	653	398	641	440
芳 水	709	364	731	442	後 地	349	246	380	279
第三日野	719	344	748	424	戸越	376	175	393	222
第四日野	443	231	428	238	旗 台	316	150	315	183
大井第一	803	415	762	433	上 神 明	176	117	191	129
鮫 浜	393	263	450	304	清 水 台	222	164	220	141
山中	409	278	427	306	小 山 台	326	166	306	152
立 会	439	336	571	353	日野学園	518	282	516	323
浜 川	742	388	785	457	伊藤学園	494	245	519	291
伊 藤	541	287	561	344	八潮学園	690	383	722	428
鈴ヶ森	628	310	632	309	荏原平塚学園	416	236	438	269
台 場	341	198	341	220	品川学園	780	376	768	415
京 陽	409	199	391	233	豊葉の杜学園	572	291	562	329
延山	498	267	473	286	全児童数	17, 317	9, 486	17,696	10, 589
					1校平均	468	256	478	286
					登 録 率	_	54.8%	_	59.8%

(7)参加児童数(延べ人数)

(1) 21			X /						
すまいる	令和 4	4年度	令和 5	5年度	すまいる	令和 4	4年度	令和 5	5年度
スクール名	平日	土曜	平日	土曜	スクール名	平日	土曜	平日	土曜
城南	27, 579	455	30, 865	360	中 延	7,520	484	9, 513	572
浅 間 台	10,660	96	11,839	129	小 山	15, 936	329	16, 714	289
三木	15, 237	202	16, 415	404	大 原	13, 946	509	13, 379	326
御殿山	22, 431	387	22, 507	311	宮前	13, 213	372	12, 200	345
城南第二	17, 538	274	16, 750	98	源 氏 前	16, 194	165	18, 513	267
第一日野	18, 195	222	21, 379	182	第二延山	28, 961	718	33, 015	787
芳 水	30, 371	546	30, 254	620	後地	23, 654	416	26, 460	403
第三日野	19, 782	422	23, 652	537	戸越	14, 745	416	17, 229	368
第四日野	17, 395	159	17, 033	284	旗 台	12, 520	434	13, 597	346
大井第一	33, 839	465	35, 725	261	上 神 明	12, 111	92	10, 986	185
鮫 浜	19,616	412	21, 892	420	清 水 台	10,891	180	12, 279	188
山中	23, 198	453	26, 216	668	小 山 台	14, 087	265	14, 905	316
立 会	24, 804	409	28, 596	637	日野学園	22,061	248	24, 144	343
浜 川	29,616	185	35, 480	327	伊藤学園	21, 968	304	23, 935	208
伊藤	26, 038	465	27, 995	525	八潮学園	30, 745	577	32, 381	701
鈴ヶ森	22, 166	320	22, 278	233	荏原平塚学園	19,888	458	22,873	482
台 場	18,007	314	19, 779	440	品川学園	29, 726	462	30, 054	357
京 陽	13, 845	289	16, 864	289	豊葉の杜学園	24, 225	448	29, 796	609
延山	23, 856	476	22, 567	426	全児童数	746, 564	13, 428	810,059	14, 243
					1日平均	3,072	269	3, 334	285
					登録参加率	32.4%	2.8%	31.5%	2.7%

(8) 学習タイムおよび教室実施状況

	8) =	<u>гн</u>	ダイムおよ	<u>U-3</u>	久土		ルピコ	八刀	<u>.</u>					麨	室										
					伝統文化				スポーツ・運動				学び・教育				4,0	つづく	< n						
					1247	ر باوا	<u> </u>				7.			E 293	そ		42	1 0		T	,	7-	0 -		
			学習タイム	囲碁	将棋	書道・書き方	り	その他伝統文化	バスケット	バドミントン	ダンス・踊り	サッカー等	野球	卓球	の他ス	英語ほか外国語	お話・読み聞かせ	音楽・楽器	弐	環境・エコロジー	イラスト・美術等	その他学び・教育	工作	科学実験・マジック	その他ものづくり
城		南	\Diamond	•											25/1				•				•	/	
浅	間	台	\Diamond	•		•									♦		•						•		
Ξ		木	\Diamond	•							•						•				•		•		♦
御	殿	Щ	\Diamond	♦									♦	♦	♦		♦						♦		
	南第	;	\Diamond	♦			♦		♦	♦					♦			♦					♦	♦	♦
第	一 目	野	\Diamond	♦	♦													♦			♦		♦		
芳		水	\Diamond	♦			♦			♦							♦						♦		
	三日		\Diamond	♦	♦		♦	♦	♦						♦		♦	♦			♦		♦		
	四日		\Diamond	♦			♦								♦		♦					♦	♦		
	井第		\Diamond	♦				♦					♦		♦								♦		
鮫		浜	\Diamond	•	♦	♦									♦								♦		
山		中	\Diamond	♦								-			♦							♦	♦		
立		会	\Diamond	•		♦						♦		♦									♦	♦	
浜		川	\Diamond	 	♦			_						♦	_			♦			_	_	♦		
伊		藤	\Diamond	•	•			•							•					♦	•	•	•		
鈴	ケ	森	\Diamond	▼	•										•			•					•		_
台		場	\Diamond		•		•	•										•	•		•		▼	•	•
京延		陽山	\Diamond	▼	▼		•	▼					<u> </u>	•	▼		•	•		▼			▼	▼	•
延由		山延	\Diamond		▼		•	•					▼	▼	▼		•					<u> </u>	▼		▼
中小		延山			▼			▼	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>			▼						•	▼	▼		
/ 1,		原	\Diamond	▼	•	•			•		▼	▼	•	•	•		•				•		▼		
大 宮		前	\Diamond	▼		•	•	•					▼	•	•		•	•		•			*		
源	氏	前	\Diamond	▼		•	•	•					•		•		•	▼		•	•		•		
	二延		\Diamond	*		7	7	♦			♦		♦		♦		*	7			•		♦		
後		地	\Diamond	*	♦	♦			♦		-			♦	♦		Ĺ					♦	*		♦
戸		越	\Diamond	♦	•		♦								♦		♦				♦	♦	♦		
旗		台	\Diamond	♦	•	♦	♦	♦			♦		♦	♦	♦		♦			♦	♦		♦		♦
上	神	明	\Diamond	•		♦	♦						♦		♦								♦		
清	水	台	\Diamond	♦	♦								♦				♦					♦	♦		
小	Щ	台	\Diamond	♦									♦										♦		
	野 学		\Diamond	♦	♦										♦		♦	♦			♦		♦		
	藤 学		\Diamond	♦			♦	♦							♦	♦	♦	♦		♦	♦	♦	♦	♦	♦
	潮学	-	\Diamond	♦	♦			♦		♦	♦			♦	♦	♦	♦	♦	♦				♦		♦
	原平塚:		\Diamond	♦	♦		♦				♦				♦		♦		♦	♦			♦		♦
	川学		\Diamond	♦	♦	♦									♦		♦			♦			♦		♦
豊葉	の杜	学園	\Diamond	♦		♦	♦	♦			♦				♦		♦			♦		♦	♦	♦	

6. 子ども・若者育成支援事業

(1)相談等拠点の整備

【子ども・若者応援事業(子ども若者応援フリースペース)】

内容: 平成 28 年度から平塚橋ゆうゆうプラザで子ども若者応援フリースペース事業を実施し、 平成 30 年 7 月には、すべての子ども・若者が気軽に利用・相談できる拠点を開設し、支 援内容等を拡充してきました。

令和3年6月からは、場所をファミーユ西品川子ども未来部分室へ移転し、「居場所づくり」と「学習支援」を統合した形で、子ども・若者支援機能の充実を図ります。

・平成 28~29 年度 週1回実施(平塚橋ゆうゆうプラザ)

・平成30年度4~6月 週3日実施(平塚橋ゆうゆうプラザ)

・平成30年度7月以降 週5日実施(中延)

・令和3年度6月以降 週5日実施(ファミーユ西品川子ども未来部分室)

対象:不登校やひきこもりなど社会的自立に困難を有する子ども・若者とその保護者

場所:中延2-2-12 3階(令和3年5月まで)

西品川1-16-2 ファミーユ西品川子ども未来部分室(令和3年6月より)

実施日:平日週5日 午前10時~午後7時

※月~金=フリースペース 火・木=若者社会体験プログラム

実績:

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設日数 (※)	291 日	338 日	366 日
延利用人数	5,677 人	5,590 人	5,636 人
相談件数	881 件	610 件	699 件

※開設日数は月~金のフリースペースに加えて、火・木に実施する若者社会体験プログラムをそれぞれ計上した延べ日数

<家族支援(「親おやカフェ」)>

対象:不登校など社会的自立に困難を有する小学生~中学生までの子どもの保護者

実施日:月1~2回(火曜日) 午前10時~正午

実績:

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	23 回	21 回	22 回
延参加人数	72 人	83 人	43 人

<家族支援(「おしゃべり座談会」)>

対象:不登校やひきこもりなど社会的自立に困難を有する子ども・若者の保護者

実施日:2か月に1回(土曜日) 午後1時30分~午後4時30分

実績:

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	5 旦	6 回	6 回
延参加人数	25 人	34 人	37 人

【ひきこもり等若者支援事業 (エールしながわ)】

内容: 社会福祉協議会と連携し、若者の社会参加のための相談拠点を令和元年に設置しました。

対象: ひきこもりなど社会的自立に困難を有する若者とその保護者

場所:大井1-14-1 品川区社会福祉協議会4階

実施日:平日週5日 午前10時~午後5時

※月・水・金=個別プログラム 火・木=来所相談

実績:

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設日数	242 日	242 日	243 日
相談件数	510 件	566 件	705 件

<家族懇談会(「エールの会」)> ※令和4年度より「りぼーんの会」から名称変更

実施日:月1回(土曜日) 午後1時30分~午後4時

実績:

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	7 回	9 回	10 回
延参加人数	59 人	74 人	77 人

<学習会>

実施日:月1回(金曜日) 午後6時30分~午後8時30分

実績:

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	6 旦	5 回	6 回
延参加人数	58 人	49 人	72 人

【東京都との連携】

東京都が実施している「東京都ひきこもりサポートネット訪問相談(アウトリーチ)」の第1 次窓口としての役割を担っています。(平成26年度から実施)

【予算額】52,939 千円

7. 子育て・子ども・若者施策の総合的な推進

(1) 品川区子ども・子育て会議の運営

【目的】

「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するにあたり必要な調査・審議を行うため、合議制の機関として設置をしています。「子ども・子育て支援事業計画」の策定内容・進捗状況の確認や特定教育・保育施設の利用定員等を定める時の意見聴取等を実施します。また、令和6年度に策定作業を行う「こども計画」において、意見聴取および調査・審議を行います。

【概要】

平成25年7月12日、子ども子育て支援法に基づき、区長の附属機関として、品川区子ども・子育て会議を設置しました。

【組織】

会議は、次の者の内から、区長が委嘱する委員20人以内をもって構成し(条例第3条)、委員の うち3名は区民からの公募により選出しました。

- ① 区内在住の保護者
- ② 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ③ 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- ④ その他区長が必要と認める者

第6期の委員の任期は、令和5年4月1日~令和7年3月31日(2年間)までとなります。 また、令和6年度は「こども計画」を策定するにあたって、より幅広い若者世代への施策につい ても、調査・審議を行う必要があることから、委員を5名追加し、25名とします。

【執行実績(令和5年度)】

子ども・子育て会議 実施2回(6月、2月)

・子ども・子育て支援事業計画実績資料および新規開設施設の定員についての審議等

【予 算】 2,177千円(令和6年度)

(2) 品川区子ども・子育て支援事業計画

【目的】

「品川区子ども・子育て支援事業計画」は、「品川区長期基本計画」を踏まえ、保育需要を把握するとともに、教育・保育施設などの整備計画として子ども・子育て支援の取組みを一層促進します。

【概 要】

「子どもの笑顔があふれるまちの実現」を基本理念とし、しながわネウボラネットワークをはじめとした支援体制の確立や、誰もが安心して子どもを産み、楽しく子育てができるまちを目指し、地域ぐるみで子どもを見守り育てる、誰もが子どもにやさしく、子どもたちの笑顔があふれるまちの実現に取り組みます。

【計画期間】

令和2年度~令和6年度(5年間)

【計画の進行管理】

子ども・子育て会議において、実施状況を把握・点検しつつ計画的な推進を図っています。

【計画の一本化】

令和7年度以降は「品川区子ども計画」に統合します。

(3) 品川区子ども・若者計画

【目的】

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活 を円滑に営むことができるよう支援施策の一層の推進を図ることを目的としています。

【概要】

「すべての子ども・若者が自らの居場所を得て成長し、人と支えあいながら、ともに生きていくまち"しながわ"」を基本理念とし、つぎの3つの基本方針のもと施策を推進します。

- ①すべての子ども・若者の健やかな成長の支援
- ②様々な困難を有する子ども・若者やその家族への支援
- ③子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

【計画期間と対象】

令和5年度~令和9年度(5年間)

0歳から30歳未満の子ども・若者(※施策により40歳未満の方も対象)

【計画の進行管理】

区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される青少年問題協議会において、実施状況を把握・ 点検しつつ計画的な推進を図っています。

【計画の一本化】

令和7年度以降は「品川区子ども計画」に統合します。

(4) 品川区子ども計画(令和7年度施行予定)

【背景】

令和5年4月に施行された「こども基本法」の規定により、地方自治体(市区町村)においても国の「こども大綱」を踏まえた「こども計画」の策定が努力義務とされました。区ではこうした国の動向を踏まえ、現行の取り組みを継承しつつ新たな「品川区子ども計画」を策定します。

【概要】

現行の子ども・子育て支援にかかる「品川区子ども・子育て支援事業計画」と、子どもや若者施策にかかる「品川区子ども・若者計画」を一本化し、品川区における子育で・子ども・若者施策を総合的に推進する計画とします。

【計画策定】

アンケート調査・ワークショップ等により、子どもや若者、子育て当事者から意見を聴取し、計画に反映させるとともに、子ども・子育て会議において審議を行い、計画の策定を図ります。

【計画期間】

令和7年度~令和11年度(5年間)

8. 児童相談等運営支援事業

(1) 児童福祉審議会の運営

【目的および概要】

児童相談所設置市は、児童福祉法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、区長の附属機関として、児童福祉審議会を設置する必要があります。

児童福祉審議会は、次に掲げる事項について、調査審議等をします。

- ① 児童福祉法第6条の4第3号に掲げる里親の認定に関する事項
- ② 児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する児童、妊産婦および知的障害者の福祉 に関する事項
- ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項および第22条第2項に規定する幼保連携型認定こども園の設置の認可等に関する事項
- ④ その他、区長が必要と認める事項

【予算額】 1,428千円

(2) 子どもの権利擁護事業

【目的】

令和6年10月の品川区児童相談所開設に伴い、児童相談所が一時保護所へ保護した子どもや、 児童養護施設、里親などに措置した子どもの意見表明支援をはじめとする体制を整備し、児童相 談所の支援に関わる子どもの権利擁護の推進を図ります。

【概要】

① 意見表明等支援事業

意見表明等支援員が一時保護所や児童養護施設、里親宅などを訪問し、生活における悩みや不安、措置の内容に関する子どもの意見・意向を把握します。意見表明等支援員は、把握した意見・意向を児童相談所や関係機関に適切に報告することにより、子どもの意見を踏まえた支援を行う仕組みを構築します。

② 被措置児童等虐待への対応

児童福祉法の規定により、被措置児童等虐待(施設職員等による入所している子ども等への虐待)に係る通告、届出がされた場合、速やかに当該被措置児童等の状況の把握、虐待事実の確認等を行います。事実確認の結果等については、児童福祉審議会へ報告するとともに、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置等を公表することが義務付けられています。

【予算額】 2,478千円

9. 児童入所施設措置費等の支弁

【目的及び概要】

令和6年10月の児童相談所開設にあたり、児童福祉法第50条の規定に基づき、児童相談所が児童福祉施設等へ児童の入所等措置を行った場合に、措置費や医療費を区が支弁します。また、措置費支弁に付随する経費として措置費共同経理課および東京都へ負担金を支払います。

(※) 措置費とは、児童福祉施設等を運営していくために必要な職員の人件費や児童に係る生活費 や教育費など、児童の養育に必要な経費をいいます。

(1) 措置費共同経理課への負担金支払い

児童相談所を設置する特別区では、地方自治法第252条の7の規定に基づく「機関等の共同設置」により、児童養護施設・乳児院・自立援助ホームの措置費支払事務を一元化した組織を令和6年4月より共同設置することとなり、児童相談所開設に伴い、区も当該組織へ参加します。

事務一元化にあたり、区措置児童に係る該当施設分の措置費および構成区により均等割にて算出されたその他経費(人件費・執務室賃料・消耗品費等)について、負担金として措置費共同経理課あて支払います。

(2) 児童福祉施設等への措置費支弁等

措置費共同経理課に事務を一元化した施設種別を除く児童福祉施設等(児童自立支援施設、児童 心理治療施設、障害児入所施設、里親、ファミリーホーム)への措置費の支弁を行います。

また、児童福祉法第56条の規定により、児童福祉施設等に支弁した措置費(措置費共同経理課一元化分を含む)の全部または一部を、児童又は扶養義務者の負担能力に応じて徴収します。

(3) 措置児童等の医療費負担

児童相談所の措置により児童福祉施設等で生活する18歳未満の児童等(措置延長者として20歳未満を含む。)が疾病等により医師・歯科医師等の医療を受けた際の医療費を公費で負担します。

(4)児童自立支援施設に係る事務委託

児童福祉法施行令第36条の規定により、児童相談所設置市には児童自立支援施設の設置が必須となるが、人材育成や施設整備の点において、早急に設置することは困難であることから、児童自立支援施設に関する事務を地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき東京都へ委託します。

事務委託にあたり、区措置児童に係る経費および管内の児童人口割合によって算出された事務費・ 施設整備費について、負担金として東京都あて支払います。

【予算額】467,926千円

10. 社会的養護の推進

【目的及び概要】

令和6年10月の児童相談所開設にあたり、保護者の適切な養育を受けられない子どもを公的責任 で保護養育するとともに、養育に困難な家庭への支援を行うために、以下の事業等を行います。

(1) 施設・里親等に対する補助事業

区が児童相談所設置市として所管する施設や里親等に対して直接行う補助事業については、区において取扱いを定めて実施します。

特別区児童相談所設置にあたり、施設や里親等に対する補助金について格差が生じることのないよう、 児童相談所設置区の補助金等の水準を東京都と同レベルとする方針として都区間で整理がなされたこ とから、東京都や他の設置区と同様の内容で実施いたします。

(2) 都区共同事業の負担金支払い

施設や里親等に対して行う各種支援事業についても、上記(1)と同様に、都区間で同一の内容で実施いたします。これらの各種支援事業のうち実施できる事業者が限られているものや、東京都と共同で行う方が効率的かつ効果的である各種支援および補助事業は、東京都と協定を締結し、共同で実施します。

事業者との契約締結や補助金支出等の事務の取りまとめは東京都が一括して行い、区は東京都に対して負担金を支払います。

(3) その他施設・里親等に関する事務

①施設・事業の認可等

児童福祉法等の規定により、法人等が区内に児童福祉施設(乳児院・児童養護施設等)の設置や小規模住居型児童養育事業・児童自立生活援助事業等を行う際の届出受理・停止等の事務を行います。

②里親の認定・更新等

児童福祉法等の規定により、里親登録の認定、登録の更新、登録の消除に関する事務を行います。

【予算額】7,959千円

Ⅱ. 子ども家庭支援センター

1. 子どもに関する相談事業

次世代育成支援対策推進法に関連して、平成17年4月1日施行の改正児童福祉法により、18歳未満の児童に関する相談および児童虐待通告については区が第一義的な窓口となることが明記されるとともに、要保護児童対策地域協議会の設置運営が求められました。

このため、平成17年度、児童課に「児童相談担当」を新設し、品川区子育で支援センターと一体となって児童家庭相談に対応するとともに、平成18年「品川区こども家庭あんしんねっと協議会(要保護児童対策地域協議会)」を設置しました。平成21年度からは、子育で支援課児童家庭相談係が協議会事務局(要保護児童対策調整機関)となり、平成27年度からは子ども育成課児童相談係、令和元年度からは子ども育成課児童相談担当が職務を担ってきました。令和2年度からは子ども家庭支援センターを新設し、児童相談の役割を整理するとともに、協議会事務局として東京都児童相談所等の関係機関と連携しつつ、児童虐待通告の窓口として要保護児童等への相談支援を行っています。

令和6年10月からは、児童虐待通告窓口が品川区児童相談所に一元化され、一時保護などの法的 対応を担う児童相談所と、虐待予防・地域での養育支援などを担う子ども家庭支援センターが両輪 となって、要保護児童等への相談・支援を行っていきます。

(1) 児童家庭相談

子ども家庭支援センター児童相談担当は、児童家庭相談および児童虐待通告の一義的な窓口と してさまざまな相談に対応しています。(令和6年10月からは、児童虐待通告窓口が品川区児童 相談所に一元化されます。)

【子ども家庭支援センター児童相談担当】

子どもとその家庭に関する相談窓口です。

ア. 児童相談

福祉、心理職のほか、専門相談員と保健師を配置して月曜~土曜日に相談に応じています。 イ. しながわ見守りホットライン

平成22年10月、区民からの「虐待かもしれない」という気づきを24時間受け付ける「しながわ見守りホットライン(児童虐待・DV・高齢者虐待・平成24年10月より障害者虐待)」を開設しました。ホットラインによる令和5年度児童虐待通告・相談件数は38件です。

(令和6年10月からは、しながわ見守りホットラインの窓口は品川区児童相談所になります。)

【児童家庭相談実績】

1万里多り	三十日的人															
相談内容種別	児童虐待相談	養護相談・その他の相談	保健相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	不登校相談	性格行動相談	育児・しつけ相談	適性相談	その他の相談	計
令和2年度	647	133	1	0	0	6	0	0	2	9	9	99	147	0	6	1,059
令和3年度	813	178	0	0	0	0	0	1	0	8	12	78	111	0	8	1,209
令和4年度	823	200	4	0	0	0	0	2	0	4	10	117	117	0	9	1,286
令和5年度	976	258	0	0	0	1	0	3	1	5	9	187	154	0	2	1,596
0歳	74	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0		33	0	0	174
1歳	103	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0		22	0	0	146
2歳	76	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0		27	0	0	112
3歳	106	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0		20	0	0	148
4歳	74	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0		24	0	1	112
5 歳	83	17	0	0	0	1	0	0	0	0	0		16	0	0	117
6歳	57	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	12	0	0	89
7歳	82	13	0	0	0	0	0	1	0	0	0	29		0	0	125
8歳	52	12	0	0	0	0	0	1	0	0	1	15		0	1	82
9歳	60	7	0	0	0	0	0	1	0	1	0	36		0	0	105
10歳	56	9	0	0	0	0	0	0	1	0	0	25		0	0	91
11歳	45	7	0	0	0	0	0	0	0	1	1	15		0	0	69
12歳	27	9	0	0	0	0	0	0	0	0	2	13		0	0	51
13歳	27	9	0	0	0	0	0	0	0	2	1	27		0	0	66
14歳	17	13	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4		0	0	38
15歳	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5		0	0	28
16歳	14	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		0	0	24
17歳	8	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		0	0	19

(2) 品川区要保護児童対策地域協議会(こども家庭あんしんねっと協議会)

平成17年4月1日施行の改正児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童対策地域協議会として「品川区こども家庭あんしんねっと協議会」を平成18年7月13日に公示・設置しました。

平成24年4月には、児童、高齢者および障害者に対する虐待、配偶者暴力などの早期発見やその被害者の適切な保護、支援を図るとともに、関係機関が連携を強化し虐待のない地域社会を創設することを目的として、「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」が設置されたことにより、各関係機関の代表者による全体会は、この協議会に吸収されました。

《要保護児童対策地域協議会設置の経緯》

この協議会は、虐待相談を含む要保護児童等の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関・関係者が児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことを目的として設置されました。

平成21年4月施行の改正児童福祉法には、協議会の機能強化と協議対象範囲の拡大が盛り込まれました。

《主な活動》

- (1) 要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童等の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議。
- (2)各関係機関の連携方針の策定に関すること。
- (3)要保護児童等対策に関する広報・啓発活動の推進に関すること。
- (4)その他、委員長が必要と認める事項。

《協議会の構成》

下記のとおり、3層構造となっています。

【第1層】全体会

「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」が要保護児童対策地域協議会の全体会を兼ねます。構成機関は、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会設置運営要綱(平成24年4月27日制定、令和2年5月1日一部改正)に規定されており、次のとおりです。

/C(. //2/2 = 1,1 / / / / / 2	/ 0
国又は地方公共団体の機関	法人	その他
品 川 区	品川区医師会	品川区民生委員協議会
東京都品川児童相談所	在 原 医 師 会	品川地区人権擁護委員会
警 視 庁 品 川 警 察 署	東京都品川歯科医師会	品川区町会連合会
警 視 庁 大 崎 警 察 署	東京都荏原歯科医師会	品川区障害者七団体協議会
警 視 庁 大 井 警 察 署	昭 和 大 学 病 院	ケア協議会
警 視 庁 荏 原 警 察 署	品川区社会福祉協議会	区長が指定する者
東京家庭裁判所	社会福祉法人(高齢者)	
品川区教育委員会	社会福祉法人(障害者)	
品川区福祉事務所		
品 川 区 保 健 所		

【第2層】地域分科会

身近な地域のきめ細かな子育で支援ネットワークをめざし、13地域ブロック担当児童センターが協議会地域分科会を開催しました。構成員は、民生児童委員・人権擁護委員・警察署・学校・幼稚園・保育園・保健センターなど各地域の協議会構成機関代表者です。

(令和5年度実施状況)

地域分科会	開催年月日	担当児童センター	参加人数
品川第一地域	令和5年9月15日(金)	東品川児童センター	37人
品川第二地域	令和5年11月6日(月)	東大井児童センター	45人
大崎第一地域	令和5年11月16日(木)	中原児童センター	43人
大崎第二地域	令和5年11月21日(火)	三ツ木児童センター	34人
大井第一地域	令和5年11月30日(木)	水神児童センター	55人
大井第二地域	令和5年11月9日(木)	大井倉田児童センター	32人
大井第三地域	令和5年10月26日(木)	滝王子児童センター	30人
荏原第一地域	令和5年9月28日(木)	平塚児童センター	32人
荏原第二地域	令和5年10月17日(火)	旗の台児童センター	29人
荏原第三地域	令和5年11月14日(火)	東中延児童センター	41人
荏原第四地域	令和5年11月13日(月)	冨士見台児童センター	45人
荏原第五地域	令和5年11月17日(金)	ゆたか児童センター	34人
八潮地域	令和5年9月14日(木)	八潮児童センター	24人
	計		481人

【第3層】協議会ケース会議(随時)

要保護児童等に関する個別具体的な支援のために関係機関との密接な連携を要する場合に開催しました。

令和5年度は、計83回(対象児童実数113名)開催しました。

協議会ケース会議構成機関	参加延人数
子ども家庭支援センター	234人
児童センター・すまいるスクール	22人
東京都品川児童相談所	124人
保健所・保健センター等	62人
保育課・保育園	25人
教育委員会・小学校・中学校・小中一貫校	199人
民生児童委員・主任児童委員	27人
児童養護施設・母子生活支援施設・生活福祉課・幼稚園等	167人
計	860人

《要保護児童対策調整機関 (子ども家庭支援センター)》

児童福祉法第25条の2に定める要保護児童対策調整機関として、子ども家庭支援センターが、 関係機関との総合的な連絡調整、および児童虐待ケースの進行管理、統計を行います。

関係機関との連携調整を目的として、「児童虐待防止会議」「虐待ケース進行管理会議」等を 定例開催しています。また、品川区民生委員協議会とも連携し、主任児童委員部会の事務局を 担い、13地区の主任児童委員と定期的に情報共有をしています。

《守秘義務》

協議会の活動には、児童福祉法第25条の5、第61条の3に罰則を伴う守秘義務規定が定められています。

(3) 品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握および関係機関連携

平成24年11月の厚生労働省通知「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」を受け、区では「居住実態が把握できない児童」について虐待(ネグレクト)の疑いがあると捉え、その対応のため要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用しています。主に、乳幼児健診未受診児童で保護者との連絡が取れないケースや学齢期になっても就学の手続きがされていない児童等の情報を集約し、家庭訪問・近隣調査、関係機関調査、出入国在留管理庁への調査等を実施しています。

他自治体において、居住実態が不明のまま死亡する痛ましい事件が発生していることからも、 一層の関係機関連携が必要であるため、区は平成26年7月に「児童の居住実態に関する対策会 議」を設置し、庁内関係各課の情報共有、連携強化を図りました。そして、平成27年3月25日、 品川区における「居住実態が把握できない児童」の把握から調査・対応および連絡(通告)の 基本ルールを策定しました。

居住実態が把握できない児童			
令和3年度 令和4年度 令和5年度			
5件	0件 0		

^{*}厚生労働省への報告件数

(4) 児童虐待防止推進等に関する取り組み

① 児童虐待防止推進月間

例年、11月を児童虐待防止推進月間とし、一人でも多くの方に虐待について関心を持っても らうよう庁舎にて懸垂幕の設置やパネル展を行う等、普及啓発を実施しています。

② 東京都品川児童相談所との連携事業

東京都品川児童相談所と連携し、児童虐待防止のシンボルでもあるオレンジリボンをたすきに仕立てた「オレンジリボンたすきリレー」を開催するとともに、里親制度を広く PR するため、「養育家庭体験発表会」を開催しています。なお、里親制度の普及啓発活動では、令和4年度に引き続き、イオンスタイル品川シーサイド店(10月12日(金)~14日(日))にて PR グッズの配布と、パネル展示を実施しました。

(5) 適切な親子関係形成支援事業 子育て支援専門プログラム

児童虐待相談件数が増加するなか、子育ての困難さや不安を抱えている家庭に対して、児童 虐待を未然に防止するため、専門プログラムを実施します。

対象:区内在住で18歳未満の子どもを養育する方

回数:全9回のコースを2回実施予定

定員:各回16名程度(広報紙、SNS等で案内募集)

この他、子ども家庭支援センターで相談対応している家庭についても、面接だけでなく、専門 プログラムを実施することで保護者の意識、行動改善を図っていきます。

【予算額】 1,954千円

2. 在宅子育て支援事業

(1) 家庭あんしんセンター

① 子どもに関する相談事業 子育てに関する一般的な相談に応じています。

② 地域組織化活動事業

地域子育てを支援するため、各種子育で講座の開催や子育で家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

○「フラっと広場」

親子が自由に立ち寄り、遊んで過ごせるスペースとして開放しており、子育て情報の収集・交換や発信の場としても活用できます。

開放時間:月曜~土曜 午前10時~午後4時(祝日・年末年始は休み)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
フラっと広場	308人	516人	682人

*利用延人数

③ 子ども家庭在宅サービス事業

ア. 子どもショートステイ事業

保護者の疾病・出産による入院や冠婚葬祭、育児不安や育児疲れ、看病疲れ等の事由により、保護者が一時的に子どもを養育するのに困難が生じた場合、短期的に児童の養育・保護を行います。

- ○対象者 1歳~15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ○費用(減免制度あり) 1泊2日6,000円 2泊目以降3,000円
- ○利用日数 1回につき6泊7日まで

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延宿泊数	173泊	325泊	322泊

イ. トワイライトステイ事業

保護者が仕事等により帰宅が夜間になる場合、午後5時~午後10時まで児童を養育します。

- ○対象者 1歳~15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ○費用(減免制度あり) 1回1,200円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用回数	543回	1,030回	1,054回

④ 養育支援訪問

保健所・保健センター等の関係機関と連携し、親の不適切な養育態度、極度の養育不安など子どもの健全な成長に懸念がもたれる家庭に対し、児童虐待の予防的支援を行います。

⑤ 育児支援ヘルパー事業

出産予定日1か月前から、出産後1年以内で、ほかに養育する人がなく育児・家事の援助を受けられない方にヘルパーを派遣します。

【予算額】 57,969千円

(2) 要支援ショートステイ(品川景徳学園内)

保護者の強い育児疲れや不適切な養育状態にある家庭(要支援家庭)に対して、一定期間、 子ども家庭支援センターが作成する親子の支援プログラムに基づき、施設において児童を養育し、 生活指導ならびに発達・行動の観察を行います。

- ○対象者 2歳以上~小学6年生までの児童
- ○費用 無料
- ○利用日数 1回につき13泊14日まで

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延宿泊数	14泊	20泊	61泊

【予算額】

16,078千円

(3) 乳幼児ショートステイ (東京済生会中央病院附属乳児院内)

保護者の疾病・出産による入院や冠婚葬祭、育児不安や育児疲れ、看病疲れ等の事由により、 保護者が一時的に乳児を養育するのに困難が生じた場合、短期的に乳児の養育・保護を行います。

- ○対象者 生後5日(体重2500g 超)~1歳未満の児童
- ○費用(減免制度あり) 1泊2日6,000円
- ○利用日数 1回につき6泊7日まで 月2回以内

	令和4年度	令和5年度
延宿泊数	94泊	216泊

【予算額】 13,873千円

(4) ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい方(提供会員)と受けたい方(依頼会員)からなる会員組織を創設し、 地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。

【ファミリー・サポート・センター活動状況】

① 平塚ファミリー・サポート・センター (品川区立家庭あんしんセンター)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提供会員数	164人	152人	159人
依頼会員数	2,351人	2,272人	2,162人
提供兼依頼会員数	5人	3人	5人
活動件数	1,811件	1,333件	1,997件

【予算額】 10,966千円

② 大井ファミリー・サポート・センター (品川区社会福祉協議会) 区内で2か所目となるファミリー・サポート・センターを平成19年10月に開設。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提供会員数	240人	234人	226人
依 頼 会 員 数	2,149人	2,148人	2,081人
提供兼依頼会員数	9人	10人	11人
活動件数	3,758件	5,050件	3,789件

【予算額】

12,573千円

3. しながわネウボラネットワーク

(1) 産後の家事育児支援

① 産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成

心と体のケアに対応できる家事・育児支援のヘルパー(区と提携)の利用に対して、サービス利用費の一部を助成します。令和6年度より、第二子以降で出生時にすぐ上の兄姉が3歳以上のお子さんの上限時間を、20時間から60時間に拡大しました。

- ○対象 区内在住の生後1歳になるまでのお子さんを養育している方
- ○助成内容 支援サービス1時間につき2,700円
 - 上限時間 ・第一子のお子さん 60時間
 - ・第二子以降で出生時に上の兄姉が3歳未満のお子さん 180時間
 - ・第二子以降で出生時に上の兄姉が3歳以上のお子さん 60時間

プランニング 1回限り1,000円 (産前も対象)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延申請者数	760件	1,083件	1,284件

② 多胎児家庭への家事・育児支援のヘルパー等の利用助成

同時に2人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担の軽減を図るため、 多胎児家庭の家事・育児支援のヘルパーの利用に対して、サービス利用費の一部を助成します。

- ○対象 区内在住の多胎児妊婦または3歳未満の多胎児を養育している方
- ○助成内容 支援サービス 1 時間につき2.700円
 - 上限時間 ・妊娠中から生後1歳未満 240時間
 - ・1歳から2歳未満 180時間
 - ・ 2 歳から 3 歳未満 120時間

プランニング 1回限り1,000円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延申請者数	68件	135件	153件

③ 産後ドゥーラ資格取得費用の一部助成

利用者が十分な家事・育児支援サービスを受けることができるように、産後ドゥーラの資格を取得される区民の方に、資格取得にかかる費用の一部を助成します。(上限20万円)

○対象 品川区在住で住民税の滞納が無く、提携後3年間ドゥーラとしての活動が可能な方

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	11件	14件	10件

【予算額】 140, 137千円

(2) 子育てネウボラ相談員の配置

保健師、看護師、教員、保育士などの資格を持った「子育てネウボラ相談員」が、子育て全般の相談、子育てサービスの情報の提供、他機関の紹介、希望者にはサポートプランを作ります。 〇実施場所 東品川・東大井・中原・三ツ木・水神・大井倉田・平塚・旗の台・冨士見台・ゆたか・八潮児童センター(11か所)※令和7年1月から滝王子児童センター、東中延児童センターでも実施予定

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延相談件数	2,244件	2,520件	2,665件

【予算額】 9,048千円

(3) バースデーサポート事業

1歳の誕生日を迎えるお子さんを養育している家庭に子育てについてのアンケートを送付し、回答のあった方へバースデーサポートギフトをお届けします。子育てネウボラ相談員による面談やアウトリーチを実施することで、子育てに関する困りごとを積極的に解消していくとともに、子育てネウボラ相談員の認知度向上を図り、身近な「地域子育て相談機関」としての役割を強化していきます。

【予算額】 203,820千円

4. ヤングケアラー支援事業

(1) ヤングケアラー支援事業

令和5年度はヤングケアラーコーディネーターを配置し、SNS 相談窓口の設置やピアサポートの開催など、ヤングケアラー・若者ケアラーからの相談体制の充実を行ってきました。令和6年度は、令和5年9月に実施した子ども向けアンケート調査の結果等を踏まえ、新たな支援として、配食サービスや日本語が苦手な親の通院などへの通訳者の同行、学習の機会を保つための派遣型の学習支援などを行っていきます。さらにヤングケアラー・若者ケアラーを対象に専門家による就労や将来についての相談を受け付けるなど、より一層の支援体制の拡充を図っていきます。

【予算額】 43,424千円

5. 子ども家庭センター開設準備

(1)子ども家庭センター開設準備 (令和6年度新規)

令和6年4月施行の改正児童福祉法において、「子ども家庭センター」の設置が各区市町村の努力義務となりました。子ども家庭センターは、母子保健・児童福祉の両機関が一体的に相談支援を行う機関で、品川区は、これまでの「しながわネウボラネットワーク」などで推進してきた連携体制を活かし、令和7年4月の開設に向けて、準備を進めます。

- ○令和6年度の取り組み
 - ① 母子保健・児童福祉分野を中心とした連携会議の開催
 - ② 先行自治体視察
 - ③ 児童相談システム機能追加

【予算額】 13,614千円

Ⅲ. 児童相談課

近年、児童虐待相談対応件数は増加しており、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化しています。 区は、住民生活に身近な基礎自治体として、すべての子どもの健やかな育ちを守るため、児童虐待の未然 防止・早期発見・早期対応を強化することを目的とし、令和6年10月に児童相談所を開設します。

これまで、開設に向けて、施設整備や人材の確保・育成等の諸課題に取り組み、広域的な課題に対しては、都および特別区ならびに関係部署・関係機関と連携しつつ、準備を着実に進めてきました。

開設後は、「子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ」を基本理念とし、子ども家庭支援のあらゆる 局面において子どもの最善の利益を守り、すべての子どもの権利が保障される児童相談体制を目指します。

1. 児童相談所の開設準備 【予算額】87,930千円

(1) 東京都からのケース引継ぎ

東京都品川児童相談所に区職員を派遣し、開設後に品川区に移管されるケースの引継ぎを行います。4月から家庭訪問の同行や面接の同席を始め、段階的に区職員が中心となってケース対応を始めることで、相談者との関係性を構築し、開設後の効果的な支援につなげます。

(2) 東京都からの一時保護受託

開設までの期間、東京都品川児童相談所の一時保護児童を区において受託します。受託にあたり、都職員と綿密な打合せを実施し、保護児童の従前の人間関係や環境などの連続性に配慮します。受託期間において建物の有効活用および区職員の人材育成をしながら、運営マニュアル等の最終調整を行うことで、開設後の運営体制の充実を図ります。

2. 児童相談所の運営 【予算額】172,439千円

児童相談所では24時間・365日相談を受け付けるため、休日・夜間電話対応業務委託や児童相談システムの運用などによって相談受付体制を整備します。

また、区の児童家庭相談業務では経験蓄積が困難な心理検査や司法面接、また、ペアレントトレーニング等の技法習得のための専門研修を受講するとともに、外部講師の招へいによる研修を実施することで、所内全体の専門性の向上に取り組みます。

<施設概要>

開設年月日	令和6年10月1日
所在地	北品川3丁目10番9号
開所時間	午前8時30分~午後5時(土日祝、年末年始を除く。)

3. 一時保護所の運営 【予算額】49,434千円

一時保護所の基本理念である「大切にします、自分のこと まわりの人 将来のこと」に基づき、一時保護を通じて、子どもの安全を迅速に確保し、虐待を受けた子どもや非行の子ども、養護を必要とする子どもたちの最善の利益を守ります。そのため、子どもが心身ともに安心して生活しながら、集団生活のストレスを軽減できるよう、必要な衣服や消耗品に加えて書籍や遊具等を揃えます。さらに、生活に変化と楽しみを与えるとともに、行動観察の一助とするため、季節や文化に由来する行事を体験する機会を設けます。そのほか、子どもの学力に応じた学習環境や運動ができる環境を整備します。

Ⅳ 子育て応援課

1. 児童の各種手当

(1) 児童手当

① 目 的

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子 どもを養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与す るとともに次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的とします。

② 支給対象

養育者の住所が区内にあり、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している世帯に支給します。

※令和6年10月分から制度改正が予定されており、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している世帯まで拡大予定です。

③ 手当額 (児童一人につき月額)

※令和6年10月分から所得制限撤廃予定

令和6年9月分まで

【所得制限限度額未満】

0歳~3歳未満		15,000円
3歳~小学校修了	第1・2子	10,000円
3歳~小学校修了	第3子以降	15,000円
中 学 生		10,000円
C/用 生[[7日]7日 中安百 [7] [] .	1.7979 产婚士注】	

【所得制限限度額以上、上限限度額未満】

一律 5,000円

【所得上限限度額以上】

支給なし

令和6年10月分から

0歳~3歳未満		15,000円
3歳~高校生年代	第1・2子	10,000円
第3子以降		30,000円

④ 所得制限限度額 所得上限限度額 (令和6年9月分まで適用予定)

扶養親族の数	所得制限限度額	所得上限限度額	
0人	6, 220, 000円	8, 580, 000円	
1人	6,600,000円	8, 960, 000円	
2人	6, 980, 000円	9, 340, 000円	
3人	7, 360, 000円	9, 720, 000円	
1人増すごとに	380,000円加算		

[※]扶養親族数には年少扶養も含みます。

⑤ 支給方法

2月・6月・10月にそれぞれの前月分までをまとめて申請者の金融機関の口座に振込みます。

※制度改正後、令和6年10月分以降は、偶数月に各前月までの2ヵ月分の支給となり、初回支給は12月を予定しています。

⑥ 公務員の支給

公務員については、受給者が勤務する所属庁から支給されます。

⑦ 対象児童数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児童数	46,371人	34,799人	32,847人
支 給 額	5,071,225,000円	4, 493, 870, 000円	4,035,150,000円

⑧ 施設に入所している児童

里親もしくは小規模住居型児童養育事業者に委託、または児童福祉法に基づく児童福祉施設等に入所している児童、また指定発達支援医療機関に長期入院している児童(児童福祉法第27条第2項の規定に基づき都道府県が委託している子どもに限る)の児童手当は施設設置者に支給します。(里子:7人 施設入所者:25人)

⑨ 費用負担区分

給付費の国・都道府県・市町村の費用負担割合内訳

【令和6年9月分まで】

区	分	事業主	国	都	区	合計
0歳~3歳未満	非被用者		4/6	1/6	1/6	6/6
0 成 3 成八個	被用者	37/45		4/45	4/45	45/45
3歳以上~	第1・2子		4/6	1/6	1/6	6/6
小学6年修了前	第3子以降		4/6	1/6	1/6	6/6
中 学 生			4/6	1/6	1/6	6/6
所得制限限度額以上 上限限度額未満世帯			4/6	1/6	1/6	6/6

^{※0}歳~3歳未満の被用者に係る国の負担については、21/45の事業主負担を含む。

【令和6年10月分から】

区	分	支援納付金	事業主	国	都	区	合計
0歳~3歳未満	非被用者	9/15		4/15	1/15	1/15	15/15
U 成~ 3 成本個	被用者	3/5	2/5				5/5
3歳以上~		3/9		4/9	1/9	1/9	9/9

⑩ 国外居住·在留資格

日本国内に住所を有しない児童、外国籍で在留資格のない養育者および児童の場合は、支給対象にはなりません。ただし、留学を目的とし国外居住しているとして認定された場合は支給対象になります。(留学の要件基準あり)(世帯数:1世帯 児童数:1人)

【予算額】扶助費 7,679,450千円

【根 拠】児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則

(2)児童育成手当・障害手当

① 目 的

区の制度で、児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

② 支給対象

区内に児童を養育している方の住所があり、以下に該当する児童の保護者に支給します。

ア. 育成手当

区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に支給します。

- (ア) 父母が離婚した児童
- (イ) 父または母が死亡・生死不明の児童
- (ウ) 父または母に引き続いて一年以上遺棄されている児童
- (エ) 母が婚姻によらないで生まれた児童
- (オ) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (カ) 父または母に重度の障害のある児童
- (キ) 父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童

イ. 障害手当

以下の障害のある20歳未満の児童を養育している世帯に支給します。

- (ア) 中度以上の知的障害 (愛の手帳1~3度程度)
- (イ) 身体障害手帳1~2級程度
- (ウ) 脳性麻痺、または進行性筋萎縮症

③ 手当額

- ア. 育成手当 児童1人につき月額 13,500円
- イ. 障害手当 児童1人につき月額 15,500円

④ 所得制限限度額表(令和6年4月1日現在)

申請者の前年(1~5月までの月分の手当については前々年)の所得が扶養親族等の数に 応じて、下表の限度額未満の場合に支給します。

扶養親族の数	所 得 額
0人	3,604,000円
1人	3, 984, 000円
2人	4, 364, 000円
3人	4,744,000円
1人増すごとに	380,000円加算

※ 扶養親族数には年少扶養も含みます。

⑤ 支給方法

2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを申請者の金融機関の口座に振込みます。

⑥ 受給者数および支給額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
育成手当	2,028人	1,960人	1,922人
障害手当	162人	159人	161人
合計受給者数	2,190人	2,119人	2,083人
支給額	504, 292, 000円	487, 333, 000円	476, 838, 500円

【予算額】扶助費 555,600千円

【根 拠】品川区児童育成手当条例、品川区児童育成手当条例施行規則

(3) 児童扶養手当

① 目 的

国の制度で、父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と 自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

② 支給対象

区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(20歳未満で中度以上の障害のある児童を含む。)を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に支給します。

- (ア) 父母が離婚した児童
- (イ) 父または母が死亡・生死不明の児童
- (ウ) 父または母に引き続いて1年以上遺棄されている児童
- (エ) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- (オ) 母が婚姻によらないで生まれた児童
- (カ) 父または母に重度の障害のある児童
- (キ) 父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童

③ 手当額

申請者の所得が下表の所得制限未満の場合、所得により10円刻みで支給額が決まります。

令和6年4月分以降

月額45,500円~10,740円

児童2人の場合

令和6年4月分以降

月額10,750円~5,380円加算

児童3人目以降1人増すごとに

令和6年4月分~10月分

月額6,450円~3,230円加算

令和6年11月分以降(予定)

月額10,750円~5,380円加算

④ 所得制限

申請者とその配偶者、扶養義務者の前年(1~10月までの月分の手当については前々年) の所得が扶養親族等の数に応じて、次の表の限度額未満の場合に支給します。

また、申請者および児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けているときは、支給対象にならない場合があります。

児童扶養手当所得限度額表

(令和6年4月1日現在)

	申 請 者	配偶者•	
扶養親族等の数	全部支給	一部支給	扶養義務者
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2, 300, 000円	2,740,000円
2 人	1,250,000円	2,680,000円	3, 120, 000円
3 人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
1人増すごとに	380,000円加算	380,000円加算	380,000円加算

- ※ 扶養親族数には年少扶養も含みます。
- ※ 令和6年11月分から所得限度額が引き上げられる予定です。

⑤ 支給方法

奇数月の10日以降に振込月の前月分までを、まとめて申請者の届出の金融機関の口座に振り込みます。

⑥ 受給者数および支給額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給対象者	1,359人	1,273人	1,239人
支 給 額	664, 755, 430円	623, 907, 400円	615, 228, 930円

【予算額】 扶助費 718,150千円

【根 拠】 児童扶養手当法、児童扶養手当法施行令、児童扶養手当法施行規則

(4)特別児童扶養手当

① 目 的

国の制度で、精神または身体に障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的としてい ます。

② 支給対象

区内に住所があり、20歳未満の障害児を扶養する父母もしくは養育者に支給します。

- (ア) 愛の手帳1~3度程度(精神障害含む)
- (イ) 身体障害手帳1~3級程度(内部障害含む) 下肢4級の一部

③ 手当額

令和6年4月分以降

重度 (1級) 月額 55,350円

中度(2級) 月額 36,860円

④ 所得制限

申請者とその配偶者、扶養義務者の前年(1~7月までの月分の手当については前々年) の所得が、扶養親族等の数に応じて、次の表の限度額未満の場合に支給します。

特別児童扶養手当所得限度額表

(令和6年4月1日現在)

扶養親族等の数	申 請 者	配偶者・扶養義務者
0人	4, 596, 000円	6, 287, 000円
1人	4, 976, 000円	6, 536, 000円
2 人	5, 356, 000円	6, 749, 000円
3 人	5, 736, 000円	6, 962, 000円
以後1人増すごとに	380,000円加算	213,000円加算

⑤ 支給方法

4月、8月、11月の11日以降に振込月の前月分(11月振込みは11月分)までを、まとめて申 請者の届出の金融機関の口座に振り込みます。

⑥ 受給児童数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重 度	127人	124人	127人
中 度	93人	96人	96人
受給児童数	220人	220人	223人

※特別児童扶養手当の審査・認定事務は東京都、支払事務は国が行っており、区は申請の 手続き等の取り扱いのみを行います。

【根 拠】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

2. 子どもすこやか医療費助成事業

子どもの健全育成および保健の向上、並びに児童福祉の増進を図るため、子どもの保険診療による医療費の自己負担分および入院時食事療養標準負担額を助成しています。

(1) 15歳までの子どもの医療費助成

- ① 対象となる方
 - ア. 区内に住所がある15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを養育している方
 - イ. 国民健康保険、社会保険等の被保険者、あるいは被扶養者であること

ただし、次に該当する場合は対象外となります。

- (ア) 生活保護を受給しているとき
- (イ) 子どもが児童福祉施設に入所しているとき (母子生活支援施設を除く)
- (ウ) 子どもが里親・ファミリーホーム等に委託されているとき

② 医療証交付件数・受診件数および助成額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数	49,650件	49,426件	49, 108件
受診件数	806, 433件	828,620件	967,534件
医療助成額	1,764,700,676円	1,795,146,462円	2, 102, 073, 107円

【予算額】 扶助費 2,208,500千円(高校生等の入院医療費助成:5,600千円を含む)

【根 拠】 品川区子どもの医療費の助成に関する条例 品川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

(2) 高校生等医療費助成(令和5年度開始)

- ① 対象となる方
 - ア. 区内に住所がある15歳到達後の最初の4月1日~18歳に達する日以後の最初の3月31日まで の子どもを養育している方(※在学要件なし)
 - イ. 子どもが国民健康保険、社会保険等の被保険者、あるいは被扶養者であること

ただし、次に該当する場合は対象外となります。

- (ア) 生活保護を受給しているとき
- (イ) 子どもが児童福祉施設に入所しているとき(母子生活支援施設を除く)
- (ウ) 子どもが里親・ファミリーホーム等に委託されているとき

② 医療証交付件数・受診件数および助成額

	令和5年度
交付件数	7,617件
受診件数	81,176件
医療助成額	219, 607, 139円

【予算額】 扶助費 269,690千円

【根 拠】 品川区子どもの医療費の助成に関する条例 品川区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

参考 高校生等の入院医療費助成(令和4年度まで)

- ① 対象となる方
 - ア. 区内に住所がある高校生等(15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども)を養育している方
 - イ. 国民健康保険、社会保険等の被保険者、あるいは被扶養者であること

② 助成範囲

対象となる子どもが平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に受けた、各健康 保険適用の入院診療費の自己負担分および入院時の食事療養標準負担額を助成します。

③ 助成方法

窓口で申請を受け付け(領収日の翌日から起算して5年以内)、指定された保護者の金融 機関口座に振り込みます。

④ 申請件数および助成額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数	56件	68件	31件
医療助成額	3,635,824円	5, 420, 839円	2, 314, 379円

3. 女性福祉

女性は一般的な社会問題に加え、女性であるが故の多くの問題を抱えています。女性の中には急速に変化する社会、生活環境の複雑化に適応することが困難で、経済的に不安定な生活を余儀なくされている人もいます。平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成25年題名改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」)が施行され、夫からの暴力に悩む女性に対する相談・援助が保証され、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが行われています。また、令和6年4月1日には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に基づき、切れ目のない包括的な支援の実施が求められます。

区では、生活上、社会上の悩みごとを速やかに解消し、また経済的に自立を図り社会的に安定した生活が営まれるように、次の事業を行い、女性福祉の向上と自立の促進を援助しています。

(1) 女性相談

女性相談支援員を設置し、次の相談等を行っています。

- ① 各種相談
 - ア. 生活上、職場上など人間関係の悩みごと
 - イ. 職業等の経済的な悩みごと
- ② 施設への入所

緊急に保護を必要とするとき、一時的な施設入所を行っています。

○女性相談の実施状況

複数の問題で相談に訪れた場合、一番大きな問題を主訴として計上しています。

相	人間関係			稻	経済関係			住	職	施	そ	計	
相談内容年度	夫婦関	親族関係その	恋愛・男女関	職場・近隣関	女性福祉資	生活困	借金・サラ・	療・健康関:	宅関	業関	設入	Ø	訂 [人 (延)]
	係	他	係	係	金	窮	金	係	係	係	所	他	
令和3年度	139	24	4	0	0	21	0	40	11	2	5	4	250
令和4年度	145	26	8	1	0	14	0	13	19	2	0	11	239
令和5年度	260	18	6	1	0	49	0	8	10	0	1	19	372

※参考

女性福祉資金

(平成30年度で募集終了・貸付決定済の継続貸付は令和2年度をもって終了、返還業務のみ) 配偶者のない女子等の経済的自立の助成を目的とした貸付制度

4. 家庭福祉

家庭内で起きる様々な問題は、長期化すると困難性が増すことも考えられます。早期に相談を受け、親身になって適切な助言をすることで家庭崩壊を未然に防ぎ、家庭福祉の向上に努めます。

(1) 家庭相談

専門の家庭相談員が夫婦関係、離婚や相続・養育費の問題など、さまざまな家事案件について相談をお受けしています。相談日は週3日で、事前予約でお受けしています。

○家庭相談の実施状況

(延件数)

根談内容 男 女 計 男 女 計 男 女 計 男 女 計 男 女 計 男 女 計 男 女 計 男 女 計 男 女 計 男 女 計 男 女 計 男 女 計 男 女 計 男 女 計 男 女 104 6 106 106 親子 関係 0 2 2 2 0 2 2 0 2 2 0 2 2		大胆状況 性別	令	·和3年	度	令	和4年	度	令	和5年	、延件级
親子関係 0 2 2 2 0 2 2 0 2 2 0 0 0 0 0 同居人との関係 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	相談区	内容	男	女	計	男	女	計	男	女	計
Recomple		夫 婦 関 係	14	109	123	11	93	104	6	106	112
同居人との関係 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		親子関係	0	2	2	0	2	2	0	2	2
関係 同店人との関係 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		嫁しゅうとの関係	0	0	0	0	1	1	1	0	1
係 変男女関係 0 1 1 0 1 2 0 0 0 1 1 2 0 0 0 1 1 2 0 0 0 0		同居人との関係	2	0	0	0	0	0	0	0	0
その他 0 0 0 1 1 1 2 0 0 0 小計 14 112 126 12 98 110 7 109 認知・親権 7 76 83 1 32 33 4 14 養 育 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		恋愛男女関係	0	1	1	0	1	1	0	1	1
認知・親権 7 76 83 1 32 33 4 14 接 育 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		その他	0	0	0	1	1	2	0	0	0
養育 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		小 計	14	112	126	12	98	110	7	109	116
身分 技養 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 </td <td></td> <td>認知 • 親権</td> <td>7</td> <td>76</td> <td>83</td> <td>1</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>4</td> <td>14</td> <td>18</td>		認知 • 親権	7	76	83	1	32	33	4	14	18
解 姻 の の の の の の の の の の の の の の の の の の		養育	0	1	1	0	0	0	0	0	0
対	身	扶養	0	0	0	0	0	0	0	0	0
係 相 続 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 ※ 1)その他 0 5 5 0 13 13 0 23 小 計 15 179 194 10 135 145 10 140 就 職 0 2 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		婚姻	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※1) その他		離婚	8	96	104	9	90	99	6	103	109
小計	係	相続	0	1	1	0	0	0	0	0	0
就 職 0 2 2 0 0 0 0 成 職 0 0 0 0 0 0 0 0 そ の 他 0 0 0 0 0 0 0 0 水 計 0 2 2 0 0 0 0 0 家 計 0 0 0 0 1 1 0 0 住 宅 0 0 0 0 1 1 0 0 医 療 費 0 0 0 0 0 0 0 0 ※2) その他 13 211 224 12 177 189 2 179 小 計 13 211 224 12 179 191 2 184 子供の躾と教育 0 4 4 0 2 2 0 0		※1) その他	0	5	5	0	13	13	0	23	23
就 内 職 0 0 0 0 0 0 0 0 水計 0 2 2 0 0 0 0 0 0 家 計 0 0 0 0 1 1 0 0 住 宅 0 0 0 0 1 1 0 0 経済 費付金等 0 0 0 0 0 0 0 0 0 済 付金等 0 0 0 0 0 0 0 0 0 ※2) その他 13 211 224 12 177 189 2 179 小計 13 211 224 12 179 191 2 184 子供の躾と教育 0 4 4 0 2 2 0 0		小 計	15	179	194	10	135	145	10	140	150
職 その他 0 0 0 0 0 0 0 小計 0 2 2 0 0 0 0 家計 0 0 0 0 1 1 0 0 住宅 0 0 0 0 1 1 0 5 医療費 0 0 0 0 0 0 0 0 貸付金等 0 0 0 0 0 0 0 0 水計 13 211 224 12 177 189 2 179 小計 13 211 224 12 179 191 2 184 子供の躾と教育 0 4 4 0 2 2 0 0		就職	0	2	2	0	0	0	0	0	0
小計	就	内 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計 0 2 2 0 0 0 0 家計 0 0 0 0 1 1 0 0 住 宅 0 0 0 0 1 1 0 0 医療費 0 0 0 0 0 0 0 0 0 貸付金等 0 0 0 0 0 0 0 0 ※2)その他 13 211 224 12 177 189 2 179 小計 13 211 224 12 179 191 2 184 子供の躾と教育 0 4 4 0 2 2 0 0	職	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経 住 宅 0 0 0 0 1 1 0 5 経済 費 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 貸付金等 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 ※2)その他 13 211 224 12 177 189 2 179 小計 13 211 224 12 179 191 2 184 子供の躾と教育 0 4 4 0 2 2 0 0		小 計	0	2	2	0	0	0	0	0	0
経済 度療費 0 0 0 0 0 0 0 貸付金等 0 0 0 0 0 0 0 0 ※2)その他 13 211 224 12 177 189 2 179 小計 13 211 224 12 179 191 2 184 子供の躾と教育 0 4 4 0 2 2 0 0			0	0	0	0	1	1	0	0	0
済 貸 付 金 等 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	% ▼										5
※2)その他 13 211 224 12 177 189 2 179 小計 13 211 224 12 179 191 2 184 子供の躾と教育 0 4 4 0 2 2 0 0											0
小計 13 211 224 12 179 191 2 184 子供の躾と教育 0 4 4 0 2 2 0 0	済										181
	F										186
		子供の躾と教育	0	4	4	0	2	2	0	0	0
- 七 仮 问 趣 リ リ リ リ 0 0 0 0	7	老後問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0
で 生活態度 0 1 1 0 0 00 0	0	生 活 態 度	0	1	1						0
他 ※3)その他 11 75 86 5 32 37 5 55	他	※3) その他	11	75	86	5	32	37	5	55	60
小計 11 80 91 5 34 39 5 55		小 計	11	80	91	5				55	60
合計 53 584 637 39 446 485 24 488	1	合 計	53	584	637						512
相談実件数 14 147 161 16 126 142 6 121											127

(令和5年度の「その他」の内訳)

- (※1) 子の氏の変更11. 別居7. その他5
- (※2)養育費請求93. 財産分与29. 婚姻費用分担19. 慰謝料請求5. 離婚後の公的援助35
- (※3) 面会交流8. その他52

(2)養育費相談支援事業 (令和3年度開始)

①養育費の取り決め支援

離婚を考えている相談者に対し、養育費の重要性を説明し、これから離れて暮らす親に対して、 その責任と具体的な動機付けを行う。また、離婚後に養育費の取り決めをしていなかった場合 も含め、改めて養育費を請求する場合の相談に応じ、公正証書の作成や調停およびADRの利 用の手続き支援を行う。

- ア. 子どもの養育プランの作成支援
- イ. 公正証書の作成支援

公証人役場の紹介と、公正証書の作成費用の補助

ウ. ADR (裁判外紛争解決手続き)の利用支援(令和6年度~) ADRの利用経費の補助

②取り決めた養育費の確実な送金を確保するための支援

- ア. 養育費の不払いに関する相談支援
- イ. 養育費立替保証の助成

養育費の受け取りが困難になっているひとり親等が、保証会社養育費立替保証にかかる契約を締結する際に必要となる保証料を助成する。

③親子交流を円滑に実施するための支援(令和6年度~)

離婚により離れて暮らす親と子どもの交流について、第三者機関の支援を介して実施する場合の費用を補助する。

(実績)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養育費相談 (事前相談受付)	19件	53件	49件
公正証書作成費用助成	6件	21件	10件
保証会社保証料助成	1件	O件	3件

【予算額】2,364千円

5. ひとり親家庭福祉

ひとり親家庭の多くは社会的、経済的に弱い立場に置かれることから、精神的にも不安定な状態を抱えながら生活せざるを得ない状況にあります。そのため、経済的な問題のほか、子どもの養育、住宅、就労等さまざまな問題が重なり、児童の健全な育成がそこなわれている場合もみられます。

この様な状況に対応するため、国においては昭和28年「母子福祉資金の貸付等に関する法律」を制定し、以降法律の整備が行われ、昭和57年に「母子及び寡婦福祉法」となり母子福祉行政の一層の充実が図られるにいたりました。平成14年には父子家庭も法律の保護となる対象となり、平成26年「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と法律の題名改正が行われ、ひとり親家庭への支援強化をめざし、総合的な施策が規定されました。

これら法律の理念は、国・地方自治体の責任を明らかにし、すべての母子及び父子家庭には、児童がおかれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母親や父親の健康で文化的な生活とが保障されるべきことを規定しています。

区ではこの理念の具体化を図り、ひとり親家庭の福祉推進のため、次の諸施策を行っています。

(1)ひとり親家庭相談

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて、常勤の母子・父子自立支援員を配置し、就労問題や教育問題など、ひとり親家庭の抱えているさまざまな問題について相談に応じ、自立のための援助を行っています。

○母子相談の実施状況

同一人物が異なる相談事項について数回来所した時は、それぞれ計上しています。

年度	相談内容	住宅	医療	就職	生活		福祉資金	父子福祉資金	児童扶養手当	生活保護	生活援護	母子生活支援施設	公営住宅	ひとり親家庭休 養 ホーム	その他	計 (件)
令和3年	F度	49	2	40	49	8	117	5	8	6	4	70	0	549	1	908
令和4年	F度	66	0	23	31	12	120	10	5	2	14	52	0	732	0	1067
令和5年	F度	47	3	32	31	7	88	9	2	0	10	50	0	873	1	1153

(2)母子·父子福祉資金貸付

20歳未満の子ども等を扶養している母子および父子家庭の経済的自立の助成と児童の福祉の増進を目的として、母子・父子自立支援員が相談を受け、審査の上、必要な資金の貸し付けを行っています。

① 貸付対象

○現に東京都内に居住する母子家庭の母または父子家庭の父等で、20歳未満のお子さん等を扶養している人

② 償還方法

- ○償還期間内(資金の種類で期間が異なる)での返済
- ○支払いは、年賦、半年賦、月賦での口座振替もしくは納付書払い

③ 違約金

○指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算した元利金につき年3.0%の違約金が徴収されます。

○母子・父子福祉資金の種類と貸付状況

(令和6年4月1日現在)

登金の名称 事業開始資金 事業相始資金 事業相能資金 事業維能資金 提在當人でいる事業を継続するために必要な商品。 成株等を建力で高強の主要を表している要な政策。 品、材料等を建力で高強の主要を表している要な資金 のに必要な知識技能を習得するために必要な資金 に必要な知識技能を習得するために必要な資金 (授業科、人等金など) が職力のために必要な対域、履物等を購入する意金(授業科、人等金など) を確立 (授業人、人等金など) を確か を確か となかしている事業を開始するために必要な資金 のに必要な対域技能を習得するために必要な資金 のに必要な対域技能を習得するために必要な資金 のに必要な対域技能を習得するために必要な資金 を(代表) 人等金など) を確か を確か を確か を確か を確か かけていた。とのするを関かするために必要な資金 を(だだし、医療を受けるために必要な資金 を(だだし、医療を受けるために必要な資金 を(だだし、医療を受けるために必要な資金 を(だだし、医療を受けるために必要な資金 を(だたし、医療を受ける場所が1年以内と見込まれる場合) お問問中 (特別期間5年以内)の生活を推開申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申			 資金の種類		貸付件数	11日5四五/
事業開始資金	資金の	の名称		令和3年度		令和5年度
日本	事業開	始資金			1 件	
技能習得資金 に必要な知識技能を習得するために必要な資金 (授業料、入学金など) 児童又は子が事業を開始するため又は総職するために必要な資金 (授業料、入学金など) 就職支度資金 一次	事業継	続資金				
修業資金 おに必要な知識技能を習得するために必要な資金 (接業料、入学金など) 就職支度資金 お職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金 母、父又は児童が、医療を受けるり間が1年以内と見込まれる場合 事力に1を要な資金(ただし、医療を受ける期間が1年以内と見込まれる場合 母文は父が、介護保険によるサービス(介護)を受ける。 対能習得 技能習得期間中(貸付期間の印以内)の生活を維期的1年以内と見込まれる場合) 及にお妻を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)の生活を維持するために必要な資金(ただし、医療 受けている期間中(貸付期間の中以内)の生活を維持するために必要な資金(行動間の1月以内)の生活を維持するために必要な資金(行動間の1月以内) 大業 している期間中の生活を維持するために必要な資金(行動間の1月以内) 大業 している期間中の生活を維持するために必要な資金(行動間の1月以内) 大業 している期間中の生活を維持するために必要な資金(貸付期間の1月以内) 大業 している期間中の生活を維持するために必要な資金(貸付期間の1月以内) 「自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住での間改築・補修(構造部分の修繕)又は保全に必要な資金 「完全のと要な資金・前家賃・運送代にあてるための資金(貸付けの対象となるのは新居住地が都内の場合) 結婚資金 児童又は子が婚姻に際し必要な資金 「原着後非要検出者の方」 児童文は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校文は事修学校において修学するのに必要な資金(所得後非要検出者の方) 児童文は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校文は事修学校になり、学学校・野科を行など)とのでは一番を申している場合を関係させる施設であって原生労働大臣が企り、保全がの研入を呼びに必要な資金(原用機能を対応と)条学校の関係等学際により、資付けの対象外となる場合があります。 対職技能を対信となる場合があります。対職技能を対信させる施設であって原生労働大臣が企り、多学校の関係等学医により、貸付件数)51件 51件 29件	技能習	得資金	に必要な知識技能を習得するために必要な資金		1 件	1件
展示文度資金	修業	資金	めに必要な知識技能を習得するために必要な資金			
医療介護 金 (ただし、医療を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)	就職支	度資金				
	医療介護	医療分	金(ただし、医療を受ける期間が1年以内と見込			
#期間中 持するために必要な資金 医療介護	資金	資金の名称 事業継続資金 事業継続資金 事業継続資金 事業継続資金 事業継続資金 事業継続資金 事業継続資金 おおりないを実験である。関連を表別でいたのでは、スタッのでは、大きのでは、ないは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、いきのでは、ないは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、いきのでは、ないは、いきのでは、いきのでは、ないは、ないは、	受けるために必要な資金(ただし、介護を受ける			
生活資金 生活安定		, , , , .				
生活安定 貸付 生活の安定を図るために必要な資金(貸付期間3 か月以内)	4. 江次 人		又は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場		0/14	
期間中 な資金 (ただし、離職した日の翌日から1年以内) 自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修 (構造部分の修繕) 又は保全に必要な資金 転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金 (貸付けの対象となるのは新居住地が都内の場合)	生活賞金		生活の安定を図るために必要な資金(貸付期間3		314	
自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修(構造部分の修繕)又は保全に必要な資金 転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金(貸付けの対象となるのは新居住地が都内の場合) 児童又は子の婚姻に際し必要な資金 児童又は子の婚姻に際し必要な資金 児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金(授業料、施設費、通学費、教科書代など) 児童が小学校、中学校に入学するために必要な資金(所得税非課税世帯の方) 児童ない子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学するために必要な資金(所得税非課税世帯の方) 児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学するために必要な資金(入学金、制服代など)※学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合があります。 知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金						
転宅資金	住宅		宅の増改築・補修 (構造部分の修繕) 又は保全に 必要な資金	1 件		
児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金(授業料、施設費、通学費、教科書代など) 41 件 34 件 24 件 24 件 資金(授業料、施設費、通学費、教科書代など) 児童が小学校、中学校に入学するために必要な資金(所得税非課税世帯の方) 児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学するために必要な資金(入学金、制服代など)※学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合があります。 9 件 8 件 3 件 3 件 3 件 3 件 3 件 3 件 3 件 3 件 3			の資金(貸付けの対象となるのは新居住地が都内 の場合)		4 件	1件
 修学資金 門学校又は専修学校において修学するのに必要な資金(授業料、施設費、通学費、教科書代など) 児童が小学校、中学校に入学するために必要な資金(所得税非課税世帯の方) 児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学するために必要な資金(入学金、制服代など)※学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合があります。 知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金 (貸付件数) 51件 51件 	結婚	資金				
児童が小学校、中学校に入学するために必要な資金 (所得税非課税世帯の方) 児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学するために必要な資金 (入学金、制服代など)※学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合があります。 知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金 (貸付件数) 51件 51件 29件	修学	資金	門学校又は専修学校において修学するのに必要な	41 件	34 件	24 件
	就学支度資金		児童が小学校、中学校に入学するために必要な資金 (所得税非課税世帯の方) 児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に入学するために必要な資金 (入学金、制服代など) ※学校や既取得の学歴により、貸付けの対象外となる場合があります。 知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣	9件	8件	3 件
	総	計				

(3) 品川区ひまわり荘(母子生活支援施設)

① 目 的

「品川区ひまわり荘」は児童福祉法に基づき、配偶者のない女性(母親)と挟養されている18歳未満の児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する施設です。

これらの母子に対してさまざまな援助を行い、母親の生活の安定や、児童の健全育成を目指すなど、入所者の福祉を増進し、自立のための支援を行っています。

② 事業内容

- ア. 家事、家計管理、育児保健など日常生活上の相談にのり、必要に応じて手伝う。
- イ. 就労に関する援助をし、経済的安定の支援をする。
- ウ. 学習・文化的活動として料理教室、各種講習会を開催する。
- エ. 退所にそなえ、都営住宅募集紹介等援助する。

○ 入所状況(令和6年4月1日現在)

10世帯22人が入所しています。

ア. 母子世帯となった原因

原 因	死 別	離別	遺棄	未婚	その他
世帯数	1	2	0	4	3

注:入所時とは状況が変化しています。

イ. 在所期間

期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
世帯数	3	6	1	0	0	0

ウ. 母親の職業

	職	業	常勤			パート						/mr.	職					
			営	業	事	務	その他	事	務	調	理	接	客	自	聝	その他	無	邦联
	人	数		0		0	2		2		2		2		0	1		1

エ. 母親の年齢構成

		D1 11 477 7 4				
年	齢	~24歳	25~29歳	30~39歳	40~49歳	50歳以上
人	数	1	0	3	5	1

才. 階層区分

カ. 児童の状況

階層区分	利用料	世帯数	人員	年齢	人員
生活保護受給世帯·住民税非課税世帯	0	8	17	0歳~2歳	4
住民税均等割のみ世帯	2, 200	0	0	3歳~5歳	3
住民税所得割(~9,000円)世帯	3, 300	0	0	小1~小3	4
住民税所得割(9,001~27,000円)世帯	4, 500	0	0	小4~小6	1
住民税所得割(27,001~57,000円)世帯	6, 700	0	0	中1~中3	0
住民税所得割(57,001~93,000円)世帯	9, 300	2	5	高1~高3	0
住民税所得割(93,001~177,300円)世帯	14, 500	0	0	その他	0
合 計		10	22	合 計	12

キ. 退所の要因(世帯)

年度 事由	令和3年度	令和4年度	令和5年度
結 婚	0	0	0
復縁	0	0	0
実 家 に 同 居	1	0	0
公営住宅入居	0	2	1
民間アパート入居 および住み込み	6	3	2
その他	0	0	4
合 計	7	5	7

【予算額】92,593千円

6. ひとり親家庭支援事業

(1)ひとり親家庭休養ホーム事業

母子家庭または父子家庭の親子がレクリェーションと休養のために、区が指定した宿泊、日帰り施設を無料または低料金で利用できます。平成25年度より、年度内宿泊1泊、日帰り1回、または日帰り2回の利用になります。

○ひとり親家庭休養ホームの利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用人員	859人	1,238人	1,452人

○指定施設一覧

(令和6年4月1日現在)

宿泊施設	〒	所 在 地
国民宿舎 伊豆熱川荘	413-0302	静岡県加茂郡東伊豆町奈良本969-1
国民宿舎 両神荘	368-0202	埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森707
鴨川シーワールドホテル	296-0041	千葉県鴨川市東町1464-18
区民保養所品川荘	414-0038	静岡県伊東市広野1-3-17
区民保養所光林荘	321-1445	栃木県日光市細尾町676-1

日帰り施設	₹	所 在 地
東京サマーランド	197-0832	東京都あきる野市上代継白岩600
サンリオピューロランド	206-8588	東京都多摩市落合1-31
東京ディズニーランド・東京ディズニーシー	279-8512	千葉県浦安市舞浜1-1
よみうりランド	206-8725	東京都稲城市矢野口4015-1
キッザニア東京	135-8614	東京都江東区豊洲2-4-9

【予算額】4,962千円

(2) ひとり親家庭学習支援事業

ひとり親家庭の経済的、精神的不安の軽減や自立支援に向けた取り組みとして、児童への個別の 学習指導や進路相談を実施することにより、学習の習慣づけや進学意欲の向上を目指します。令和 元年度は、通年コース(小学校5年生~6年生10人、中学生・高校生30人)、夏期・冬期集中コー ス(中学生・高校生30人)を実施します。

- ○対象者 ひとり親家庭の児童
- ○実施期間 通年コース土曜日午後(計20回) 夏期・冬期集中コース(全10回)
- ○実施内容 大学生や社会人のボランティアによる個別学習支援、進路相談

		令和3年度					
	(通年実施20日間) (夏期休業期間のみ10日				×10日間)		
	小学生	中学生	高校生	計	中学生	高校生	計
登録数	8人	19人	5人	32人	21人	4人	25人
延人数	60人	235人	54人	349人	138人	20人	158人

		令和4年度					
	(通年実施20日間) (夏期休業期間				業期間のみ	×10日間)	
	小学生	中学生	高校生	計	中学生	高校生	計
登録数	7人	10人	5人	22人	21人	4人	25人
延人数	99人	105人	54人	258人	70人	16人	86人

		令和5年度					
		(通年実施20日間) (夏					↓10日間)
	小学生	中学生	高校生	計	中学生	高校生	盐
登録数	6人	8人	6人	20人	8人	6人	14人
延人数	93人	88人	57人	238人	37人	24人	61人

●企業見学会の実施

企業で働く人たちの様子を見学したり話を聞く等の体験をとおして、様々なキャリアモデルを 学び、自らの進路を具体的に考えるひとつの契機となることを目指しています。

【令和3年度】

令和3年11月27日(土) 明治安田生命 品川支社 キャリア体験(会社訪問)

	中学生	高校生	ボランティア	計
参加人数	6人	0人	4人	10人

※令和4,5年度はコロナ対策のため未開催。

【予算額】4,650千円

(3)親子体験事業

しながわCSR推進協議会参加企業で丸亀製麺を全国展開する㈱トリドールの社会貢献運動「働くママの応援活動」との連携事業としてひとり親家庭を対象に実施します。親子のふれあいと親自身のリフレッシュにつながる機会として継続していきます。

実施状況

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
実施回数	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
開催日	新型コロナウイルス感染症対		新型コロナウイルス感染症対		新型コロナウイルス感染症対	
	策のため中止		策のため中止		策のため中止	

【予算額】150千円

(4)ひとり親家庭一時介護事業

母子家庭や父子家庭が、一時的な傷病などのため、日常生活を営むのに支障がある場合に掃除や 洗濯など日常生活に必要な介護を行う事業です。

- ① 1回2時間以上8時間以内、1日2回まで。年度内40時間以内
- ② 介護内容は、掃除・洗濯・買物・育児など日常生活の世話
- ③ 介護人は、公益社団法人品川区シルバー人材センターおよび品川区ひとり親家庭福祉協議会に委託しています。

介護人派遣の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
派遣件数	5件	4件	5件
派遣延日数	27日	64日	47日
派遣延時間数	6 2 時間	146時間	103時間

【予算額】250千円

(5) ひとり親家庭住宅入居支援事業

①目 的

18歳未満の子を抱えるひとり親世帯が住宅に困窮している場合に、民間賃貸住宅に入居しやすくする支援を行うことで、ひとり親家庭の自立の助長を促すと共に生活の安定を図っていきます。

②内 容

品川区内に引き続き6か月以上居住しているひとり親家庭の児童扶養手当受給世帯で、民間 賃貸住宅の入居にあたり、連帯保証人が立てられない場合、賃貸借契約の保証委託契約を締結 する際の初回保証委託料を助成します。

併せて、住宅を探すにあたっての個別相談会の開催や、必要に応じて一時介護事業による育 児支援も行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定件数	11件	12件	6件
支給件数	10件	11件	7件
住宅相談会	新型コロナウイルス感染症対	新型コロナウイルス感染症対	新型コロナウイルス感染症対
11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11.	策により未開催	策により未開催	策により未開催

【予算額】1,202千円

(6)ひとり親家庭等医療費助成

① 目 的

ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康を維持し、 もって福祉の増進を図ることを目的としています。

② 助成対象

区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(20歳未満で中度 以上の障害がある児童を含む。)を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養 育者に、父・母または養育者および児童の保険診療による医療費の自己負担分(入院時食 事負担金を除く)の一部または全部を助成します。

- (ア) 父母が離婚した児童
- (イ) 父または母が死亡・生死不明の児童
- (ウ) 父または母に一年以上続いて遺棄されている児童
- (エ) 父または母が法令により一年以上拘禁されている児童
- (オ) 母が婚姻によらないで生まれた児童
- (カ) 父または母に重度の障害がある児童

- (キ) 父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童
- (ク) その他、前各号に準ずる状態にある児童で、規則で定める者 ただし、次に該当する場合は対象外となります。
- (ア) 生活保護を受給しているとき
- (イ) 子どもが児童福祉施設に入所しているとき(母子生活支援施設を除く)
- (ウ) 子どもが里親・ファミリーホーム等に委託されているとき

③ 所得制限

申請者とその配偶者、扶養義務者の前々年の所得が扶養親族の数に応じて、次の表の限 度額未満の場合に医療費助成の対象となります。

ひとり親家庭等医療費助成所得限度額表 (令和6年4月1日現在)

-	令和6年	· / 日	1 日	租在)
١	$\Box \Box A \Box C \Box \Box$	<u>-</u> 4 ⊢		ナ

扶養親族等の数	申請者本人	申請者本人と生計を 共にする扶養義務者			
0人	1,920,000円	2, 360, 000円			
1人	2,300,000円	2,740,000円			
2人 2,680,000円 3,120,000円					
以後扶養人数一人増すごとに38万円加算					

[※] 令和6年11月分から所得限度額が引き上げられる予定です。

④ 助成範囲

健康保険法の規定により一部の自己負担(1割負担)により受診できます。ただし、受 給者および扶養義務者の前々年の特別区民税・都民税が非課税の場合は、一部自己負担は ありません。

⑤ 助成方法

都内の医療機関では、健康保険証と区の発行したひとり親家庭等医療証を提示すること により、医療費の一部自己負担もしくは全額を支払わずに受診できます。ただし、契約外 および都外の医療機関で受診した場合は、直接所管課に申請をすることで助成が受けられ ます。

⑥ 助成状况

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給世帯	1,386世帯	1,321世帯	1,286世帯
対象者数	1,898人	1,808人	1,295人
診療件数	28,829件	28,538件	25,897件
支給額	74, 365, 242円	74,657,519円	67, 509, 141円

【予算額】 扶助費 81,750千円

【根 拠】 品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

(7) ひとり親家庭自立促進事業

① 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

児童扶養手当の受給者または同等の所得水準である母子家庭の母または父子家庭の父に、就業に結びつく可能性の高い講座の受講費用の60%相当額(12,001円以上20万円以下)を助成し、主体的な能力開発への取り組みを支援しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講座指定件数	3	4	5
支給件数	6	4	1

【予算額】480千円

② 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

児童扶養手当の受給者で就業と修業の両立が難しい母子家庭の母または父子家庭の父が、就業に結びつく可能性の高い資格を取得するために養成機関(1年以上)に通う間の生活費相当分を一部助成し、自立を促進しています。

高等職業訓練促進給付金は、非課税世帯は月額10万円、課税世帯は月額7万5百円の支給となります。さらに、養成機関修了後に高等職業訓練修了支援給付金を非課税・課税世帯に応じて5万円あるいは2万5千円支給します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訓練促進給付金	3	1	6
修了支援給付金	1	0	1

【予算額】7,250千円

③ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者等で就労意欲のある母子家庭の母または父子家庭の父に、専門の就労相談 員が個々の状況・ニーズに応じた就労プログラムを策定、就労までの相談や求職活動の助言およ びハローワークへの同行等を行い、自立・就労を支援しています。

		?	和3年	支	令	和4年月	度	ŕ	予和 5 年 J	度
		母子	父子	計	母子	父子	計	母子	父子	計
相談者総数(延べ) ※()内は電話相談 (再掲)		178 (54)	0 (0)	178 (54)	165 (66)	5 (0)	170 (66)	185 (61)	25 (2)	210 (63)
	自立支援プログラ ム策定件数	18	0	18	11	1	12	16	1	17
	就職件数	11	0	11	9	0	9	13	1	14
	職業訓練 受講支援件数	2	0	2	0	0	0	3	0	3

【予算額】51千円

7. 入院助産

入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、その費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、助産施設(病院等)において分娩の介助や看護を受けられるよう支援を行っています。

1月から6月は前々年分・7月から12月は前年分の所得税が8,400円以下の世帯を対象としています。

○入院助産の実施状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実	施 件 数	3件	1件	5件
Вh	都 立 病 院	0件	0件	0件
助産施設	私 立 病 院	3件	1件	5件
施	国 立 病 院	0件	0件	0件
設	助 産 所	0件	0件	0件

【予算額】3,831千円

8. 奨学金貸付事業

【目的および対象】

修学する意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学等が困難な者およびその保護者に対し、奨学金を貸し付け、奨学生の健やかな成長と社会的自立を図ることを目的としています。 対象は、品川区に住所を有し高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程)に在学中の方または入学を許可された方とその保護者です。(大学生は対象外)

(1)貸付資金と貸付金額

①在学応援資金(平成30年度開始)

修学や修学に付随する費用で、内容がその子の将来目標を達成するために必要と認められる 資金を、在学する本人(子ども)に貸し付けます。

なお要件により貸付額の全額または一部の返還を免除する制度があります。

貸付金額 在学期間中600,000円(上限)

※1年あたり300,000円(上限・必要額の範囲で貸付・単年度申請)

【実 績】

在学応援資金貸付者

(令和6年3月31日現在)

	公 立	私立	合 計
令和3年度生	8人	11 人	19 人
令和4年度生	9人	17 人	26 人
令和5年度生	6人	17 人	23 人
合 計	23 人	45 人	68 人

②入学準備金

入学に必要な費用を、入学を予定している子の保護者に貸し付けます。 貸付金額 平成30年度入学生まで (公立)70,000円(私立)200,000円 平成31年度入学生から 400,000円(上限・必要額の範囲で貸付)

【実 績】

入学準備金貸付者

(令和6年3月31日現在)

	公 立	私 立	合 計
令和4年度入学生の保護者	0人	1人	1人
令和5年度入学生の保護者	1人	0人	1人
令和6年度入学生の保護者	1人	4 人	5 人
合 計	2 人	5 人	7人

※参考

在学資金(旧制度、平成29年度をもって募集終了・返還業務のみ)

貸付金額(月額) 公立0円、私立15,000円

※就学支援金の支給期間中貸付額の調整有

※「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の改正があった場合、年度単位で変更になることがあります。

※貸付期間は、在学する学校の正規の修業年限

(2)貸付予定者数

在学応援資金 30人(2回募集 前期20人+後期10人)

入学準備金 5人

(3) 返還期間

在学応援資金 卒業年度から1年間の据え置き後、15年以内

入学準備金 貸付後、入学年度を含めて3年以内

在学資金 貸付終了年度から1年間の据え置き後、15年以内

【実 績】

年度別実績

(令和6年3月31日現在)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付決定金額	(千円)	5, 230	7, 040	7, 830
返還予定額	(千円)	47, 026	42, 506	35, 989
返還収入額	(千円)	21, 609	18, 554	14, 852
返還率	(%)	45. 95	43. 65	41. 27
返還中人数**	(人)	368	281	220 人

※返還中人数は各年度3月31日現在の人数

【予算額】16,237 千円 ※奨学金貸付基金41,353,300 円 (令和6年3月31日現在)

【根 拠】

品川区奨学金貸付条例

品川区奨学金貸付条例施行規則

品川区奨学金貸付基金条例

品川区奨学金運営委員会条例

9. 子どもの未来応援事業

生まれ育った環境や親の経済状況が、世代を超えて子どもの将来へ連鎖することがないよう、 環境整備や教育の機会の均等を図るための施策を検討・実施しています。

子どもの食の支援は、令和5年4月策定「子ども・若者計画」において、重点課題として位置づけられており、子どもの貧困対策に関する大綱などを集約した「こども大綱」を踏まえ、関係各課と連携して子どもの環境格差改善を図ります。

(1)子ども食堂支援

① 目的

地域のコミュニティの中で子どもを育てていく効果的な拠点として期待できる子ども食堂の 運営者等の情報交換・共有のためのネットワークを支援し、また、食材や資材等の受付、情報提 供、搬送等を行うネットワークを構築することで、民間活動の活性化と子どもの居場所づくりを 図ります。

② 実施状況

ア 子ども食堂推進事業

子ども食堂の運営者等が行う地域の子どもたちへの食事や交流の場を提供する取組みについて、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するため、当該取組みを行う運営者に対し補助金を交付します。

実施内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請食堂数	16 件	16 件	21 件
交付額	4,691 千円	7,566 千円	9,906 千円

イ 子ども食堂ネットワーク支援

ボランティア支援や企業寄付品の受け入れ等に実績のある品川区社会福祉協議会内に「子ども食堂ネットワーク事務局」を設立し、子ども食堂の開設・運営支援や企業・区民からの寄付品の受け入れや子ども食堂への配布調整を行っている。

【実施内容】

- ・子ども食堂の開設・運営支援
- ・子ども食堂フォーラムの開催(6月下旬)
- ・子ども食堂ネットワーク会員の募集
- ・子ども食堂ネットワーク会議の開催(年2回)
- ・子ども食堂マップの作成
- ・企業や区民からの寄付受け入れ、子ども食堂への配布
- ・子ども食堂運営者を対象とした各種研修、勉強会の実施
- ・子ども食堂運営者とボランティア希望者とのマッチング

子ども食堂開設数 39 か所 ネットワーク会員数 254 名

【予算額】30,728 千円

(2) 子どもの食の支援(ガバメントクラウドファンディングの活用)

目的

地域の子どもの居場所となる子ども食堂の継続支援と、さらなる子どもの食の支援を進めるにあたり、ひとり親家庭等への食の支援(食品等の配送)をきっかけに就労支援、学習支援、住宅入居支援等につなげ、最終的な自立を支援します。また、ふるさと納税による「ガバメントクラウドファンディング(GCF)」等を活用することで、資金調達だけでなく地域の理解を深めるとともに、企業参加を推進します。

② 実施状況

ア ガバメントクラウドファンディング (ふるさと納税寄付)

実 施 内 容		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施時期	目標額	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円
9月上旬~12月末日	寄 付 額	8,582 千円	11,141 千円	20,595 千円
	達成率	171.6%	222.8%	411.9%
	寄付者数	288 件	296 件	291 件

イ 子どもの食の支援事業(食品等の配送)

実	実 施 内 容		令和4年度	令和5年度
子ども食堂 継続支援	子ども応援基金助成	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
	第1回企業寄付品配送	4月/433世帯	8月/417世帯	8月/505世帯
	第2回企業寄付品配送	8月/433世帯	10 月/420 世帯	11 月/510 世帯
しあわせ	第3回企業寄付品配送	11月/425世帯	1月/410世帯	12 月/510 世帯
食卓事業	第4回企業寄付品配送	12月/420世帯	2月/410世帯	3 月/492 世帯
	第1回GCF食品配送	420 世帯	515 世帯	516 世帯
	第2回GCF食品配送			505 世帯
	ひとり親家庭等つなぐ支援事業	28 世帯	29 世帯	21 世帯

【予算額】8,073 千円

10. 子育て世帯に対する生活支援特別給付金

(令和5年度)

【目的】

食費等の物価高騰に直面し家計が悪化している低所得の子育て世帯・ひとり親世帯を支援するため、国および区独自の給付金事業を実施する。

【令和5年度に実施した給付金一覧】

区分	国基	 上準	区刻:	虫自
名称	子育て世帯生活	支援特別給付金	子育て世帯生活支援	ひとり親世帯臨時
	ひとり親世帯分	その他世帯分	特別給付金	特別給付金
対象	(1)令和5年3月分の児童扶養手当	(1)令和4年度「低所得の子育て世	令和5年2月28日時点で品川区に	令和6年1月1日時点で品川区に
	支給対象者	帯に対する子育て世帯生活支援特	住民登録があり、令和4年度におい	住民登録があり、ひとり親として
	(2)公的年金等受給者のうち、令和	別給付金(その他世帯分)」を受給	て国による低所得の子育て世帯生	下記対象児童を監護・養育してい
	5年3月分の児童扶養手当の支給が	した方	活支援特別給付金の支給決定がな	る者(令和 5 年度の低所得の子育
	全額停止される方	(2)令和5年3月以降に出生した児	されていないもののうち、以下のい	て世帯生活支援特別給付金の対象
	(3) 食費等の物価高騰の影響を受け	童の分の児童手当または特別児童	ずれかに該当し、令和4年度住民税	者を除く)
	て家計が急変し、収入が児童扶養手	扶養手当が支給され、かつ令和5年	均等割のみ課税の者	【対象児童】
	当を受給している者と同じ水準と	度分の住民税均等割が非課税であ	(1)令和4年4月分の児童手当また	平成17年4月2日 (特別児童扶養
	なっている方	る方	は特別児童扶養手当の受給者	手当対象児童は平成 16 年 1 月 2
		(3)上記の他、対象児童 (年度末ま	(2)令和4年5月から令和5年3月	日)から令和6年1月1日までの
		で18歳の子、障害のある児童は20	までのいずれかの月の分の児童手	間に出生した児童で日本国内に住
		歳末満) の養育者であって、以下の	当または特別児童扶養手当の受給	所を有する者
		いずれかに該当する方	資格の認定または手当額改定の認	
		ア)令和5年度分の住民税均等害が	定を受けた者	
		非課税である方	(3)令和4年4月分の児童手当を受	
		イ) 食費等の物価高騰の影響を受	給している公務員	
		けて、令和5年1月以降家計が急	(4)(1)・(2)以外で、令和4年3月	
		変し、令和 5 年度分の住民税均等	31日において、平成16年4月2日	
		割が非課税である方と同様の事情	から平成19年4月1日までの間に	
		にあると認められる方	出生した児童を養育する者であっ	
			て、品川区内に住所を有する者	
支給	令和5年5月	令和5年5月	令和5年7月	令和6年3月
時期	~令和6年4月	~令和6年4月	~令和5年11月	~令和6年4月
支給		旧幸11)っ	·~キェエⅢ	
額		児里1人に	つき5万円	
支給	2,111 人	3, 105 人	194 人	1,450人
件数	(1,492 世帯)	(1,904 世帯)	(137 世帯)	(1, 106 世帯)
支給額	105,550 千円	155, 250 千円	9,700千円	72,500 千円

11. 住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(こ ども加算分)

(令和5年度) ※令和6年度実施予定

【目的】

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における施策の一環として、エネルギー・食料品等の物価高騰による家計への影響が大きい低所得の子育て世帯に対し、臨時的な措置として給付金を支給する。

【支給対象者】

住民税非課税世帯物価高騰対策追加給付金、または住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策追加給付金の支給を受けた者のうち、対象児童を扶養する者

【対象児童】

- (1) 支給対象者と同一の世帯に属する平成17年4月2日以降に生まれた者であって、令和5年12月1日時点において区の住民基本台帳に記録されている児童
- (2)支給対象者と同一の世帯に属していないが、当該支給対象者に扶養されていると認められる平成17年4月2日以降に生まれた児童
- (3) 令和5年12月2日から令和6年3月31日までに生まれた者であって、当該児童が生まれた時点において支給対象者に扶養されていると認められる児童

【支給額】

児童1人につき5万円

【支給方法】

- (1)住民税非課税世帯物価高騰対策追加給付金、または住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対 策追加給付金を申請不要で受給した者に対して、こども加算分を申請不要で住民税非課税 世帯物価高騰対策追加給付金、または住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策追加給付金 と同一口座に支給
- (2) 申請書を提出により支給が認められた者に対して、住民税非課税世帯物価高騰対策追加給付金、または住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策追加給付金と同一口座に支給

【支給時期】

令和6年3月(令和6年4月以降においても随時支給)

【周知方法】

広報しながわ、ホームページ等にて周知 ※対象者へは別途案内を送付

【予算額】(令和5年度) 扶助費 255,000千円 (都交付金充当) (65,000千円については、令和6年度へ繰り越す)

【件数·支給決定児童数·支給決定金額】

(令和5年度実績) 1,713件 2,679人 133,950千円

V. 保育入園調整課

1. 保育園等の利用認定

小学校就学前に保育園等を利用する場合には、利用のための認定を受ける必要があります。

(1)認定の種類

認定の種類は、大きく分けて利用希望施設と年齢によって区分されています。 なお、下記に含まれない認証保育所、認可外保育施設のみを利用希望の場合は、認定申請の 必要はありません。

利用希望施設	要件	認定	年齢	区分
幼稚園(※)	幼稚園等を利用希望す	业 去無準吐眼	渉っ歩い [.	1日初会
認定こども園(幼児教育部門)	る場合	教育標準時間	満3歳以上	1号認定
保育園	保育が必要な事由に該	保育標準時間	満3歳以上	2号認定
認定こども園(保育園部門)	当し、保育園等を利用希		11,40 %3,745 (32)	- 3 #6 / C
地域型保育事業	望する場合	保育短時間	満3歳未満	3号認定

(2) 認定の内容

① 認定区分

保育園等を利用希望(もしくは利用中)の場合、年齢に応じて3歳以上を2号認定、3歳未満を3号認定としています。

② 保育の必要性の事由、保育必要量および有効期間 保育の必要性の事由に応じて、保育必要量・有効期間が決まります。

保育が必要な事由	保育必要量	有効期間				
就労/介護・看護・		小学校就学までの間、左記の事由により保育を				
付添・就学		必要とする期間				
疾病・障害	無準性眼もしては短性間					
妊娠・出産	標準時間もしくは短時間	出産予定月を挟んだ前後2ヶ月間(計5ヶ月)				
災害復旧		災害の復旧活動に従事する期間				
児童虐待・DV		左記の事由により保育が困難と認められる期間				
求職活動		利用希望月から2ヶ月間				
育児休業	短時間	育児休業の対象児童が1歳になる年度の年度末				
		まで				

③ 保育必要量

保育を必要とする時間に応じて、保育標準時間(1日8時間超)と保育短時間(1日8時間 以下) に区分けされています。

区分	保育標準時間	保育短時間
保育必要量	保育を必要とする時間が、1日8時間	保育を必要とする時間が、1日8時間以内の
	を超える場合	場合
保育利用時間	保育園等の基本開所時間(7時30分	保育園等の基本開所時間(7時30分~
	~18時30分)のうち、最大11時間	18時30分)のうち、8時間以内

_ (0 /	一面四四四人	13	
	認定区分	令和5年度	令和6年度
1	3歳児	41人	62人
号	4歳児	266人	276人
1号認定	5歳児	325人	342人
Æ	計	632人	680人
0	3歳児	2,539人	2,391人
号	4歳児	2,502人	2,477人
2号認定	5歳児	2,361人	2,529人
Æ	計	7,402人	7,397人
9	0歳児	1,145人	990人
3号認定	1歳児	2,650人	2,677人
認定	2歳児	2,885人	2,823人
<i>X</i> L	計	6,680人	6,490人
	総計	14,714 人	14,567 人

2. 認可保育園等の対象者と入園事務

(1) 対象者

【保育園】

保育園は、保護者が就労や疾病などの理由で、お子さんの保育を必要とする場合に利用できる施設です。利用申請ができるのは、保護者が次のいずれかの、お子さんの「保育を必要とする事由」に該当する場合です。

- ① 月12日以上かつ1日あたり4時間以上の就労を目安として常態とすること
- ② 妊娠中または出産後(入園希望月前後2ヶ月の間で出産予定がある、または出産した場合)
- ③ 疾病もしくは負傷、または精神や身体に障害があること
- ④ 同居の親族(対象児童の祖父母や兄弟姉妹等)を介護または看護していること
- ⑤ 災害の復旧にあたっていること
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること
- ⑦ 学校教育法に規定された学校等に通学、または公共の職業訓練校での職業訓練等を受けていること
- ⑧ 児童虐待の恐れがある、または配偶者からの暴力により保育が困難であること(公的機関に ご相談している方)

要件により、保育園に通園できる期間が違いますが、最長で小学校就学前までになります。

【家庭的保育事業および小規模保育事業】

保育園の入園要件 (P83) を満たし、品川区に住民登録のある生後 57 日から 3 歳になった年度末 (2歳児クラス)までの利用希望者です。

- ※家庭的保育事業の利用を希望する場合は、短時間認定を受けることが必要です。(標準時間認定 の方は、家庭的保育事業の申請はできません。)
- ※地域型保育事業では、運営上、特別な配慮が必要なお子さんの保育ができない場合があります。

【幼稚園】

品川区に住民登録のある満4歳から小学校就学の始期に達するまでの利用希望者です。 ※原則、保護者が幼児を幼稚園に徒歩で送迎となります。

(2)入園事務

区では、子ども未来部保育入園調整課入園相談担当が保育園の入園相談事務、地域型保育事業の利用申請受付等の相談窓口となっています。

① 入園の申請

入園の申請は、年間を通して、入園相談担当で受け付けています。

入園相談担当では、保育園の入園可能数を超える入園申請があった場合、入園審査会を開催し 選考を実施し、申請の順序等に関係なく利用調整基準に沿って、保育を必要とする程度の高い児 童から順次入園可能数に達するまで入園を決定しています。なお、3月入園は育児休業明け入園 予約制度での受付のみとなっています。

状況によって当該月に入園ができない場合は、申請者の利便性を考え、当該年度2月入園までは引き続き入園審査の対象としています。

② 育児休業明け入園予約制度

区内に居住する保護者で育児・介護休業法等による育児休業を1歳の誕生日の前日以降まで取得して職場復帰する場合に、復帰月からの入園をあらかじめ申請できる制度です。

<対象>

出生時から継続して区民であり、かつ保護者が申請児童の1歳の誕生日前日以降まで、育児・介護休業法による育児休業を取得し職場復帰をする対象の児童。0歳児クラス、1歳児クラスが対象になります。

<対象保育園および受け入れ予定数>

区立保育園で、年間117人の予定。

<申請方法・選考>

出生月の翌月末までに入園相談担当に申請し、受入れ予定数を超える申請があった場合は選考を行います。

③ 短時間就労対応型保育室

都市部の多様な就労形態に対応し、短時間就労者の保育需要に限定した保育枠を設定します。

【実施園】 伊藤、荏原、北品川第二、二葉つぼみ、南大井の各公立保育園 各10名程度

【対 象】 4月1日現在1歳から3歳まで(区内在住者)で、保護者がパート・自営業者など短時間の保育が継続的に必要な方

【実施時間】 午前9時から午後5時までの8時間以内

(3) 入園実績と園別在園状況

<保育園における保育の実施状況>

令和6年4月1日現在

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(a)児 童 数	20,561人	19,658人	18,882人
(b)在 籍 数	10,642人	10,694人	10,730人
入園率(b)/(a)	51.8%	54.4%	56.8%

<地域型保育事業における保育の実施状況>

令和6年4月1日現在

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(a)児童数 (0~2歳)	10,254人	9,600人	9,173人
(b)在 籍 数	224人	196人	177人
入園率(b)/(a)	2.2%	2.0%	1.9%

園別在籍状況(区立保育園・区立民営保育園)

令和6年4月1日現在

	夜間	C族	供玄同名		定具						在籍					
	保育	児園	1등학교(기)	3歳未満	3歲以上	合計	0歳	1歲	2歳	7. VĒ™	S蕨	4歳	5歳	小計	会計 (在籍 定員
		0	伊豫	70	6C	.00-	t	15	. 6	37	13	.6	19	50	87	00.03
1		-	伊藤(短時間)	[/ U	DL	00 "		Э	-	1	1			1	2	89.D¥
		_	TID.		w	120-	-	20	24	<u> </u>	24	23	21	68	5	0.71
2		_	芥原(短時間)]	/6	20"	-		3	3	2	-	-	2	5	97.5%
3		0	在原芒	70	6C	100	3	11	·6	33	15	.8	18	52	85	85.D¥
4		O	在原西第二	38	50	88	7	13	.6	36	13	• 4	16	46	82	93.2%i
5		_	大井	50	81	.3.		23	26	49	25	25	20	70	9	90.8%
6	*	0	大井倉口		66	0	t	15	.8	99	22	22	21	65	104	94.ɔh
7		0	[大埼	50	75	125	8	13	20	4E	20	23	23	66	2	89.3%
8	•	0	北島川	33	45	78	3	10	13	26	14	15	12	41	67	85.9%
9		0	北别 傍二	3t	56	94	9	12	15	36	17	1.9	17	53	89	98.9%
3		-	北品/ 傍三(短輔門)		"		-	1	2	3	1	-	-	1	4	30.34
10	*	0	源氏前	/7	66	3	5	17	20	/2]	19	2.	19	59	.0.	89.1%
11	*	C	上反比	42	6C	102	Ē	15	• 4	35	19	,8	21	58	93	91.2%
12		C	上反比第二	33	17	50	ē	11	. 2	32	17			17	49	98.3%
15		0	小山台	99	54	93	2	15	15	32	13	.8	18	54	86	92.5h
14	*	0	品川	£1	54	145		23	25	52	27	25	28	80	132	91.0%
15		0	清水台	40	6C	.00	- 6	12	19	37	13	18	15	55	92	92.0%
16	•	0	木神	47	60	. 02	6	13	19	43	21	19	15	59	. 05	95.3¥
17		0	台場	47	69	6	6	17	20	48	21	2.	20	62	:05	90.5%
18		_	滝王子	28	E1	79		13	.2	28	15	16	17	/19	77	97.5%
19		O	中但	54	72	126		20	22	46	21	24	22	67	3	89.7¥i
2C	•	O	中原	42	54	96	8	15	. 6	34	15	.2	12	42	76	79.2⅓
21	*	0	西大井	50	66	6	9	13	20	۷,	20	22	22	64		95.7%
22	*	0	西五反日	94	45	79		10	-2	25	13	. 0	10	33	58	73.4%
20		0	西五反日第二	52	78	130	0	17	18	40	20	23	24	67	0	84.5%
24		0	西品川	65	82	. 47	7	24	22	53	23	20	24	67	120	81.5%
25	_	-		32	51	83	- [1.5	15	31	13	16	17	46	77	92.3%
26	+	Ç	旗の台	36	6C	96	Ē	12	15	33	15	20	20	56	89	92.7%
27		O.	東大井	70	6C	.00		15	15	87	18	20	20	58	92	92.0%
28	*	Ö	東五反日	33	45	78	3	12		27	13	.3	14	40	67	85.9%
29		0	東品川	<i>-1</i>	6C	.01	t į	15		38	20	20	15	55	93	86.9 <i>h</i>
SC			東中延 	3t	6C	96		15	16	92	19	.8	19	56	88	91.//
- 21		<u> </u>	平塚	47	6C	. 07	5	13	- 7	40	21	18	17	56	96	89.7%
32		Ö	富十見台	51	69	. 20		17		40	23		20	62	. 02	85.0%
88		0	二葉	26	26	62	5	0	.0	94	10	. 5	12	34	58	93.5¥
54		0	二葉つほみ 二葉つほみ(短時間)		22	66	8	11	20	/2	20	_	_	20	62	107.3%
			一泉マはのは近町町/ 南大井					3	2	5	1			4	9	
25			九八井 有大井(短時間)	40	60	. 00 -	Ē		<u> </u>	30 2	20	.9	17	56	86	92.0%
		0	有(りただ)			.07		2	2		2			2	6	00 - 1
S6		Ö	八瀬南	<i>∠₁</i>	6C		t j	13	19	43	19		18	56	99	92.5%
			<u> 7.786年</u> 大火日	39	58	97	- 6	15	- 18 - 7	35	17		10	53	92	94.3%
36			かたか	16 16	47 54	63 70		7 5	<u>/</u>	14 15	δ 10	. 7	10) 18	24	38 68	60.3% 97.1%
29 40		0	: ル(こ))・ - 本橋	32		80		2) 12	· 6		13			53 25		83.3% 83.3%
40 41		_	一条相 ひがしやつやま	57	48 45	80 45	-	17	0	32 0	15 5	· 3	7 i	35	67 18	l
	•		じかした フやま じよく一心		10				0	<u>U</u> 42			C	18		40.0%
42 43	- ▼		3559 N = 3 三ツ木	40 30	 50	46 80	S	10	· 4				 1ē	0 44	42 73	91.3¾ 91.3¾
		0	二ツ不 八瀬北					15	4 .6	28	15				96	
44			:八瀬石 :八瀬西	4 <u>2</u> 40	60 60	102		15 10	<u>.</u>	38	20	.8	20 20	58 58	90	94.11
45			:八瀬四 [立 小 計	_			205		745	1 608	20 797	746	748		0.900	89.0 1
		2	7 TC (1) 91	1,796		4,350	205	553	740	1,000	7573	740	748	2,292	2,900	89.7%

[※]夜間保育欄の無印は延長保育実施園、◆印は午後8時30分まで、★印は午後10時までの夜間保育実施園です。

^{※0}歳児欄の○印は、0歳児保育実施園(生後57日以降)です。

園別在籍状況(私立保育園その1)

令和6年4月1日現在

	夜間	○蒙		定員 在籍												
	作育	児園	保育園名	3歳未満	3歳以上	合計	つ歳	1歳	2歳	7. VĒT	2歳	五農	5歳	小計	合計	在籍/定員
46	0	C	/ i	94		60	5	3	.0	28	12	. 2	11	35	58	96.7%
47		_	AIAI NURSERY 大崎	21	39	60	_	10		21	12	.3	7	32	53	88.3%
·18	♦	<u> </u>	あいのもり	27	33	60	Ē	10		27	12		10	33	60	100.0⅓
49	*	0	青物横丁えばん	32	48	80	Ē	12	• 4	32	14	16	10	46	78	97.5%
50	•	Ç	アスク南大井	38	51	90	b	14	17	36	18	16	17	51	87	96.7h
51	•	0	アソシェ旗の台	33	56	69	t	12	•2	30	10	12	ÿ	31	6.	88.4h
52	•	0	アソシエ東大井公園	33		69	Ē	11	- 2	25	12		11	34	63	91.3%
51	•		アンジェリカはまかわ	37	50	90	<u>S</u>	13	.5	37	13	. 7	17	50	87	96.7%
54	٠		アンジェリカ東品。ト	37	53	90	S	13	. 2	87	15	.8	18	52	89	
55	٠		石井こども園	45		99	7		.8	39	13		18	52	9.	91.0%
56	<u> </u>		ウィズブック保育園荏原	37	√19	86	2	12	.1	28	9	17	11	37	65	
57	<u> </u>	<u>_</u>	ウィズブック保育園天王洲	28	45	73	9	9	12	<u>80</u>	11	.3	15	12	72	98.5%
58	<u> </u>		ウィズブック保育園西五灰田 	24		56		9	.0	20	12	6_		25	45	
59	<u> </u>		ウィズブック保育園武蔵小山 カーデー 5年 5届 5 円 フェデ	23) ()	59	1	3		20	11		10	32	52	88.1 h
60			ウィズブック保育園式蔵小二パルズ いまい、2.5.7.2.5.1	51	<u>59</u>	0	11	13	18	45	20		19	54	99	
61 62	•		えかおの会保育園: かつしま 大井町えま/.	22	51 42	73 73	5	10 12	- 2 - 2	22	12 14	- 4	15 14	41 41	63 70	
63	\ \	<u></u>	八井門4 また。 大埼びまわり	31 28	42 42	70		10	-0	29 26	12	.3	11	36	62	95.9% 88.3%
64	•		スペンミクッ 大型と大地のなーさり、大森駅前園	70 32	48 48		9		.5	20 31	15		15	43	74	
65		0	大空と大地のなーさり、東五文田園	70 70	6C	100	7	15	.8	70	12	.7	17	46	86	
66	y 5∤		Gakkeno Ettäk	24		60	<u>/</u> -	10	.5	25	11		<u>! /.</u> g	31	56	
67	•		Gakkenほいくえん 木崎	35	45	80	<u>-</u> 8	12	.2	35	17	.5	16	45	80	
68	•		Gakkeriほいくえん 旗の台	27	55	60		3	8	20	10		 9	30	50	
69	•	0	テッズガーエン 北岳川	42	46	90	۷	15	'4	33	15	'4	12	41	74	
70	•	0	〒ヶブガ・デンヵ坂田駅前	20	42	70	2	3	7	10	9	9	3	21	39	
71	•	O	マッズガーデン品川上大崎	51	57	.08	S	19	.8	45	13	. 7	15	45	90	83.3%
72	•	С	マッパガーデン 品川浩足	28	42	70	_	3	. 5	24	11	. U	11	32	56	80.0%
73	•	\circ	_{エッ} ズガーデン品川西五灰田	35	-15	80	3	12	.3	28	10	.5	12	3/1	62	77.5%
74	*	<u> </u>	_{エッ} スガーデン品川豊町	35	<i>-</i> 15	80	2	11	.1	27	8	.1	12	3/1	6.	76.3%
75	*		=ッズガーデン西品川	27	33	60	Ē	10		27	11	.0	11	32	59	98.3%
76	•	<u> </u>	テッズガーデン南大井	38	51	90	មួ	1 ວ	15	39	10		17	46	85	94.4h
- 77	<u> </u>	<u> </u>	テッズタフソイルおおい	40	6C	.00	12	13	22	41	21	23	28	67	4	111.00
78		<u> </u>	テッスラボ中延園	20	45	73		3		24	12	.0	15	37	6.	83.5%
7,4	•	<u></u>	クオリスキッズ大デリ	27		60	<u>E</u>	10		27	11		10	32	59	98.3%
90	*	0	クオリスキッズ大井町第2	27	22	60	5	10	.0	25	11	9	11	31	56	
81	*		くりのぎ	36	54	90	F.		: 4	88	13	.8	18	54	87	96.7%
82	•		グローバルキッズを原町	39	51	90		11	.1	32	12		17	/11	73	
83	*		グローバルキッズ人崎園	27	33 C0	60	3	9	8	20	9		11	31	2,	85.0%
84	*		グローバルキッズ立会川園	24	36	60		12		23	10	12	8	30	53	
85 86	*		グローバルキッズ 戸越園 グローバルキッズ中延園	27	55 55	60 60	<u> </u>	9 3	9	20	10	.0	10	30 30	50 47	83.3h 83.3h
	-	_ <u></u>		27 35	55 51	86	3 6	14	. 2	17 35	9		11 1F	30 45	80	
87	•		グローバルキッズ西大井園 こどもヶ丘保育園小山園	35 24	;	აი 50		14	. 5 9	25 22	13		15 5	45 24	<u>೪</u> ೮೦ 46	
80	•		ていか丘様員図小田図 _のえ中延	24				10		2 <u>2</u> 28	12	<u>-</u>	<u>5</u> 10	33	6. 6.	92.JA 87.1%

[※]夜間保育欄の無印は延長保育実施園、◇印は午後8時まで、◆印は午後8時30分まで、☆印は午後9時までの夜間保育実施園です。

^{※0}歳児園欄の○印は、0歳児保育実施園(生後57日以降)です。ただし、◎印の園は、4か月園です。

園別在籍状況(私立保育園その2)

令和6年4月1日現在

- 1	展問	U議	//////////////////////////////////////		定員						有籍					
	保育	児園	保育園名	3歳未満:	G歳以上	쏨테	O機	1歳	2歳	- 小青	3歳	7歳	5成	41/81	설립	在籍/定員
90	♦	-	きくらさくみらい北品川	27	39	63	- 1	12	.5	27	12	.5	8	32	56	88.9%
91	♦		さくらさくみらい御設山	25	35	60	Ē	3	9	23	8		S	28	2,	85.D¥
92	<i>\(\)</i>	0	さくらさくみらい 品川シーサイド	28	4t.	73	t	10		27	13		8	32	59	d6.08
93	\Diamond	C	さくらさくみらい東大井	28	56	64	2	9	- 2	23	11		12	34	57	89.1%
94	0	0	さくらさくみらい 東品川	20	42	70	5	10	- 2	27	14	-3	13	40	67	95.7%
95	\diamond	С	市小競力 パラペンちらうち	27	42	69	F.	n	. 2	27	12	.3	12	37	64	92.3%
96	•	0	さんさん恋の保育園人上町	49	57	99	8	14	16	38	19	.7	17	53	91	91.0%
97	•	0	さんさん森の保育園戸越公園	36	-18	8/1	/	13	. 2	32	14	. 2	18	42	74	88.1%
98	\rangle		しなおおコスモ	30	39	69	8	10	.0	28	12	.5	11	35	63	91.3%
99		0	品川 字 藝	Σt	- 1	26	2	10	8	20	- 1	_	_	Ü	20	#E.0\
100			品川大和	23	27	50	1	10	.0	٤1	3	7	۷	14	35	#C.0\
101		0	フラストa ばた	41	58	99	S	13	18	40	20	18	10	56	96	97.0%
102		0	フラストのおいまち	38	E2	90	7	15	6	38	15	. 4	18	47	85	94.4%
108		O	フラストなかのぶ	30	29	69	ñ	9	. 2	20	3		11	30	50	72.5%
10/1			ソラストひかしおおい	76	5C	90	/	13	.3	30	15	.7	17	50	80	88.9%
105			フラスト-3-どうまえ.	80	E2	88	5	11	.4	88	15	.7	15	47	80	90.9%
106			ソラストむさしこやま	30	E4	90	Õ	12	.8	30	13	.3	14	40	70	77.8%
107			750UZ	31	42	/3	3	12		27	13	.3	14	40	67	91.31
108			空のはねこども 園 はたのだい	20	26	46	5	5	8	10	3	<u>.</u>	<u></u> 10	26	44	95.7%
109	•	0	太陽() 子西土坂田	27	201	60	3	10	5	10	11	9	10	30	48	80.0X
110		C	太陽の子南后川	30	4C	70		10		25	14	.3	7	34	59	84.3%
111	~	0		33	27	60	ñ	5	.5	20	9	5 5	g	23	43	71.7%
112	٠		たんぱぱ保育所東人井園	30	36	66	1	12	12	25	7	0	8 0	7.3	32	418.5)
113			プロストレード マインダー小山台東	28	45 45	73	3	11	.3	27		·4	12		64	18.3# 87.7#
			.								11					
114			チャイルドマインター半塚荏原	2t	45 j		٤	3	8	18	15	15	13	43	61	#6.58 #8.50
115			TKエルドンンズファーな工大崎校	15	SC	45	3	3	- 7	15	1 = 1	9	12	28	43	95.3#
116			とうかいどう	45	54 E4	99	<u>2</u>	14	· 7	00	15	- 8	10	51	84	84.30
117			という社	37	E4	9.		12	4	30	13		17	53	83	91.2%
118			どんぐり	42	88	. 00	6	15	. 7	38	22	22	22	66	.04	104.0%
119	*		なぎき通り	30 85	36	66	5	12		28	12	.5	12	36	61	97.0%
120	•	Č	こと、お保育園大崎	27	33	60	2	9	8	19	9	8	8	25	44	73.3%
121		Č	この、お保育団勝島	32	6C	92	Ū	10	16	32	18	20	19	57	89	96.7%
122	•	0	「じいる保育医南大井	2t	45	69	t	9	10	25	10	12	14	36	6,	88.4 1
12(1)		0	西大井 ま/.	02	46	80	5	12	<u> </u>	30	14	<u>. 6</u>	16	46	76	95.0%
124	•	0	ニチイキッズを次しこやま	12	18	30	3	3	5_	11	5	5	<u></u>	13	24	80.DX
125		0	認定にども関しましる	18	42	60	3	ñ	7	16	11	: 4	11	36	52	86 7¥
126		Ċ	よぐはでキッズこども同二種	25	415	80	8	11	12	82	13	.2	11	36	68	85.03
127		਼	よぐしぐキッズ二葉	27	33	60	2	9	.0	21	9	.0	8	28	19	81.73
128		<u> </u>	花房山日黒駅前保育園333	48	72	120	12	17	.8	47	20	22	22	64		92.5}
129		@	東戸越	31	59	/0		10	.2	Σt	12	.0	15	3/	63	90.08
130	•	0	不動前えまん	31	59	/0	t	3	12	Zt	9		13	34	60	85.7#
1;11	•	0	ベネッセ大崎広小路	37	51	583	3	12	- 4	25	17		13	42	7.	80.73
132	•	C	まっぺるラン・東五反田	27	88	60	1		.0	20	3	9	7	24	44	73.33
133	•	О	まっぺるラン・東品川	30	42	72	Fi	9	. 4	28	14	. 4	13	41	69	95.3%
134	*		ポピンズナーナリースクール大井町	28	31	60	8	10	9	27	8	.0	10	28	55	91.73
135	*		ポピンズ、ーナリースクール勝島	24	36	60	Ē	8	.0	24	10	• 2	12	34	58	96.7%
136	*		ポピンズナーナリースクール上大崎	42	33	75	7	15	.8	Δū	11	7	2	20	60	£0.08
137	•	C	ポニッズナーサリースクール西五世田	28	42	/0	5	j j		25	13	.3	14	40	65	92.9#
1:18	•	()	ポピンズナ・ナリースクール目黒	31	29	60	Ē	10	- 2	20	3	4	1	13	4.	68.3)
1:19	•	0	まなびの森保育園大崎広小路	27	99]	60	Ē	10	.0	26	13	13	13	39	65	108.30
140	٠	С	まなびの森供育原品、シーサイド	35	45	80	F	15	. 6	36	15	. 6	16	47	83	103 3%
141	•	0	まなびの森保育園西人井	70	6C	.00	5	15	.8	38	18	. 9	20	57	96	96.0%
142			みずなら	37	·12	79	Ō	11	. 2	26	13	.1	12	39	65	82.3%
143			緑の家	31	39	70	10	12	.3	35	13	- 4	14	41	76	108.5%
144			್ರಾ <u>ಜ್</u> ಟರ್ಗ	32	56	68	t	11	12	29	12	.0	12	34	63	92.5#
145			みむて旗の台園	27	55	60	5	10	9	24	11		11	33	57	95.0#
146			みらいく東大井園	27	55	60	2	10		20	11		11	33	56	93.37
147			めらい東后川園	27	88	60		9	. U	23	13	. 5	10	35	58	96.73
148	-		七二九芹原 延園	27	88	60	۷	a	.0	23	11	·Ω	10	31	54	90.03
1/19			八潮中央	30	6C	90	3	10	·5	28	17	. 9	20	56	81	93.37
150			ルーチェ保育園 南品川	33	36	69		12		28	12	3	2	26	54	78.3
.50			50 7 1 M ED M	3,276	4403		491	1,141	1,293	2 925	1,303		1,279	3,905		88.9
		1.	· - · ·	0,270	TOO;	12,029	10.1		2,038	4533	2,100	1,020	1,270	6,197		JO.37

[※]夜間保育欄の無印は延長保育実施園、◇印は午後8時まで、◆印は午後8時30分までの夜間保育実施園です。

^{※0}歳児園欄の○印は、0歳児保育実施園(生後57日以降)です。ただし、◎印の園は、4か月園です。

園別在籍状況 (認証保育所)

令和6年4月1日現在

施政名	100											_		_
	.91	0.7	1.7	2.7	3.7	4 7 EL E	耕		0.7	1#	22	3#	478E	1
t death-at c track t	Τ.	0	0	0			0		0	0	0	0	:0	[3
しながわがくどうえん	Α.	30.00	40	- 29			w	35ER	0	0	0	0	0	
A 22 - 10 - 10	-100	g	200			12	000	9	1	9	2	- 1	1	
めだか保育園	^	9	10	L.,	8		27	35 6 8	1	9	2	- 1	1	
									6	12	10	0	0	1
パレット保育調・不動館	Α.	9	12	14	1		36	35 6 8	4	9	8	0	.0	
ポピンズナーサリースクール	= 0 20	Possil P	(12a) /	0201		-76/SF	9550		6	10	11	9	19	
東島川	^	7	12	12	9	20	60	55ER	6	10	11	9	19	
			10						2	7	5			Т
ひ上この家保育園	A:	6	8	6			20	25 6 8	2	7	5			ì
0.000000000000	- 1	Separate Sep	- 37		3 3	- 3	220		2	6				
こぐ主保育園	В	6	6				12	5 NEW 18	2	6				П
小学館アカデミー	\dashv	_							9	12	12			Т
おおさき駅前保育園	Α.	9	12	12			33	25個報	9	12	12			
managed to a series of the	100		- 3	20.	S	(N	yes//		2	9	7	7	10	1
Tドチルドレンズファーム 意大井校	٨	5	9	9	7	10	40	3500	2	9	7	7	10	ģ
	+							35.5555	6	11	11	T.	10	Ì
さくら大崎保育園	A	15	12	10			37	55 0 8	6	11	11	-	1	
C Market Control	-	Street	1	3-0.5		- 3	0.612.6	7.5	9	10	11	-	\vdash	-
小学館アカデミー むさしこや主保育賞	Α	10	10	10			30	55EB	6	8	10			
The state of the s	+				-			3.000	6	10	10	2	3	
ポピンズナーサリースクール 東五反田	A	6	10	10	3	5	31	25 0 8	6	10	10	1	3	1
SCHOOLS CHARLES		-		200	-	1	080	7.5	11	15	10		3	4
小学館アカデミー アトレ大井町保育園	٨	12	15	10			37	うち概念	11	15	10	-		
		2 - 3	- 3		3 - 3	- 8		2568	-	-		- 3	\vdash	8
ミアヘルサ保育園 ゆらりん食品川	Α	9	16	14			39		9	16	14			_
X 451 CONTROL OF THE		200		5555		2 30	90	3 5 65 M	4	9	12		\vdash	-
うみのくに保育園とごし	Α	9	15	16			40	3 NEW	4	8	12			ģ
		S - 3	- 3			- 1		2 34475	6	16	18			1
BarBu学院 Jr 严輔漢	A	6	16	18			40	35 6 8	6	16	17	-		+
	10.7	S		corni	0 8	5 8		350000	5	14	12	- 8		
太陽の子夏五汉田保育園	A	9	15	16			40	2500	5	12	12			Ì
cools -costema	-	-			-	-	-	7.7	1	12		-	\vdash	H
東大井かがやき保育園	A	6	12	9			27	1500	1	11	-	-	\vdash	-
	- 0	J.,	1 mm	-0.0	S	- 3		3,000	2	10	7	- 77		
ユニバース・ナーサリー大森	Α	6	12	7	5		30	55EB	2	10	6	- 7		-
	-	8 3			-	2 73			4	12	12	- 4	\vdash	H
設例かがやき保育調	A	12	12	16			40	25KB	4	12	12	-	\vdash	+
♦ ₽		151	214	107	97	- an	610	_	-			10	99	_
	2000	151	214	197	27	30	619	合計	91	200	164	19		5
) 設置主体や高数の規模によりま A型、主に個人によるものが1 しながわがくどうえんは合和6	B型です。	三旬李章	者等によ	る運営が	5	1000	A)	356B	86	191	159	18	33	4
		distribution in the	de tra-de			B)		EB.	5	9	5	1	- 0	

事業別在籍状況(地域型保育事業)

令和6年4月1日現在

	地域型保育事業名		定員						在籍					形態
	地域宝珠百争来名	3歳未満	3歳以上	合計	O歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	合計	用分用級
1	内山 尚恵	5	-	5	1	- 1	1	3	-	-	-	0	3	家庭的
2	林とし子	5	- 1	5	1	1	0	2	_	<u> </u>	-	0	2	家庭的
3	ウィズブック保育園大森海岸	15	-	15	2	6	6	14	_	-	-	0	14	小規模
4	うみのくに保育園 なかのぶ	19	-	19	1	5	3	9	_	_	I –	0	9	小規模
5	おうち保育園おおいまち	12	=	12	2	4	4	10	3-2	1	==	0	10	小規模
6	おうち保育園ごたんだ	12	- 1	12	3	3	3	9	-	-	-	0	9	小規模
7	五反田せせらぎ保育園	9	-	9	1	3	2	6	-	_	-	0	6	小規模
8	こどもヶ丘保育園大井町園	12	-	12	3	4	5	12	-	-	-	0	12	小規模
9	サニーチャイルドとごし	11	-	11	0	4	3	7		_	i -	0	7	小規模
10	サニーチャイルドにしおおい	11	-	11	2	4	3	9	-	-	T -	0	9	小規模
11	しいのみ保育園	18	-	18	2	6	6	14	_	i –	_	0	14	小規模
12	チャイルドマインダー荏原中延	9	-	9	0	2	2	4			I -	0	4	小規模
13	ナーサリーおひさま	12		12	2	5	4	11	-	-	-	0	11	小規模
14	はくはぐキッズ荏原町	12	-	12	2	4	2	8		-		0	8	小規模
15	はぐはぐキッズ西大井	12	-	12	3	4	3	10	_	-	-	0	10	小規模
16	保育ルーム Clover西小山園 I	11	-	11	3	3	5	11	-	-	-	0	11	小規模
17	保育ルーム Clover西小山園 II	19	-	19	3	8	7	18		_	-	0	18	小規模
18	星のおうち戸越銀座	12	-	12	2	4	4	10	_	<u> </u>	T -	0	10	小規模
19	めるへんキッズ戸越	12	-	12	0	3	4	7		i –	i –	0	7	小規模
20	障害児訪問保育アニー			0	0	1	0	1	1	0	1	2	3	居宅訓
	合計	228		228	33	75	67	175	1	0	1	2	177	

(参考①)

認可保育園、地域型保育事業と認証保育所を合わせた定員数、在籍数

	/ C C C C C C C C C C C	<u> </u>	2 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児 童 数 (A)	20,561人	19,658人	18,882人
定 員(B)	12,975人	13,055人	12,887人
在籍数(C)	11,634人	11,442人	11,237人
人口に対する定員	63.1%	66.4%	68.3%
の割合 (B) / (A)			
入園率 (C) / (A)	56.5%	58.2%	59.5%

- ※人口は、各年4月1日付年齢別人口報告書による
- ※保育園、地域型保育事業、認証保育所の在籍数は各年4月1日付の人数
- ※認証保育所の定員は区内園の合計数、在籍数は区外園に通所している品川区民を含む

(参考②)

<新規入園申請者等の状況>認可保育園と地域型保育事業

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新 規 申 請 者	3,161人	3,125人	2,929人
入 園 児	2,252人	2,411人	2,260人
待機児数(4月)	0人	0人	0人

※数値は各年度4月入所の状況です。

園別在籍状況 (区立幼稚園)

令和6年4月1日現在

		定数		クラス数	在園数	入園可能数
		年少(4歳)	30	1	12	18
1	城南幼稚園	年長(5歳)	32	1	22	10
		合 計	62	2	34	28
		年少(4歳)	30	1	23	7
2	平塚幼稚園	年長(5歳)	32	1	30	2
		合 計	62	2	53	9
		年少(4歳)	30	1	15	15
3	浜川幼稚園	年長(5歳)	32	1	29	3
		合 計	62	2	44	18
		年少(4歳)	35	1	31	4
4	御殿山幼稚園	年長(5歳)	32	1	30	2
		合 計	67	2	61	6
		年少(4歳)	30	1	_	_
5	伊藤幼稚園	年長(5歳)	32	1	2	30
		合 計	62	2	2	30
		年少(4歳)	30	1	16	14
6	第一日野幼稚園	年長(5歳)	32	1	15	17
		合 計	62	2	31	31
		年少(4歳)	33	1	20	13
7	台場幼稚園	年長(5歳)	34	1	19	15
		合 計	67	2	39	28
		年少(4歳)	60	2	43	17
8	二葉幼稚園	年長(5歳)	64	2	44	20
		合 計	124	4	87	37
		年少(4歳)	30	1	27	3
9	八潮わかば幼稚園	年長(5歳)	32	1	28	4
		合 計	62	2	55	7
		年少(4歳)	308	10	187	121
	合 計	年長(5歳)	322	10	219	103
		合 計	630	20	406	194

在籍実績(私立幼稚園)

令和6年5月1日現在

		在籍数					
	令和4年度	令和5年度	令和6年度				
3歳児(満3歳児を含む)	704人	617人	535人				
4歳児	846人	683人	599人				
5 歳児	862人	810人	679人				
計	2,412人	2,110人	1,813人				
定員	3,250人	3,035人	2,955人				

(4)延長夜間保育

保育園の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して保育時間を定められることとなっています。

品川区では、保護者の就労支援施策として、基本開所時間を11時間と定め、午前7時30分から 午後6時30分の間で勤務時間と通勤時間を合計した時間を保育時間としています。

さらに、勤務条件により基本保育時間を超過する保護者が、安心して仕事が続けられるように、 下記のとおり保育時間を延長しています。

加えて、午前7時30分より前の早朝保育を私立15園で実施しています。

【延長夜間保育の実施状況(令和6年度)】

実施時間	7時30分まで	8時まで	8時30分まで	9時まで	10時まで	合計	
公立保育園	32園	0園	7園	0園	6園	45園	
私立保育園	25園	16園	63園	1園	0園	105園	

[※]各園の実施状況については、「(3) 入園実績と園別在園状況」をご参照ください。

【早朝保育の実施園数 (令和6年度)】

十 别 不 自 少 夫 心 图 数 (节 和 0 节	
実施時間	対象園(私立保育園15園)
午前7時~午前7時30分	アイ あいのもり えがおの森保育園・かつしま 大崎ひまわり さくらさくみらい北品川 さくらさくみらい御殿山 さくらさくみらい馬大井 さくらさくみらい東品川 さくらさくみらい武蔵小山 にじいろ保育園勝島 にじいろ保育園南大井
午前7時15分~午前7時30分	しなおおコスモ
午前7時20分~午前7時30分	キッズタウンにしおおい

【延長夜間保育の利用実績(延べ人数)】 公立のみ(ぷりすくーる西五反田を除く)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 時 間 具	以 内	23,683人	22,179人	21,211人
1 時間超~2時	間以内	5,002人	4,903人	3,380人
2時間超~3時間3	30分以内	734人	606人	428人
合 割	 	29,419人	27,688人	25,019人

3. 保育料および各種助成制度

(1)認可保育園保育料

① 保育料の負担について

区市町村長は、保育にかかる費用を、保護者または扶養義務者から、各世帯の経済状況に応じて徴収することができます。区では、保護者の負担軽減を目的として、国が定める保育料の一部を負担しているため、各世帯が負担する保育料は、現在国が定める保育料の約6割となっています。

<階層区分別在籍状況>

(私立認定こども園を除く)

	(1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1					
階	層	A	В	С	D	計
令和4年度	在籍数	8人	282人	273人	9,768人	10,331人
7144十段	率	0.1%	2.7%	2.6%	94.6%	100%
令和5年度	在籍数	7人	273人	283人	9,401人	9,964人
7年3千度	率	0.1%	2.7%	2.8%	94.4%	100%
令和6年度	在籍数	7人	334人	291人	10,440人	11,072人
7740千度	率	0.1%	3.0%	2.6%	94.3%	100%
				2歳児クラス以下	2歳児クラス以下	
費用徴収(月額)		0円	0円	0~4,000円	8,000~77,500円	
			0円	3歳児クラス以上	3歳児クラス以上	
				0円	0円	

各4月1日時点

② 多子軽減について

生計を一にする2人以上のお子さんがいる場合、最年長のお子さんを第1子として、第2子以降の保育料は無償です。

③ 保育料の減額について

保育料の納付が困難な場合、保護者からの申請に基づき、以下の減額基準に該当すれば減額の 適用が受けられます。

- ・羅災等の理由により区民税額の納付が免除・猶予されたとき
- ・出生により稼働能力のない世帯員が増加したとき
- ・その年の主たる稼働者が失業したとき(自己都合による退職は対象外)
- ・世帯の平均収入月額が、前年の平均収入月額より著しく低下したとき (認定要件が、出産・育児休業は対象外)
- ・世帯内に心身障害者、常時介護を要する方(※)が同居されているとき
 - ※身体障害者手帳 $1\sim3$ 級、愛の手帳 $1\sim3$ 度、精神障害者手帳 $1\sim2$ 級の交付を受けている方。

単位:円

	/	_		i i		长台料((月額)	
			区分		0~2歲	尼クラス		3~5歳児クラス
				保育標	進時間	保育知	排門	っ てもがメンビン ノン
		階層		保育園	小規模 保育	保育園	小規模 保育 家庭的 保育	保育園
Α	生活作	·護世帯		0	0	0	0	
В	区市町	付民税 非課税世帯		0	0	0	0	
C1	区市町	村民税 均等割のみの) 世帯	0	0	0	0	
C2			5,000 円未満の世帯	3,000	2,400	2,100	1,920	
C3		5,000 円以上	48,700 円未満の世帯	4,000	3,200	3,200	2,560	
D1		48,700 円以上	50,500 円未満の世帯	8,000	6,400	6,400	5,120	
D2		50,500 円以上	59,800 円未満の世帯	9,900	7,920	7,920	6,330	
D3		59,800 円以上	68,500 円未満の世帯	11,200	8,960	8,960	7,160	
D4		68,500 円以上	88,600 円未満の世帯	18,400	14,720	14,720	11,770	
D5		88,600 円以上	108,600 円未満の世帯	22,800	18,240	18,240	14,590	
D6		108,600 円以上	128,500 円未満の世帯	25,800	20,640	20,640	16,510	
D7		128,500 円以上	148,600 円未満の世帯	28,300	22,640	22,640	18,110	
D8		148,600 円以上	171,600 円未満の世帯	30,500	24,400	24,400	19,520	
D9	区市	171,600 円以上	204,900 円未満の世帯	33,000		26,400		
D10	町	204,900 円以上	228,800 円未満の世帯	35,000		28,000		無償
D11	村	228,800 円以上	252,900 円未満の世帯	37,100		29,680		,#WIQ
D12	民	252,900 円以上	276,800 円未満の世帯	39,000		31,200		
D13	所	276,800 円以上	300.800 円未満の世帯	41,000		32,800		
D14	得割	300,800 円以上	322,000 円未満の世帯	42,900		34,320		
D15	額	322,000 円以上	338,000 円未満の世帯	44,600		35,680		
D16		338,000 円以上	354,000 円末満の世帯	48,000		38,400		
D17		354,000 円以上	370,000 円未満の世帯	49,900	25,000	39,920	20,000	
D18		370,000 円以上	440,200 円未満の世帯	54,200		43,360		
D19		440,200 円以上	500,200 円未満の世帯	61,000		48,800		
D20		500,200 円以上	560,200 円未満の世帯	66,900		53,520		
D21		560,200 円以上	665,000 円未満の世帯	71,800		57,140		
D22		665,000 円以上	772,600 円未満の世帯	74,300		59,440		
D23		772,600 円以上	887,500 円未満の世帯	76,400		61,120		
D24		887,500 円以上	1,031,300 円未満の世帯	76,900		61,520		
D25			1,031,300 円以上の世帯	77,500		62,000		

- ※ 保育料は、児童のクラス年齢および保護者の区市町村民税所得割額に基づき決定します。8月までは前年度分、9月 以降は当年度分区市町村民税所得割額に基づき決定します。
- ※ 区市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除(住宅借入金特別控除、寄付金税額控除、配当控除等)が適用される前の税額です。
- ※ 生計を一にする2人以上のお子さんがいる場合、最年長のお子さんを第1子として、第2子以降の保育料は無償です。 ただし、在園児童の兄弟姉妹の住民登録が異なる世帯は申請が必要です。
- ※ 小規模保育・家庭的保育は、保育園の約8割程度の保育料となります。今後、経過措置として暫定的に設けている上限枠(標準時間25,000円・短時間20,000円)は廃止となる可能性があります。
- ※ 品川区内の認可保育園(認可施設)では食材料費の保護者負担はありません。
- ※ 実費負担分(行事費用など)、延長夜間保育利用料については、無償の対象外です。
- ※ 住民税未申告または税資料の提出がなく税額の確認ができない場合は、区民税所得割1,031,300円以上の世帯 (最高階層)と同様の階層認定および保育料算定を行います。

(2) 区立幼稚園保育料

区立幼稚園の保育料は無償です。

(3) 幼児教育・保育無償化に伴う利用料給付(認証保育所・認可外保育施設)

【目的】

国の少子化対策の一環として、認証保育所や認可外保育施設を利用する保護者に対し、利用料の一部を給付することで、幼児期の教育・保育の負担軽減を図ります。

【内 容】

① 対象施設

幼児教育・保育の無償化の対象施設として、所在する自治体の確認を受けた施設。

② 支給対象者

施設等利用給付認定を受け、認証保育所や認可外保育施設等を利用した児童の保護者。

③ 施設等利用給付認定要件

保育を必要とする事由に該当すること。

ただし、0~2歳児については、上記要件に加え住民税非課税世帯であること。

④ 利用料給付額(上限月額)

0~2歳児(住民税非課税世帯のみ): 42,000円

3~5歳児:37,000円

【根 拠】

品川区認可外保育施設等利用費支給要綱

【実 績】

(ア) 認証保育所

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象人数	116人	113人	103人
支給額	46,000,842円	40,661,812円	36,924,670円

(イ) 認可外保育施設

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象人数	295人	328人	387人
支給額	100,950,841円	122,671,182円	142,215,437円

【予算額】 253,608千円

(4) 認可外保育施設保育料助成制度

【目的】

認可外保育施設(企業主導型保育事業を含む。)を利用する保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料の一部を助成します。

令和6年度より、これまでの各助成制度(認証保育所保育料助成制度・認可外保育施設保育料助成制度)を統合し、対象となる施設の拡大を図るなどの見直しを行いました。

【内 容】

① 対象施設

次の要件を満たす施設が対象となります。

- (ア) 認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設(企業主導型 保育事業を含む)
- (イ) 東京都認証保育所

② 利用要件

次の要件を満たす方が対象となります。

- (ア) 児童および保護者が品川区内に住民票上の住所を有し、実際に居住していること。
- (イ)認可外保育施設を基本保育時間で月120時間以上の月極め契約で利用し、実際に120時間以上で保育を受けていること。
- (ウ) 認可外保育施設の基本保育料を施設に直接支払っており、滞納していないこと。
- ③ 助成月額(定額)

<住民税課税世帯>

- \cdot 0~2歲児 第1子 40,000円 第2子以降 67,000円
- ・3~5歳児 20,000円

<住民税非課税世帯>

•0~2歳児 25,000円

【実 績】

(ア) 認可外保育施設等保育所保育料助成

	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
対象者数	84人	83人	60人				
支給額	28,385,000円	26,910,000円	17,762,150円				

(イ) 認証保育所保育料助成

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	695人	688人	599人
支給額	240,140,200円	235,890,370円	276,402,005円

【予算額】 777,660千円

(5) ベビーシッター利用支援事業

●ベビーシッター事業者連携型

【目的】

都が実施するベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)を活用し、認可保育所、地域型保育事業(家庭的保育事業・小規模保育事業)に入園できなかった 0 歳児から 5 歳児の児童対象に保育施設の代替手段として東京都が認定するベビーシッター事業者を利用する場合、利用料の一部を負担軽減し、保護者の復職等をサポートします。

【制度概要】

利用要件

次の要件を満たす児童の保護者の方等が、事前に区へ申請することで対象となります。

- (ア)保育の必要性の認定を受け、認可保育所等の入園申請を行ったが不承諾となっていること。
- (イ) 児童および保護者が品川区内に住民票上の住所を有し、実際に居住していること。
- (ウ) 保護者がベビーシッター利用時に産休・育児休業中でないこと。

② 利用方法

月曜日から土曜日までの午前7時から午後10時までの時間内で、都の認定事業者と合意した利用時間において、本事業の専用システムにより発行した助成券を利用することによって1時間あたり150円(税込)の利用料でベビーシッターを利用出来ます。

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	71人	46人	集計中
利用額(区負担分)	7,792,000円	9,041,543円	集計中

【予算額】 3,700千円

●ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)

【目的】

都の補助制度を活用したベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を実施し、日常 生活上の突発的な事情やリフレッシュ等の目的により、一時的にベビーシッターによる保育を必要 とする保護者に対し、その利用料の一部を助成します。

【制度概要】

① 利用要件

以下のいずれかの要件を満たす、0~5歳児の保護者。

- (ア) 日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とすること。
- (イ) ベビーシッターを活用した共同保育を必要とすること。
- ② 助成額
 - ・7時~22時 1時間あたり2,500円上限
 - ・22時~翌7時 1時間あたり3,500円上限
- ③ 利用限度

児童一人につき、年度あたり144時間

(多胎児の場合、児童一人につき年度あたり288時間)

【実績】

	令和4年度	令和5年度
利用者数	1,190人	1,830人
支給額	131, 209, 206円	263, 438, 657円

【予算額】 259,111千円

(6) 幼児教育・保育無償化に伴う利用料給付(私立幼稚園)

子ども・子育て支援法新制度(以下「新制度」という。)未移行の私立幼稚園等に通園させている園児保護者に対し、月額25,700円を上限として利用料を支給します。

また、幼稚園の預かり保育についても、保育の必要性が認められる世帯においては、利用実態に 応じて支給します。

【実 績】

(ア) 幼稚園保育料無償化分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	3,111人	2,708人	2,407人
支給額	912,180,890円	796,422,714円	718,417,264円

(イ)預かり保育料無償化分

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	667人	686人	697人
支給額	28,823,727円	28,894,398円	32,487,705円

【予算額】 幼稚園保育料無償化分 817,260千円 預かり保育料無償化分 35,040千円

(7) 私立幼稚園児保護者補助金

【目 的】

新制度未移行の私立幼稚園等に通園させている園児保護者の負担を軽減するため、所得に応じて保育料の一部を補助します。

【補助対象基準】

【間切り外条生】				
塩布 しよって 単世	補助金額(月額)			
対象となる世帯	第1子	第2子	第3子以降	
生活保護受給世帯、特別区民税所得割非課税世帯の	12.000 🖽			
内ひとり親世帯等	13,200円			
特別区民税所得割非課税世帯、特別区民税所得割課	10,000		ОШ	
税額77,100円以下の世帯の内ひとり親世帯等	10,200円 13,200円		0円	
特別区民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	8,800円 13,2		13,200円	
特別区民税所得割課税額 211,200円以下の世帯			12,600円	
特別区民税所得割課税額 256,300円以下の世帯	3,600円	8,800円	12,000円	
特別区民税所得割課税額 256,301円以上の世帯]		8,800円	

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	3,122人	2,698人	2,395人
支給額	144,245,780円	131,088,216円	122,241,644円

【予算額】 136,080千円

(8)私立幼稚園入園料補助金

【目 的】

私立幼稚園等に通園させている園児保護者に対し、負担した入園料について補助金を支給します。

【内 容】

園児一人につき上限100,000円

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	1,082人	909人	833人
支給額	107,628,000円	90,266,360円	82,866,000円

【予算額】 92,600千円

(9) 私立幼稚園等預かり保育保護者補助金

【目的】

私立幼稚園等の預かり保育を利用する保護者に対し、負担した預かり保育料について補助金を支給します。

【補助月額】

- (ア) 私立幼稚園等に在園する第2子以降の満3歳児:16,300円(上限)
- (イ) 第2子以降の0~2歳児(満3歳児を含む):42,000円(上限)
- ※ (ア)(イ)ともに保育の必要性の認定を受けていることが支給要件

【予算額】 2,558千円

(10) 私立幼稚園等特定負担額補助金

【目的】

新制度移行園等に通園させている園児保護者の負担を軽減するため、園則に定める特定負担額 (※) について、所得に応じて補助金を支給します。

※特定負担額

毎月の基本保育料に加えて、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者が負担する費用(施設維持費など)

【補助対象基準】

私立幼稚園児保護者補助金と同様

【予算額】 10,452千円

4. 保育施策の推進

(1) 品川区内保育園のあり方

品川区内保育施設については待機児童対策や地域需要等を考慮し、私立保育園の新規開設のほか、区立保育園の改築および民営化計画を進めてきました。

しかしながら、未就学児の人口や国の保育施策の動向の変化等、区内保育施設を取り巻く社会情勢は、大きく変化しており、区立保育園としての役割を明確化するとともに、統合等のハード面にかかる方針の策定が必要となり、令和6年4月に「品川区内保育園等あり方基本方針」を策定しました。

<基本方針>

本方針では、区立保育園を中心とした区内保育園のあり方を整理したうえで、区立保育園の役割を明確化し、統括園(SV園)、サポーター園の配置による私立保育園とのさらなる連携強化を行い、区全体の保育の質の維持・向上を図ります。また、区立保育園の建替えを契機とする統合や今後の民営化計画等の再整備方針の方向性を示しました。本方針により、今後の品川区における保育の充実を図り、その際の区立保育園のあり方と実現性を高めることを目指します。

(2) 区立保育園の建替え (大規模改修)

区立保育園45園(令和6年4月1日現在、公設民営園6園含む)のうち、建築から40年以上が経過している園は30園あり、現時点で建替え等を計画している園は4園です。また、既に建替えが完了している園は7園、大規模改修が完了している園は4園となっております。

全ての区立保育園において耐震改修工事は完了しているほか、定期的な修繕を行いつつ必要に応じて改修工事を実施しているため、施設内の安全面の確保や日常保育をするうえでの支障はありませんが、築40年を超える施設については、老朽化等の状況により建替えを行う予定です。

保育園は園庭が狭い施設が多く、同敷地内に仮設園舎の設置は難しいことが想定されるため、 近隣の区有地等に仮設園舎を建築して一時的に移転させ、本園舎を整備する手法を軸として区 立保育園の建替えを進めます。

(3) 区立保育園の民営化

今後の区立保育園については、民間活力の導入の検討を図り民営化を計画・実施し、多様な ニーズに応じたサービス提供等に取り組み、保育の質・量の維持向上を目指します。

<基本方針>

施設更新した区立保育園の一部を民営化候補園とし、区立保育園民営化ガイドラインに基づいて、現公設民営保育園を含め、当初5年間は公設民営保育園をして運営し、その間の運営 状況等を効果検証のうえ、設置者を区から運営事業者へ変更します。

(4) 品川区立就学前乳幼児教育施設(ぷりすくーる西五反田)

【目的】

小学校就学前の乳幼児に対し、保育所および幼稚園の相互の特色を生かした保育・教育を継続的 かつ一体的に行うことにより、乳幼児の健全な育成を図り、地域における子育て家庭を支援します。

【内 容】

公設民営型の幼保一体施設として、多様な保育・教育ニーズに対応します。

延長夜間保育・預かり保育・特別教育等(体操教室など)のサービス(一部有料)を提供します。 ※運営は、指定管理者制度により社会福祉法人福栄会が行っています。

【定員および在籍数】

令和6年4月1日現在

保育園(0	~2歳児)	幼児教育施設(3~5歳児)		定員計	在籍数合計
定員	在籍数	定員	在籍数		
46人	42人	54人	69人	100人	111人

【預かり保育の実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	15,210人	14,809人	13,953人

【予算額】

263,462千円

(参考) ふれあい交流室 (ぷりすくーる西五反田内)

① 子育て相談事業

地域の子育て家庭に対する相談・援助、子育てに関する情報の提供を行います。

② 地域組織化活動事業

地域子育てを支援するため、各種育児講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

	令和3年度 令和4年度		令和5年度
利 用 者 数	3,454人	4,242人	3,992人
子育て相談件数	98件	207件	446件
各種講座等実施数	17回	23回	37回

(5) 私立保育園の開設等支援

区は認可保育園の開設を保育ニーズに対応するための主要な事業として位置付け、社会福祉法人、株式会社等の民間活力を活用し、受け入れ枠を確保しています。令和4年4月に待機児童数ゼロを達成しましたが、今後も区全体の将来的な保育ニーズを含めた供給量の見込みを見極め、受け入れ枠の確保に取り組んでいきます。なお、令和6年4月には、認証保育所から認可保育園へ2園移行しました。また平成22年度から令和5年度までの14年間で、9,518人の受け入れ枠を確保しています。

<品川区認可保育所等開設等支援>

認可保育園事業者への開設支援として、開設前家賃補助と改修経費補助制度を設けています。 (ア) 開設前家賃補助

開設までに要した家賃(賃貸借物件により新たに開設する場合で、事業者が貸主に対して支払う建物賃借料(改修工事等着工以降から開設するまでを対象とする家賃)および礼金を含む。)の一部を補助します。

(イ) 改修経費補助

賃貸借物件の借上げ時における改修費等(内装改修工事費および設備工事費等)の実支出額の7/8を補助します(定員による上限額の設定あり)。

【根 拠】 品川区認可保育所等開設等支援事業補助要綱

【実 績】

2 4 12 4 2			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設園数(※1)	民設民営 10園	民設民営 1園	民設民営 5園
定員拡大数(※2)	649人	60人	247人

- ※1 各年度4月1日から3月31日までに開設した認可保育園数。
- ※2 認証保育所から認可保育園への移行による拡大数を含む。

5. 保育施設の指導検査等

(1) 保育施設の指導検査等

児童福祉法や子ども・子育て支援法等の法令を根拠とした指導検査を行い、必要な助言や指導、 是正措置を講じることで、適正な園運営と事業者の健全な経営の確保を図っています。

【内 容】

- ・運営管理、保育内容、および会計経理に関する実地検査(対象:認可保育所、地域型保育事業所、 認証保育所、認可外保育施設等)
- ,保育状況確認の巡回指導(対象:同上)
- ・東京都実地検査、巡回指導および開設後運営指導の立会い、業務管理体制に係る指導立会い (対象:認可保育所、認証保育所、認可外保育施設等)

【実 績】

種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認可保育所·地域型保育事業所	実地検査等	91件	86件	84件
	巡回指導等	2件	59件	9件
認証保育所・認可外保育施設等 実地検査等		4件	63件	74件
	巡回指導等	19件	36件	18件
合 計		116件	244件	185件

[※]実績は東京都実施分への区立会いを含む(令和4年度:21件、令和5年度:22件)

(2)集団指導

指導検査に先立ち、内閣府令等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行います。現在は、ウェブ配信により実施しています。

【内 容】

・居宅訪問型保育事業集団指導に伴う管理事務委託事業(令和6年度新規)

令和6年度から、10月児童相談所移管に伴い東京都が実施している居宅訪問型保育事業集団 指導の本格実施に向けて、管理事務を業務委託します。

【予算額】 550千円

【実 績】

種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認可保育所、地域型保育事業所	1回	1回	1回
認可外保育施設、認証保育所	1回	1回	1回
居宅訪問型保育事業	0回	1回	1回
オアシスルーム	0回	0回	1回
合 計	2回	3回	4回

(3) 保育事業者経営状況分析委託事業

保育事業者の経営状況について個別的に明らかにし、必要であれば助言および指導または是正の措置を講じます。

【内 容】

• 保育事業者経営状況分析委託

会計士へ業務委託し、私立認可園を運営する事業者の経営分析(20法人)を実施します。

【予算額】 528千円

【実 績】

種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導検査経営状況分析	20件	20件	20件
会計経理相談	1件	0件	0件
合 計	21件	20件	20件

(4) 保育事業者労務状況分析業務等委託事業

令和5年度から、社会保険労務士の協力を得て保育園等の労務環境の改善に働きかけ、保育園等 の安定的な運営や保育に寄与します。

【内 容】

• 労務状況分析委託

東京都社会保険労務士会へ業務委託し、私立認可園の労務分析(令和5年度は試行のため10園、その後35園程度)を実施し、現場の具体的な困りごとを確認するとともに、労務環境のより良い改善のための助言を行います。令和6年度からフォローアップ分析も行い、改善状況を確認します。

【予算額】 6,457千円

【実 績】

種別	令和5年度	
労務状況分析	10件	
フォローアップ分析	0件	
合 計	10件	

(5) 区立連携保育園による家庭的保育事業・小規模保育事業への支援

区立保育園園長、保育入園調整課職員が家庭的保育事業および小規模保育事業を実施する施設を 年4回程度訪問し、保育内容等の相談を受け、保育環境の確認、助言を行い、区立保育園との連携 を進めることで、家庭的保育事業等の保育の質の維持、向上を図っています。

地域型保育事業名	連携区立保育園
内山 尚惠	ゆたか保育園
林 とし子	東大井保育園
おうち保育園おおいまち	大井保育園
五反田せせらぎ保育園	東五反田保育園
はぐはぐキッズ荏原町	源氏前保育園
チャイルドマインダー荏原中延	中延保育園
はぐはぐキッズ西大井	西大井保育園
おうち保育園ごたんだ	五反田保育園
サニーチャイルドとごし	平塚保育園
めるへんキッズ戸越	西品川保育園

ナーサリーおひさま	旗の台保育園
うみのくに保育園なかのぶ	南ゆたか保育園
サニーチャイルドにしおおい	伊藤保育園
こどもヶ丘保育園大井町園	大井倉田保育園
星のおうち戸越銀座	西五反田第二保育園
ウィズブック保育園大森海岸	水神保育園
しいのみ保育園	東品川保育園
保育ルーム Clover 西小山園 I	津水 -5-10-
保育ルーム Clover 西小山園 II	清水台保育園

【実 績】

種 別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭的保育事業	8件	8件	8件
小規模保育事業	84件	84件	76件
合 計	92件	92件	84件

(6) 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援事業「のびしな支援隊」

令和4年度から、保育所等が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の重大 事故を防止するため、各基準の遵守状況や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい 場面等に関する巡回支援を行っています。

また、令和5年度より「のびしな支援隊」の愛称により事業をわかりやすく周知します。

【内容】

• 巡回支援業務委託

業務委託により巡回支援指導員が対象施設を巡回し、必要な保育士の配置状況、備えるべき書類の作成状況、児童の安全対策実施状況および適切な保育が行われているか等を確認し、園運営、職員育成、保護者対応等について、施設長の求めに応じて支援を行います。

・巡回支援指導員を「のびしな支援隊」とし、他の巡回事業や東京都の巡回指導と区別します。

【予算額】 19,616千円

【実 績】

種別	令和4年度	令和5年度
認可保育所	210件	220件
認証保育所	48件	42件
認可外保育施設	42件	38件
合 計	300件	300件

VI. 保育施設運営課

1. 区立保育園等の運営

(1) 保育園の目的と事業概要

① 保育園の目的

保育園は、子ども・子育て支援法および児童福祉法に基づき、保護者が労働や疾病などのため 乳幼児の保育を必要としているとき、保護者に代わって保育する施設であり、児童の発達と保護 者の就労を支援する施設です。

近年、ライフスタイルや就労形態の変化に伴い保育ニーズが多様化しています。保育園では、休日保育、病後児保育など多様な保育ニーズに対応する一方、在宅子育て家庭への支援にも積極的に取り組み、子育てしやすい地域づくりに向け、身近な地域の子育て施設「チャイルドステーション」としての役割を担っています。

また、就学前の乳幼児教育を一層充実するため、幼稚園と保育園の窓口を一本化し、幼保一体化に取り組むなど小学校へのスムーズな接続の確保を目指しています。

② 区立保育園等の現況

現在、区立保育園は、45園(幼保一体施設6園、区立民営保育園6園を含む)です。定員数等については、「(参考資料)施設一覧」をご参照ください。

(2) 特別保育

① 延長夜間保育

区では、午前7時30分から午後6時30分までの基本保育に加え、早朝保育や延長夜間保育 を実施しています(実施状況は、保育入園調整課の「2.認可保育園等の対象者と入園事務(4) 延長夜間保育)」をご参照ください)。

② 休日保育

区内在住で、休日に保護者が就労等のため保育できないお子さんをお預かりします。

【実施園】 区立保育園(2園) 品川、中延 私立保育園(1園) そらのいろ

【対象】 生後4か月~就学前の健康な児童

【日 時】 日曜日、祝日(12月29日~1月3日を除く)午前7時30分から午後6時30分までの必要な時間

【保育実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大井/品川	802人	813人	894
中 延	1,009人	1,023人	659
そらのいろ	562人	643人	817
合 計	2,373人	2,479人	2,370

※令和5年1月より大井保育園から品川保育園に変更して実施しています。

※令和7年4月より品川保育園から大井保育園に変更となります。

③ 年末保育

区内在住で、年末に保護者が就労等のため保育できないお子さんをお預かりします。

【実施日・実施園】 12月29日~30日の間で毎年度定めています。

【対象】 生後4か月~就学前の健康な児童

【実施時間】午前7時30分から午後6時30分までの必要な時間

【保育実績】

	令和3年度(2園)	令和4年度(2園)	令和5年度(2園)
12月29日	82人	79人	79人
12月30日	55人	48人	25人
合 計	137人	127人	104人

④ 病後児保育

区内在住で保育園や幼稚園等に通園しているお子さんが、病気の回復期のため集団保育が困難であり、かつ保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合、保育園で一時的にお預かりします。

【実施園】 区立保育園(3園) 西大井、西五反田、清水台

私立保育園(1園) どんぐり

【日 時】 月~土曜日(祝日、年末年始を除く)

午前7時30分から午後6時30分までの必要な時間

※どんぐり保育園のみ午前8時30分から午後6時までの必要な時間

【保育実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
西大井	17人	26人	30人
西五反田	59人	31人	42人
清 水 台	60人	42人	50人
どんぐり	158人	140人	125人
合 計	294人	239人	247人

⑤ 病児保育

保育園や幼稚園等に通園しているお子さんが、病気のため集団保育が困難で、家庭で保育ができない場合に、医療機関および保育所に併設している病児保育室にて一時的にお預かりします。

【実施施設】医療機関併設型(2施設) 病児保育室森のおうち(こどもの森クリニック)

病児保育キッズベル品川(鈴の木こどもクリニック)

保育所併設型(1施設) 病児保育室ソラストキッズケア

(ソラストえばら保育園)

【対象】 生後6カ月から就学前まで

【日 時】 月~金曜日(祝日、年末年始を除く)午前8時30分~午後6時

【保育実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
森のおうち	781人	667人	866人
ソラストキッズケア	128人	125人	308人
キッズベル品川※			117人
ひだまり※	632人	569人	1
チャイルドサンタ※	198人	266人	135人
合計	1,739人	1,627人	1,426人

- ※病児保育室キッズベル品川は令和5年6月に開室しました。
- ※病児保育室ひだまりは令和4年12月に閉室しました。
- ※病児保育チャイルドサンタは令和6年3月に閉室しました。

⑥ 短時間就労対応型保育室

パート就労や自営業等のご家庭で、短時間の保育を継続的に必要とする児童を対象とした短時間就労対応型保育を実施しています。(実施状況は、保育入園調整課の「2. 認可保育園等の対象者と入園事務(2)入園事務)③」をご参照ください)。

⑦ 一時保育

区内在住の保護者が出産や疾病などの理由で、子どもの保育が困難な場合に、一時的に区立・ 私立保育園で預かる制度です。

【対象児童】

品川区内に居住する生後4か月から就学前までの健康な児童であって、保護者が次のいずれかに該当し、一時的に保育が困難な場合に対象とします。

- (ア) 死亡、行方不明等で不在のとき。
- (イ) 傷病もしくは出産等のため入院または通院するとき。
- (ウ) 家族が入院し、その看護にあたるとき。
- (エ) 災害等によって復旧活動に従事するとき。
- (オ) 親族の葬儀を主宰し、または出席するとき。
- (カ)裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)に定める裁判員候補者の呼び出しおよび裁判員(補充裁判員を含む)として裁判所の出頭に応じるとき。
- (キ) 区長が必要であると認めたとき。

(私立幼稚園の長期休暇中で保護者が就労している場合の預かり等)

【実 施 園】 区立保育園および区立民営保育園(ぷりすくーる西五反田を除く) 私立保育園(一部の私立園を除く)

【定 員】 各園2名(私立保育園については実施園に要問い合わせ)

【利用期間】 利用開始日から2か月以内で必要な日。

【利用時間】 午前7時30分~午後6時30分の間で必要と認める時間。

【利用料金】 一日 2,000円(私立保育園については実施園に要問い合わせ)

【利用実績】

保育事由	令和3年度	令和4年度	令和5年度
死亡・行方不明	0件	0件	0件
入 院 · 通 院	35件	24件	36件
看 護	0件	0件	3件
私立幼稚園	216件	196件	180件
災害	0件	0件	0件
その他	40件	51件	59件
合 計	291件	271件	278件
延べ日数	1,466 日	1,495日	1,435日

(3)特別支援保育

保育園等に入園を希望する心身に障害のあるお子さんや心身の発達状態から配慮を必要とするお子さんを「特別支援児童」と認定し、より良い発達に配慮しながら、集団での保育を実施しています。認定や職員配置等については、主治医が作成する書類や面接等から特別支援保育審査会で決定します。

① 特別支援保育推進チームの設置

区立保育園では、特別支援保育の知識・経験が豊富な保育士を中心とした専門チームを設置し、 児童の発達特性の理解や効果的な支援について園全体の向上に取り組んでいます。また、巡回相 談を受ける時期や相談内容等について、担当保育士にアドバイスを行うことで、巡回相談の効率 的・効果的な実施につなげます

② 巡回相談

嘱託医および臨床発達心理士、学校心理士が巡回し、特別支援児に対する保育の仕方や、保育士としての対応上の留意点等について、当該園長および担当保育士からの質問や相談に応じています。また、主要な相談内容や傾向等をまとめた研修を実施し、区内全体の保育園職員に対して周知を図っています。

ア. 嘱託医(小児神経科専門医)による巡回相談

【内 容】0歳児~5歳児を対象とする発育の遅れや先天性疾患、身体の障害等のある児童 に対する身体・運動機能等についての支援方法

【実 績】

区立保育園	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回回数	19回	19回	20回
巡回園数	34園	29園	34園
対象園児数	56人	50人	64人

イ. 臨床発達心理士による巡回相談

【内 容】1歳児~5歳児を対象とする知的障害・発達障害および同様の配慮を要する児童 の特性、対応・支援方法、保育環境の改善およびクラス運営等

【実 績】

区立保育園	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回回数	210回	205回	200回
巡回園数	42園	41園	40園
対象園児数	延420人	延410人	延400人

区立民営保育園	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回回数	1回	10回	12回
巡回園数	1園	5園	6園
対象園児数	延2人	延20人	延24人

ウ. 学校心理士による巡回相談

【内 容】5歳児を対象に就学に向けてクラス集団を通した支援と個別の支援および就学先 選択のアドバイス。また就学相談使用時の資料作成や就学支援シートの記入方法等

【実 績】

区立保育園	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回回数	80回	78回	76回
巡回園数	40園	39園	38園
対象園児数	233人	234人	228人

区立民営保育園	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回回数	16回	20回	24回
巡回園数	4園	5園	6園
対象園児数	45人	60人	72人

③ 保護者支援

子育てに関する不安や悩みを抱える保護者を対象に、身近な保育施設を会場とし、臨床心理士による個別相談を実施しています。専門的立場から助言を行うことで、保護者の不安を軽減し、安心して子育てができるように支援しています。また、必要に応じて専門機関や療育機関へつなげるきっかけ作りも行っています。

【育児相談会実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 施 回 数	68回	72回	72回
相談人数	132人	122人	123人

(4)給食と食育

① 保育園の給食

区立保育園では、乳幼児期における望ましい食習慣の定着および食を通じた人間性の形成を育むため、「楽しく食べる子ども」を給食目標に掲げ、園児や保護者に対し食育の推進に取り組んでいます。

献立は季節感に富みバランスの摂れた昼食とおやつを提供し、延長保育では必要に応じて補食、 夜間保育では夕食の提供もしています。

【給食献立例】

	献立例	栄 養 摂 取 量		
		区 分	1~2歳児	3~5歳児
昼食	みそラーメン 高野豆腐の卵とじ ヨーグルトあえ	エネルギー (kcal)	564	607
おやつ	じゃが芋の揚げもち風 果物 牛乳	蛋白質(g)	22.2	22.7
<i>h</i> &	ご飯つくね煮	エネルギー (kcal)	316	377
夕食	ブロッコリーソティ きのこスープ 果物 牛乳	蛋白質(g)	13.0	15.4

② 「家族いっしょに楽しいごはん」運動の推進

(ア) PTA食育推進事業

親子で楽しみながら食育を学び、保護者相互の交流を図ることを目的に、区立各保育園等のPTAが中心となって、「我が家の自慢レシピ紹介」や「保育園で収穫した野菜を使ったメニューを親子で考える」等の食育イベントを開催しています。

(イ) 保護者の給食体験

保育園給食を理解することで、家庭における望ましい食習慣の定着を目的に、保育参観に参加した保護者が、在園している子どもと一緒に保育園給食(離乳食・乳幼児食)を体験する事業を行っています。

令和5年度実績 5園 延10名

(ウ) 食育保護者会

乳幼児の食生活に関する知識の普及や意識の向上を図るために、保護者や在宅で子育てを している方などを対象に、離乳食・幼児食のポイントや給食の紹介を行っています。実演や 試食をまじえた保護者会を各園で年1、2回開催しています。

令和5年度実績 40園 延73回実施

(5) 一日保育士体験

区立保育園在園児の保護者を対象とし、保育士の仕事を一日体験することにより、子どもの育ちを理解し、豊かな成育環境を築くことを目的とした事業です。午前9時から午後5時までの8時間プログラムと午前9時から午後1時までの4時間プログラムを実施しています。

【実 績】

		令和元年度	令和5年度
母	親	1,534人	858人
父	親	605人	280人
合	計	2,139人	1,138人

※令和2年度~4年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止しました。

(6) チャイルドステーション

区立の保育園・幼稚園では、在宅で子育てをしている方に対し、身近な子育て支援施設「チャイルドステーション」として、様々な子育て支援事業を行っています。また、乳児を持つ母親が不安を感じることなく安心して外出できるよう、ベビーチェア (親子トイレ)、おむつ交換ベッド、授乳スペースなども備えています。

●子育て体験事業

子育て体験事業として、在宅で子育てをしているご家庭の親子を対象に、区立保育園の保育活動が体験できる事業です。お子さんと同年齢のクラスに体験入室して、他の子どもとかかわって遊ぶ姿をとおして子育ての楽しさを実感したり、保育士の働きかけ方を学んだりできます。

【実 績】

TO THE T		
	令和元年度	令和5年度
利用者数	1,346人	1,647人
実 施 園 数	43園	42園

[※]令和2年度~4年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止しました。

(7) 区立保育園第三者評価

保育内容の質の向上を目的として、職員の資質向上を図ります。また、第三者評価の公表により保育の状況を自ら確認すると同時に、利用者に保育園選択に資する情報を提供しています。

【内 容】

以下ア〜エを実現するため、東京都福祉サービス評価推進機構が定める評価方法により、3年 サイクルで第三者評価を実施しています。

- ア. 園児および保護者に提供する保育サービスの質的向上
- イ. 効率的な保育園運営
- ウ. 職員の資質向上
- エ. 保護者などへの情報提供等

【実 績】

124			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 施 園 数	14園	14園	13園

(8) しながわっ子 子育てかんがるープラン

ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育 てプランを作成する支援を実施しています。

【対 象】 妊娠中の方から就学前のお子さんのいる保護者

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	216件	189件	156件

2. 私立認可保育園等の運営

(1) 委託費等の支給および運営費助成

① 私立保育園の運営

児童福祉法第24条第1項および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項に規定する児童の保育を行う私立保育園105園(私立認定こども園7園含む。)に対し、子ども・子育て支援法による公定価格に基づき委託費(私立認定こども園は、施設型給付費)を支給するとともに、区独自の運営費を助成することにより児童に対する保育サービスの充実を図ることを目的としています。

【根 拠】

- (ア) 子ども・子育て支援法第27条(私立認定こども園) および附則第6条(私立保育園)
- (イ)特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、 特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
- (ウ) 品川区特定保育所運営費助成要綱・品川区私立認定こども園等運営費助成等に関する要綱

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
園数	97園	98園	103園

【予算額】 15,644,512千円

② 地域型保育事業の運営

子ども・子育て支援法による公定価格に基づき地域型保育給付費を支給するとともに、区独 自の運営費を助成することにより、事業実施の安定化を図ることで児童の保護者に多様な保育 事業の提供を促進し、児童福祉の向上を図ることを目的としています。

【根 拠】

- (ア) 子ども・子育て支援法第29 条
- (イ)特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、 特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
- (ウ) 品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱

【実 績】

•	· · · · / · / · ·			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	園数	24園	24園	22園

[※]園数には居宅訪問型保育事業1事業を含む。

【予算額】 709,806千円

③ 認証保育所の運営

東京都が認証した施設に対し品川区が運営費の補助金を交付することにより、保育所のサービス水準の維持向上および児童福祉の増進を図ることを目的としています。

【根 拠】

品川区認証保育所運営費等補助要綱

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
園数	24園	24園	21園

(2) 保育士等の処遇改善事業

私立保育園等に勤務する保育士等の処遇改善を図るため、子ども・子育て支援法による公定価格に基づき処遇改善等加算を支給し保育士等の賃金改善を図るとともに、東京都の保育士等キャリアアップ補助金を活用し、更なる賃金改善を実施しています。

また、私立保育園等の運営事業者が保育従事職員のために宿舎を借り上げた場合に、借り上げに係る経費の一部を補助するため、保育従事職員宿舎借り上げ支援事業を実施しています。

【根 拠】

- (ア) 品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱
- (イ) 品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

【実 績】

(ア) 品川区保育士等キャリアアップ補助金

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
私立保育園	650,475千円	667,501千円	705,348千円
地域型保育事業	65,972千円	63,346千円	58,901千円
認証保育所	156,552千円	140,248千円	137,203千円

【予算額】 712,865千円(私立保育園)、59,074千円(地域型保育事業)、116,038千円(認証保育所)

(イ) 品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
私立保育園	96園(1,107人)	97園(1,168人)	102園(1,273人)
地域型保育事業	20園(78人)	20園(73人)	20園(72人)
認証保育所	21園(123人)	21園(127人)	18園(105人)

【予算額】 869,108千円(私立保育園)、44,700千円(地域型保育事業)、86,028千円(認証保育所)

(3) 保育士等に対するインフルエンザ予防接種費用助成

私立保育園等の保育士等がインフルエンザ予防接種を受け、その費用を園が負担した場合に、 1人当たり3,000円を上限として園に助成を行うことにより、保育士等の負担軽減を図るととも に、予防接種を受ける保育士等を増加させ、園内での感染拡大を防止します。

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
私立保育園	97園(1,541人)	96園(1,417人)	98園(1,443人)
地域型保育事業	22園(94人)	20園(82人)	21園(93人)
認証保育所	20園(209人)	19園(188人)	19園(158人)

【予算額】 5,355千円(私立保育園)、255千円(地域型保育事業)、627千円(認証保育所)

(4) 特別支援保育巡回相談

臨床発達心理士が巡回し、特別支援児に対する保育の仕方や、保育士としての対応上の留意点等について、当該園長および担当保育士からの質問や相談に応じています。また、適切な支援方法を学ぶことで、特別支援保育や発達障害等に対する知識や理解を深め、保育の専門性の向上を図っています。

また、令和4年度からは臨床発達心理士による巡回数の増加や、学校心理士による巡回も実施

し、特別な支援を必要とする児童(主に5歳児)に対する特別支援学校や療育機関などのアドバイスを行い、児童がスムーズに就学できるよう支援を行っています。

【実 績】(のべ園数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
私立保育園	65園	118園	155園
地域型保育事業	_	4園	5園
認証保育所	_	6園	4園

【予算額】 14,016千円(私立保育園)、576千円(地域型保育事業)、576千円(認証保育所)

(5) 一時預かり事業

保護者が日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難な場合や、令和5年度からは、育児疲れにより心理的・身体的負担を感じる場合に、保育所等において子どもを一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備します。

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
私立保育園	7園	7園	7園
地域型保育事業	0園	0園	3園
認証保育所	0園	0園	4園

【予算額】 6,576千円(私立保育園)、880千円(地域型保育事業)、1,408千円(認証保育所)

(6) 保育人材確保・育成支援事業

保育士資格を持たない保育補助者の雇上げを支援すると同時に、保育士資格取得の取り組みに 補助を行うことで、保育士の業務負担軽減や人材確保を進め、保育従事職員の専門性を高め保育 サービスの質の向上を図ります。

【実 績】

•	· · · · -	
		令和5年度
	私立保育園	19園
	地域型保育事業	1園
	認証保育所	0園

【予算額】 13,215千円(私立保育園)、3,268千円(地域型保育事業)、254千円(認証保育所)

(7) 児童の安全確保支援事業

園外活動時の見守り等、保育にかかる周辺業務を行う者の配置に係る費用を補助し、保育士の 負担軽減を図りつつ、園児の安全の確保を支援します。

【実 績】

	令和5年度
私立保育園	48園
地域型保育事業	5園
認証保育所	14園

【予算額】191,520千円(私立保育園)、18,240千円(地域型保育事業)、34,200千円(認証保育所)

(8) 未就園児定期預かり事業

地域の中で孤立しやすい「未就園児」を対象として、週に $1\sim2$ 回程度の定期的な預かりを 実施することで、多様な他者との関わりを通じた子どもの育ちを促すとともに、子育て家庭の 支援を行います。

【実 績】 実施園

	令和5年度
私立保育園	4園
地域型保育事業	3園
認証保育所	0園

【予算額】 70,596千円(私立保育園)、23,532千円(地域型保育事業)、23,532千円(認証保育所)

(9) 地域の子育て支援

保育所等の地域インフラとしての多機能化に向けた取組みを支援することで、地域交流のきっかけを創出するとともに、子育て家庭の不安の解消を目指します。

【予算額】 17,600千円 (私立保育園)、3,000千円 (地域型保育事業)、3,000千円 (認証保育所)

(10) 物価高騰に対応した運営事業者支援

エネルギー・食料品等の物価上昇に伴い生じる、保育所等における追加的コスト負担を低減することで、教育の質の確保を図ります。

【実 績】

	令和4年度	令和5年度
私立保育園	74,129,000円	61,415,900円
地域型保育事業	2,607,000円	1,756,300円
認証保育所	8,371,000円	5,023,200円

(11) BCP策定支援業務委託

自然災害等の発生時に備え、被害を最小限に抑えて必要な業務が継続できるよう、区内私立保育園におけるBCP(業務継続計画)の策定を促進することで、研修や訓練等の実施を通じて、安全・安心な保育環境づくりを支援します。

【予算額】 19,580千円

(12) 医療的ケア児保育支援事業

私立保育園における看護師等の追加配置や保育士などを対象に行う専門的な研修に要する経費を補助することで、医療的ケア児をモデル的に受け入れるための体制の整備を図ります。

【予算額】 8,870千円

(13) 保育所開設後の家賃助成

私立保育園の事業者への運営支援として、開設後の家賃補助を実施しています。

国の「都市部における保育所等への賃借料支援事業」および東京都の「保育所等賃借料補助事業」を活用し、開設後5年間は家賃から公定価格に基づく賃借料加算を差し引いた補助基準額の7/8を、開設後6年目以降は家賃が賃借料加算の3倍を超える園に対し、補助基準額の3/4を補助します。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	7 和 3 十皮		ア和3十尺
園数	74園	75園	77園

【予算額】 1,464,759千円

(14) 定期利用保育事業

新規開設園等の4・5歳児室の空きスペースを活用して、認可保育所等を入園不承諾となった 1歳児の受入れを行っています。

実施園に対し、受入児童数に応じて、受入れに要する費用の一部を補助金として交付しています。

【実施施設】 私立認可保育所 1園

【根拠】

- (ア) 品川区定期利用保育事業実施要綱
- (イ) 品川区定期利用保育事業補助金交付要綱

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
園数	5園	2園	1園
児童数 (月別実人数計)	189人	47人	47人

【予算額】 10,260千円

(15) 保育施設の設置認可等

児童福祉法の規定に基づき、児童相談所を設置する区が処理することとされている事務の うち、認可保育施設の設置認可等を行います。

3. 認可外保育施設等の運営

(1)認可外保育施設等運営支援

商店街の空き店舗等の地域の空きスペースを活用して運営する子育て交流ルームに対し運営 費の助成を行い、安心と喜びをもって子育てができる地域で支えるネットワークの構築を支援し ます。【根 拠】

品川区子育て交流ルーム事業助成要綱

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
園数	2園	2園	2園

【予算額】 17,334千円

(2) 保育士人材確保・育成支援事業

保育士資格を持たない保育補助者の保育士資格取得の取り組みに補助を行うことで、保育士の業務負担軽減や人材確保を進め、保育従事職員の専門性を高め保育サービスの質の向上を図ります。

【予算額】 293千円

(3) 物価高騰に対応した運営事業者支援

エネルギー・食料品等の物価上昇に伴い生じる、認可外保育施設における追加的コスト負担 を低減することで、保育の質の確保を図ります。

【実 績】

	令和4年度	令和5年度
支給額	4,320,000円	7,471,100円

(4) 児童の安全確保支援事業

令和5年4月より、園児の送迎用バスを運行する保育施設に対し、ブザーその他の見落とし を防止するための安全装置の設置が義務付けられたことを受け、当該装置の設置に必要な経費 を助成することで、園児の置去り防止および園児の所在確認の確実な実施を促します。

【実 績】

	令和5年度
園数	18園

(5) 企業主導型保育事業運営支援

企業主導型保育事業とは、多様な就労形態に対応するために、国からの運営費助成等を活用して、一般事業主等が設置する認可外保育施設です。そのうち、地域枠を設定して、品川区の児童を受け入れている施設に対し、保育士等の処遇改善に係る経費の一部を補助しています。

【内容】

企業主導型保育事業に勤務する保育士等の処遇改善を図るため、東京都の保育士等キャリアアップ補助金を活用し、賃金改善を実施しています。

また、企業主導型保育事業の運営事業者が保育従事職員(採用後10年以内の保育士のみ)のために宿舎を借り上げた場合に、借り上げに係る経費の一部を補助するため、保育従事職員宿舎借り上げ支援事業を実施しています。

【根 拠】

- (ア) 品川区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱
- (イ) 品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

【実 績】

(ア) 品川区保育士等キャリアアップ補助金

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助額	17,493千円	17,266千円	17,281千円

(イ) 品川区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
園数	8園	9園	9園
利用人数	32人	39人	39人

【予算額】 50,862千円

(6) 認可外保育施設の届出受理等

児童福祉法の規定に基づき、児童相談所を設置する区が処理することとされている事務のうち、 認可外保育施設の各種届出の受理等を行います。

4. 区立幼稚園の運営

(1)区立幼稚園の現況

現在、区立幼稚園は、幼保一体施設6園、単独園(城南、浜川、伊藤)3園の9園を設置し、全園で2年保育を実施し、預かり保育を行っています。

※幼保一体施設は、「6 幼保一体施設の運営」をご覧ください。

(2)特別支援教育・巡回相談

心身に障害のあるお子さんや心身の発達状態から同様の配慮を必要とするお子さんについて、 集団での教育が可能な場合等において受け入れ、より良い発達に配慮しながら対応しています。 介助員の配置等については、主治医が作成する書類や面接等から就園措置委員会で決定します。

学校心理士による巡回相談を実施し、特別支援児童の対応について助言・指導を行っています。 保育の方法や対応上の留意点等について専門的なアドバイスを行い、教職員の専門性の向上につなげ、適切な環境のもとで児童の健やかな発達を支援しています。また、配慮が必要な5歳児を対象に、スムーズな就学に向けた支援も行っています。

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 施 園 数	9園	9園	9園
巡回回数	27回	27回	27回
対象児童数	89人	81人	81人

(3)預かり保育

預かり保育は、一時預かり事業として、子ども・子育て支援制度において地域子ども・子育て 支援事業に位置づけられ、各自治体が地域の実情に応じて実施することとされています。区立幼 稚園では、保護者が就労等をしている在園児を対象として、幼稚園教育時間の前後に預かり保育 を行っています。

※幼稚園教育時間は、月・火・木・金=9時~14時、水=9時~12時

【実施曜日】月~金(十・日・祝・振替休業日・年末年始等を除く)

【利用時間・利用料】

園名		城南・伊藤	浜川	
	月・火・木・金	14時~17時		
実施時間	水	12時~17時	7時30分~18時30分	
	長期休業日等	9 時~17時		
			9 時~17時→400円	
利用料(日額)		400円	※無償化対象者:0円	
		※無償化対象者:0円	7 時30分~18時30分→600円	
			※無償化対象者:150円	

【保育実績】

	国	h				延べ利用数	
	園		名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
城	南	幼	稚	園	1,654人	1,440人	2,315人
浜	Ш	幼	稚	園	1,525人	1,636人	2,484人
伊	藤	幼	稚	園	1,465人	1,313人	691人
合				計	4,644人	4,389人	5,490人

5. 私立幼稚園の運営

(1) 私立幼稚園の運営

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区内私立幼稚園に対し認可、届 出、調査等の指導を行っています。

(2) 私立幼稚園(新制度移行園分)施設型給付費

【目的】

子ども・子育て支援法上の新制度移行園が提供する教育・保育に要する経常的な経費について、 国が定める公定価格に基づき算定された額を、施設型給付費として支給します。また、在園児に対する食事(主食および副食)の提供に要する費用について、区の加算により支給します。

区内私立幼稚園のうち、八潮幼稚園および品川教会附属幼稚園が新制度へ移行しています。

【実 績】

	令和5年度
支給額	56,212,782円

【予算額】 117,396千円

(3) 私立幼稚園協会補助金

【目的】

区内私立幼稚園相互の提携協力により、私立幼稚園振興のために実施する事業の拡充強化を図り、 もって幼児教育の向上に寄与するため、私立幼稚園協会に対し補助金を交付します。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給額	5,500,000円	5,500,000円	5,500,000円

【予算額】 5,500千円

(4)私立幼稚園振興費補助金

【目的】

園経営の安定と保護者にかかる経費の負担の軽減を図るため、運営費の一部を補助しています。

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給額	49,996,000円	49,056,000円	45,808,000円

【予算額】 41,144千円

(5) 防災安全対策費補助金

【目的】

園児及び教職員の安全性を確保するとともに、園舎等の教育環境整備に努めるため、園の防災および安全管理対策を講じる経費の一部を補助しています。

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給額	1,938,600円	1,938,600円	1,938,600円

【予算額】 1,831千円

(6)健康管理增進費補助金

【目的】

区内私立幼稚園に在籍する幼児および教職員等の健康管理を図るため、健康診断費用の一部を補助します。また、園内でのインフルエンザ感染拡大防止するため、教職員のインフルエンザ予防接種費用の一部を補助します。なお、令和4年度からは、職員の健康診断受診率を向上させるため、教職員の健康診断費用の一部を補助しています。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給額	1,652,380円	2,330,261円	2,144,397円

【予算額】 3,441千円

(7) 心身障害児教育事業費補助金

【目的】

心身障害児の就園する品川区内私立幼稚園に対して、その運営費の一部を補助し、心身障害児教育の振興・発展を図ります。

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給額	6,000,000円	10,200,000円	10,800,000円

【予算額】 7,800千円

(8) 私立幼稚園預かり保育事業補助金等

【目的】

多様化する保育ニーズに応えて、私立幼稚園に在園する3~5歳児を対象に教育時間外の午前7時30分~午後6時30分までと長期休業中(夏・冬・春休み)において、保育園の保育時間に準じた預かり保育を実施する幼稚園(きんだあくらぶ2園)に補助金を交付します。また、一定の条件のもとに預かり保育を実施する幼稚園に区独自の補助金を交付します。令和6年度は9園を対象とします。

【実 績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給額	25,118,200円	35,414,020円	36,782,490円

【予算額】 66,862千円

(9)私立幼稚園広報費助成

【目的】

区内私立幼稚園の保護者に対する効果的な魅力発信を通じて、入園児数の増加および幼児教育の質の確保を図るため、私立幼稚園が行う広報宣伝活動に係る費用を補助金として交付します。

【実 績】

		令和5年度
支	給額	1,743,280円

(10) 通園バス内置き去り防止機器の設置支援

【目的】

令和5年4月より、園児の送迎用バスを運行する私立幼稚園に対し、ブザーその他の見落としを 防止するための安全装置の設置が義務付けられたことを受け、当該装置の設置に必要な経費を助成 することで、園児の置去り防止および園児の所在確認の確実な実施を促します。

【実 績】

	令和5年度
支給額	7,246,000円

(11) 物価高騰に対応した運営事業者支援

【目的】

エネルギー・食料品等の物価上昇に伴い生じる、私立幼稚園における追加的コスト負担を低減することで、教育の質の確保を図ります。

【実 績】

	令和4年度	令和5年度
支給額	16,302,500円	9,706,000円

(12) 特別支援教育·巡回相談

【目的】

学校心理士による巡回相談を実施し、特別支援児童に対する保育の方法や教職員の対応上の留意 点等について専門的なアドバイスを行って教職員の専門性の向上につなげ、園児の健やかな発達を 支援しています。また、配慮が必要な5歳児を対象に、スムーズな就学に向けた支援も行っていま す。

【実 績】

E > 1 1 1 2 1 2			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	20回	36回	36回

【予算額】 1,632千円

(13) 未就学園児定期預かり事業

【目的】

地域の中で孤立しやすい「未就園児」を対象として、週に1~2回程度の定期的な預かりを実施することで、多様な他者との関わりを通じた子どもの育ちを促すとともに、子育て家庭の支援を行います。

【予算額】 47,064千円

(14) 地域の子育て支援

【目的】

私立幼稚園の地域インフラとしての多機能化に向けた取組みを支援することで、地域交流のきっかけを創出するとともに、子育て家庭の不安の解消を目指します。

【予算額】 600千円

6. 幼保一体施設の運営

(1) 幼保一体施設の運営

幼保一体施設は、幼稚園と保育園のそれぞれの培ってきたメリットを融合させ、0歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の施設です。

品川区では、「年齢区分型」と「幼保連携並列型」の2種類の運用形態を設けています。

「年齢区分型」の幼保一体施設は、併設された0~3歳児クラスの認可保育園と4~5歳児クラスの幼稚園により構成されます。「年齢区分型」の幼保一体施設においては、幼保一体施設を構成する保育園の3歳児が4歳児に進級する際に、併設幼稚園への入園を希望する場合は、優先入園の取扱いをしています。

「幼保連携並列型」の幼保一体施設は、 $0\sim5$ 歳児クラスの認可保育園と施設内または併設する小学校に設置された $4\sim5$ 歳児クラスの幼稚園により構成されています。

幼保一体施設	開園時期	運用形態	保育園・幼稚園
二葉すこやか園	平成14年9月	年齢区分型	二葉つぼみ保育園・二葉幼稚園
のびっこ園台場	平成18年6月	幼保連携並列型	台場保育園・台場幼稚園
第一日野すこやか園	平成22年6月	幼保連携並列型	西五反田第二保育園・第一日野幼稚園
平塚すこやか園	平成25年4月	幼保連携並列型	荏原西第二保育園・平塚幼稚園
御殿山すこやか園	平成27年7月	年齢区分型	五反田第二保育園・御殿山幼稚園
八潮すこやか園	平成31年4月	幼保連携並列型	八潮南保育園・八潮わかば幼稚園

(2)預かり保育

預かり保育は、一時預かり事業として子ども・子育て支援制度において地域子ども・子育て支援 事業に位置づけられ、各自治体が地域の実情に応じて実施することとされています。区立幼稚園で は、保護者が就労等をしている在園児を対象として、幼稚園教育時間の前後に預かり保育を行って います。

① 就労支援型預かり保育

【実施曜日】 年齢区分型=月~土(日・祝・振替休業日・年末年始等を除く) 幼保連携並列型=月~金(土・日・祝・振替休業日・年末年始等を除く)

【利用時間・利用料】

	園名	年齢区分型	幼保連携並列型
	四十	御殿山・二葉	第一日野・台場・平塚・八潮わかば
4 2+4×11+111	月・火・木・金水	7 Ht 00 () 10 Ht 00 ()	7時 30分~18時 30分
実施時間	土	7時30分~19時30分	_
	長期休業日等		7時30分~18時30分
利用米	斗(日額)	18 時 30 分まで→750 円 ※無償化対象者:300 円 19 時 30 分まで→1,150 円 ※無償化対象者:700 円	7時30分~18時30分 →第一日野・台場:600円 ※無償化対象者:150円 平塚・八潮わかば:750円 ※無償化対象者:300円 9時~17時 →第一日野・台場:400円 ※無償化対象者: 0円 平塚・八潮わかば:550円 ※無償化対象者:100円

【保育実績】

	Œ		h		Et		延べ利用数			
	園		名		令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	葉	幼	稚	園	13,176人	13,672人	14,073人			
台	場	幼	稚	園	3,540人	4,887人	3,103人			
第	一 目	野	幼 稚	園	2,353人	3,466人	3,572人			
平	塚	幼	稚	園	2,561人	3,603人	3,033人			
御	殿上	山乡	力 稚	園	11,183人	11,830人	10,937人			
八章	朝わる	かは	ジ幼稚	園	2,080人	1,829人	2,919人			
	合		計		34,893人	39,287人	37,637人			

② 子育て支援型預かり保育(台場幼稚園)

【実施曜日】 基本保育実施日(土・日・祝・振替休業日・年末年始等を除く)

【要 件】 在園児の保護者が保育を必要とした場合 【利用時間】 幼稚園教育時間終了後から16時30分まで

【利用料】 日額400円(おやつ代別)

【保育実績】

	国	Ħ	夕			延べ利用数	
園			名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
台	場	幼	稚	園	425人	583人	203人

[※]就労支援型預かり保育実績(上の表)の総利用数の内数

7. 就学前乳幼児教育の充実

0歳から就学前までの全ての子どもたちが、保育園・幼稚園の区別なく、等しく質の高い保育・教育を受けられ、小学校へのスムーズな移行ができるよう乳幼児教育の充実を図っています。平成20年3月には、区の保育・教育指針として、それまでの取組みをまとめた「のびのび育つしながわっこ」を策定しました。その後、平成23年12月にジョイント期カリキュラムを反映し、平成27年3月には「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」との整合を図りました。令和元年度は、平成30年度から改訂された「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を反映させ、近年増加している若手保育者が親しみやすい構成とした第4版を発行しました。区では、今後も「のびのび育つしながわっこ」に基づく保育・教育の実践とその検証・評価を行いながら、乳幼児教育の充実に努めます。

(1) のびしなプロフェッショナルスクール

「のびしなプロフェッショナルスクール」では、保育園職員として求められる知識・能力を8分野に分類し、必要な専門性を習得できるように研修の体系化を図り、講義・グループワーク・実技等の研修を実施しています。令和5年度は企画研修を56回開催し、3,951人の参加がありました。令和元年度からは、「専門性自己評価システム」を導入し、各保育園職員の力量の見える化を図ることで、必要な研修の選択がより可能となりました。

【内 容】

- 保育施設運営課企画研修
- ・外部研修機関への派遣研修
- ・専門性自己評価システム
- ・園内研究の実施、保育施設運営課園長 OB による巡回指導

【予算額】 10,186千円

(2) 保幼小ジョイント事業

幼児の生活や発達、学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実が求められています。この事業は 公私立保育園・幼稚園と近隣の小学校が連携・協力し、園児が学校環境に慣れ親しむ機会をつく り、学校生活に期待や意欲をもって就学できることを目的としています。

【内 容】

- ・保育園児・幼稚園児と小学生、小学校教職員の交流
- ・小学校教職員と幼稚園教諭、保育士の交流(教員による保育者体験)
- ・小学校の校長や教職員を講師とした保育園・幼稚園での研修

【予算額】 2,960千円

(3) 保育・教育の充実

「のびのび育つしながわっこ」に基づく保育を実践し質の高い乳幼児教育を提供するために、日常の保育では体験できない機会の提供や物品等の購入を行っています。

【内 容】

- · ICT 体験事業
- ・運動・体力向上事業 (オリンピック・パラリンピックレガシー活用)
- 教材・教具の充実

・「のびのびガイド」の配付

【予額算】 25,535千円

(4) 公·私立保育園地域連携推進事業

令和3年度から、公・私立等の設置主体や認可・認証・地域型等の施設種別を超えた、公・私立保育園地域連携協議会を開催し、地域の保育への要望や潜在需要の収集および対応策等について検討します。

【内 容】

- ・地域連携協議会での情報交換、職員間交流
- ・地区ごとに研修会を実施

【予額算】 2,013千円

(5) 認定こども園

保育園における乳幼児教育の内容の充実や地域子育て支援機能の充実を図るため、平成19年9月に区立保育園3園(一本橋、旗の台、五反田)を、平成27年4月に区立保育園1園(北品川第二)を保育所型認定こども園に転換しました。品川区立の認定こども園では、保育園機能とあわせて、4~5歳児クラスに、保護者の就労の有無を問わない短時間利用児の受け入れ枠があります。保育と教育を一体的に行うとともに、地域における子育て支援を行います。

【内 容】

- ・4~5歳児の担任に幼稚園教諭・保育士資格併有者を配置
- ・短時間利用児の受入れ
- ・短時間利用児については、保護者が就労している在園児を対象に預かり保育を実施
- ・子育て支援事業の実施

【実施園】

一本橋、旗の台、五反田、北品川第二

(参考資料)

施設一覧

(1)区立保育園(33か所、分園2か所)

名 称	所 在 地	電話	開設	定員
品 川 保 育 園	東大井 5-8-12	3471-0506	昭 36.4.1	145
大 井 保 育 園	東大井 3-4-4 (仮設園舎) (~令和 6 年 12 月) 東大井 6-14-16 (令和 7 年 1 月~)	3761-8798	昭 36.4.1	131
荏 原 保 育 園	荏原 2-16-18	3781-5331	昭 36.4.1	120
ゆたか保育園	豊町 1-18-15	3786-0738	昭 36.4.1	70
西大井保育園	西大井 1-1-1	3774-5315	昭 41.5.1	116
由 74. 旧 岁 国	西中延 1-6-16	3784-3405	昭 41.7.1	100
中延保育園	中延 1-11-15(分園)		平 22.4.1	126
北 品 川 保 育 園	北品川 2-7-21	3471-4907	昭 42.5.1	78
西中延保育園	西中延 3-8-5	3783-1856	昭 42.5.1	83
亚 1 1 1 1 1 2 3 国	西品川 3-16-35	3493-1333	昭 43.5.1	1.47
西品川保育園	西品川 3-16-28(分園)		平 22.4.1	147
東大井保育園	東大井 1-22-16	3471-1190	昭 43.6.1	100
西五反田保育園	西五反田 3-9-10	3493-0075	昭 44.4.1	79
清水台保育園	荏原 7-8-3	3784-0519	昭 44.7.1	100
東中延保育園	東中延 2-5-10	3785-0418	昭 45.6.1	96
滝 王 子 保 育 園	大井 5-18-1	3775-4861	昭 45.6.1	79
二 葉 保 育 園	二葉 1-4-25	3782-6786	昭 45.9.1	62
東五反田保育園	東五反田 5-24-1	3447-0663	昭 45.10.1	78
南ゆたか保育園	豊町 4-17-21	3781-3601	昭 46.5.1	107
南大井保育園	南大井 3-7-4	3761-6543	昭 46.7.1	100
八 ツ 山 保 育 園	東品川 1-2-15	3472-4661	昭 46.7.1	63
東品川保育園	東品川 1-34-9	3472-5805	昭 46.8.1	107
源氏前保育園	中延 4-14-19	3783-8744	昭 47.8.1	113
旗の台保育園	旗の台 5-19-5	3784-1903	昭 47.9.1	96
小 山 台 保 育 園	小山台 1-3-8	3710-4415	昭 48.6.1	93
中 原 保 育 園	小山 1-4-1 (~令和 5 年 7 月) 西五反田 6-6-18 (仮設園舎) (令和 5 年 7 月~)	3492-5188	昭 48.7.1	96
大 崎 保 育 園	大崎 5-2-1	3492-6265	昭 49.7.1	125
富士見台保育園	西大井 6-1-15	3785-7833	昭 49.7.1	120
大井倉田保育園	大井 4-11-8	3776-8539	昭 50.10.1	110
荏 原 西 保 育 園	荏原 4-16-11	3783-6361	昭 50.10.1	100

名 称					所 在 地	電話	開設	定員
五	反	田保	育	園	東五反田 2-15-6	3445-4534	昭 51.7.1	102
伊	藤	保	育	園	西大井 6-13-1	3771-2211	昭 51.8.1	100
水	神	保	育	園	南大井 6-2-15	3761-0321	昭 52.7.1	107
平	塚	保	育	園	平塚 2-2-3	3785-6770	昭 54.6.1	107
北	品川	第二	保育	園	北品川 3-7-43	5781-3881	平 23.6.1	94

※旗の台・五反田・北品川第二は、この他に認定こども園短時間枠4・5歳児各10名定員あり

(2)区立幼保一体施設保育園(6か所)

名 称	所 在 地	電話	開設	定員
八潮南保育園	八潮 5-6-32	3799-2424	昭 60.4.1 (現在地移転 平 31.4.1)	97
二葉つぼみ保育園	二葉 1-3-40	3785-3423	平 14.9.1	66
台 場 保 育 園	東品川 1-8-30	3472-8823	平 18.6.1	116
西五反田第二保育園	西五反田 6-5-6	3493-7288	平 22.6.1	130
荏 原 西 第 二 保 育 園	荏原 4-5-22	3781-8917	平 25.4.1	88
五反田第二保育園	北品川 5-3-1	5795-1522	平 27.7.1	50

(3)区立民営保育園(6か所)

		名	秱	;		所 在 地	電話	開設	定員
\$ 1	りす	< -	る西	五反	え田	西五反田 3-9-9	5759-8081	平 16.6.1	46
ひえ	がし、	やつ	やま	保育	園	北品川 1-16-4	6712-9250	平 29.4.1	45
三	ツ	木	保	育	園	西品川 1-9-18	3491-8593	昭 40.5.1	80
八	潮	北	保	育	園	八潮 5-1-3	3799-0531	昭 58.4.1	102
八	潮	西	保	育	園	八潮 5-4-16	3799-0777	昭 58.8.1	100
_	本	橋	保	育	園	大井 2-25-1	3775-4351	昭 44.4.1	80

※一本橋は、この他に認定こども園短時間枠4・5歳児各10名定員あり

(4) 私立保育園(105か所)

名 称	所 在 地	電 話	開設	定員
緑の家保育園	大井 7-4-18	3776-4073	昭 25.5.1	70
東戸越保育園	戸越 4-1-10	3781-5363	昭 27.3.31	70
宝 保 育 園	西五反田 4-11-18	3492-3872	昭 26.3.15	60
石 井 こ ど も 園	小山 2-6-15	3781-3666	昭 31.12.26	99
どんぐり保育園	南品川 2-9-25	3471-1673	昭 48.5.1	100
大崎ひまわり保育園	大崎 3-1-9	3495-7600	昭 58.4.1	70
八潮中央保育園	八潮 5-10-60-101	3799-1152	昭 59.4.1	90
品川学藝保育園	豊町 2-16-12	5702-0034	平 14.4.1	26
Gakken こどもえん	西五反田 2-11-8 学研ビル	6431-1300	平 20.12.1	60
キッズタウンにしおおい	西大井 2-5-21	5718-1332	平 21.3.1	100
グローバルキッズ荏原町保育園	中延 5-2-1	3788-0404	平 23.4.1	90
とうかいどう保育園	南品川 1-2-11	5479-2201	平 23.4.1	99

名 称所 在 地電話開 設み ず な ら 保 育 園 東品川 3-21-105781-3707平 23.4.1ポピンズナーサリースクール 大 押二葉 1-12-185751-2031平 24.4.1 (今 4.4.1 設置者・名称変更)アスク南大井保育園 南大井 6-22-75767-9700平 24.4.1に じいろ保育園大崎 大崎 5-4-36417-0486平 24.4.1まなびの森保育園大崎広小路 西五反田 1-21-85434-1044平 24.4.1グローバルキッズ戸越園 戸越 5-14-233786-0808平 24.4.1み ど り の 丘 保 育 園 西大井 4-19-116303-7091平 24.4.1あ い の も り 保 育 園 大井 1-16-23772-7571平 24.12.1ベネッセ大崎広小路保育園 大崎 4-1-25719-3893平 25.4.1	定員 79 60 90 60 60 60 68 60 88 80
ポピンズナーサリースクール 大 井二葉 1-12-185751-2031平 24. 4. 1 (令 4.4.1 設置 者・名称変更)アスク南大井保育園南大井6-22-7 にじいろ保育園大崎大崎5-4-3 まなびの森保育園大崎広小路西五反田1-21-8 グローバルキッズ戸越園戸越5-14-23 みどりの丘保育園 西大井4-19-11 あいのもり保育園大井1-16-25434-1044 3786-0808 平 24. 4. 1 平 24. 4. 1	90 60 60 60 68 60 88 80
大井町二葉 1-12-185751-2031(令 4.4.1 設置 者・名称変更)アスク南大井保育園 南大井 6-22-75767-9700平 24. 4. 1にじいろ保育園大崎 大崎 5-4-36417-0486平 24. 4. 1まなびの森保育園大崎広小路 西五反田 1-21-85434-1044平 24. 4. 1グローバルキッズ戸越園 戸越 5-14-233786-0808平 24. 4. 1みどりの丘保育園 西大井 4-19-116303-7091平 24. 4. 1あいのもり保育園 大井 1-16-23772-7571平 24. 12. 1	90 60 60 60 68 60 88 80
アスク南大井保育園 南大井6-22-75767-9700平24.4.1にじいろ保育園大崎大崎5-4-36417-0486平24.4.1まなびの森保育園大崎広小路 西五反田1-21-85434-1044平24.4.1グローバルキッズ戸越園 戸越5-14-233786-0808平24.4.1みどりの丘保育園 西大井4-19-116303-7091平24.4.1あいのもり保育園 大井1-16-23772-7571平24.12.1	60 60 60 68 60 88 80
に じ い ろ 保 育 園 大 崎 大崎 5-4-3 6417-0486 平 24. 4. 1 まなびの森保育園大崎広小路 西五反田 1-21-8 5434-1044 平 24. 4. 1 グローバルキッズ戸越園 戸越 5-14-23 3786-0808 平 24. 4. 1 み ど り の 丘 保 育 園 西大井 4-19-11 6303-7091 平 24. 4. 1 あ い の も り 保 育 園 大井 1-16-2 3772-7571 平 24. 12. 1	60 60 60 68 60 88 80
まなびの森保育園大崎広小路西五反田 1-21-85434-1044平 24. 4. 1グローバルキッズ戸越園戸越 5-14-233786-0808平 24. 4. 1みどりの丘保育園西大井 4-19-116303-7091平 24. 4. 1あいのもり保育園大井 1-16-23772-7571平 24. 12. 1	60 60 68 60 88 80
グローバルキッズ戸越園戸越 5-14-233786-0808平 24. 4. 1みどりの丘保育園西大井 4-19-116303-7091平 24. 4. 1あいのもり保育園大井 1-16-23772-7571平 24. 12. 1	60 68 60 88 80
みどりの丘保育園西大井4-19-116303-7091平24.4.1あいのもり保育園大井1-16-23772-7571平24.12.1	68 60 88 80
あいのもり保育園 大井1-16-2 3772-7571 平24.12.1	60 88 80
	88 80
	80
Gakken ほいくえん 大崎 大崎 3-6-32 5436-8231 平 25.4.1	
グローバルキッズ大崎園 北品川 5-9-15 5423-5655 平 25. 4. 1	60
アンジェリカはまかわ保育園 東大井 3-18-2 6404-8447 平 25. 4. 1	90
グローバルキッズ中延園 中延 4-5-7 3788-1525 平 26. 4. 1	60
ポピンズナーサリースクール	
西 五 反 田 西五反田 8-10-8 5436-2181 平 26.4.1	70
グローバルキッズ西大井園 西大井 6-6-2 5742-8525 平 26.4.1	86
アンジェリカ東品川保育園 東品川 4-8-8 新幹ビル 1 階 6433-3065 平 26.4.1	90
太陽の子南品川保育園 南品川 5-3-10 ミヤデラビル 5715-7707 平 27.4.1	70
2 階	70
TK チルドレンズファーム 上大崎 3-14-35 山手ビル 1 5422-9798 平 27.4.1	45
上大岭松峰	10
キッズガーデン品川上大崎	108
くりのき保育園南品川4-1-11 6433-1358 平27.12.1	90
大空と大地のなーさりい 南大井 6-16-16 6450-0121 平 28.4.1	80
さくらさくみらい 北品川 北品川 1-28-10 6433-3578 平 28.4.1	63
とごしの杜保育園 平塚 2-18-19 5788-5757 平 28.4.1	91
ほっぺるランド 東 五 反 田 東五反田 1-2-25 6447-7545 平 28.4.1	60
ポピンズナーサリースクール 勝	60
ウィズブック保育園武蔵小山 小山 4-4-7 コスモ武蔵小山ビ ル 1・2 階 6426-8763 平 28.4.1	59
このえ中延保育園中延6-1-19 6451-3790 平29.4.1	70
まなびの森保育園西大井 西大井1-4-1 (西大井広場公園内) 3778-2223 平 29.4.1	100
キッズガーデン北品川 北品川 6-7-22 6721-6006 平 29.4.1	90
さくらさくみらい 東大井 東大井 2-11-4 6423-1900 平 29.4.1	64
えがおの森保育園・かつしま 勝島 1-6-32 5493-3100 平 29.4.1	73
大空と大地のなーさりい 東五反田 4-7-20 6459-3802 平 29.4.1	100
青物横丁えほん保育園 東品川 4-8-8 2階 6433-3012 平 29.4.1	80
西 大 井 え ほ ん 保 育 園 西大井 6-7-1 6809-9421 平 29.4.1	80
キッズガーデン南大井 南大井6-26-2 B館1階 6423-0641 平29.4.1	90
モニカ荏原中延園 東中延1-6-2 6421-6740 平29.8.1	60
にじいろ保育園南大井南大井1-16-6 6404-8875 平29.10.1	69

名 称	所 在 地	電話	開設	定員
ア イ 保 育 園	東品川 1-36-11	6712-1418	平 30.4.1	60
みらいく旗の台園	旗の台 3-2-9	6451-3461	平 30.4.1	60
ソ ラ ス ト	加兵 (*) 日 5 2 5	0401 0401	7 30.4.1	00
むさしこやま保育園	小山 5-9-16	6426-2825	平 30.4.1	90
ソ ラ ス ト むさしこやま保育園	小山 5-9-16	6426-2825	平 30.4.1	90
ソラストなかのぶ保育園	二葉 4-2-13	6421-5751	平 30.4.1	69
ソ ラ ス ト ふ ど う ま え 保 育 園	西五反田 5-6-38	6421-7961	平 30.4.1	88
ソ ラ ス ト おおいまち保育園	南品川 6-3-4	6712-0791	平 30.4.1	90
花房山目黒駅前保育園 333	上大崎 3-1-1 目黒セントラルスクエア 3階	6721-7331	平 30.4.1	120
さくらさくみらい 武蔵小山	荏原 3-1-18	6451-3917	平 30.4.1	69
キッズガーデン品川豊町	豊町 5-13-15	6426-6371	平 30.4.1	80
キッズガーデン品川西五反田	西五反田 8-10-21	6417-0327	平 30.4.1	80
キッズガーデン西品川	西品川 2-22-2	6417-3733	平 30.4.1	60
そらのいろ保育園	西品川 1-28-14	3784-7534	平 30.4.1	73
ウィズブック保育園武蔵小山パルズ	小山 4-14-10	6451-3846	平 30.4.1	110
ウィズブック保育園荏原	荏原 6-12-15	6451-3480	平 30.4.1	86
にじいろ保育園勝島	勝島 3-2-2 (しながわ区民公園内)	6450-0447	平 30.4.1	92
キッズガーデン品川洗足	小山 7-11-6	6426-4084	平 30.4.1	70
チャイルドマインダー	// m / 11 0	0420 4004	十 50.4.1	70
平 塚 荏 原	平塚 2-14-1	6426-1185	平 30.9.1	71
はぐはぐキッズこども園中延	中延 3-13-16	3783-8989	平 31.4.1	80
みらいく東大井園	東大井 4-12-11	6810-3025	平 31.4.1	60
不動前えほん保育園	西五反田 3-12-12	6421-7621	平 31.4.1	70
大井町えほん保育園	東大井 5-21-9	6450-0363	平 31.4.1	73
チャイルドマインダー小山台東	小山台 1-25-10	6303-4671	平 31.4.1	73
太陽の子西五反田保育園	西五反田 7-19-1 2階	5747-9447	平 31.4.1	60
ソ ラ ス ト え ば ら 保 育 園	中延 2-6-4	6421-6311	平 31.4.1	99
ウィズブック保育園西五反	西五反田 3-8-8	5747-9917	平 31.4.1	56
なぎさ通り保育園	南品川 2-15-6	3471-2317	平 31.4.1	66
空のはねこども園は た の だ い	旗の台 2-6-7	6426-2040	平 31.4.1	46
空のはねこども園は た の だ い	旗の台 2-6-7	6426-2040	平 31.4.1	46
ま な び の 森 保 育 園品 川 シ ー サ イ ド	東品川 4-11-36	6451-4505	平 31.4.1	80
アソシエ旗の台保育園	旗の台 6-29-14	6421-5184	令 2.4.1	69
キッズガーデン五反田駅前	西五反田 1-29-2	6417-3691	令 2.4.1	70
ニ チ イ キ ッ ズ むさしこやま保育園	小山 3-15-1	6421-5602	令 2.4.1	30
しなおおコスモ保育園	大井 1-31-1	3777-2323	令 2.4.1	69
	/1/ 1 01 1	0111 4040	J. 4.4.1	00

はぐはぐキッズ二葉 二葉4·3·8 3782·8989 令 2.4.1 キッズラボ中延園 戸越6·15·5 6426·1731 令 2.4.1 ツラスト 東大井1·3·6 6433·0777 令 2.4.1 立くらさくみらい御殿山 北品川 3·6·1 6433·9393 令 2.4.1 さんさん森の保育園 世町 3·2·13 6433·1919 令 2.4.1 さんさん森の保育園 世町 3·2·13 6433·9393 令 2.4.1 きんさん森の保育園 世町 3·2·13 6433·1919 令 2.4.1 きんさん森の保育園 大井3·17·11 6429·8344 令 2.11.1 みらいく東品川園 東品川 3·26·21 6712·1577 令 3.4.1 ほっぺるランド東品川 東品川 3·25·9 6810·3670 令 3.4.1 ほっぺるランド東品川 東品川 3·25·9 6810·3670 令 3.4.1 ほっぺるランド東品川 東品川 3·25·9 6426·7788 令 3.4.1 公園 大井 3·1·11 6429·8344 令 3·4.1 日本 1 日	60 73 90 60 84 60 84
キッズラボ中延園 戸越 6-15-5 6426-1731 令 2.4.1 ソラストのがしおおい保育園 東大井 1-3-6 6433-0777 令 2.4.1 さくらさくみらい御殿山 北品川 3-6-1 6433-9393 令 2.4.1 さんさん森の保育園 豊町 3-2-13 6433-1919 令 2.4.1 さんさん森の保育園 豊町 3-2-13 6433-9393 令 2.4.1 さんさん森の保育園 豊町 3-2-13 6433-9393 令 2.4.1 さんさん森の保育園 豊町 3-2-13 6433-1919 令 2.4.1 カイリスキッズ大井町保育園 大井 3-17-11 6429-8344 令 2.11.1 みらいく東品川園 東品川 3-26-21 6712-1773 令 3.4.1 ほっぺるランド東品川東品川 3-25-9 6810-3670 令 3.4.1 ほっぺるランド東品川東品川 3-25-9 6810-3670 令 3.4.1 日本のパラスト東島川東の台 3-3-20 6426-7788 令 3.4.1 日本のパラスト井公園保育園東の台 3-3-20 6451-3467 令 3.4.1 ケオリスキッズ大井町第2保育園東大井3-1-11 6423-1286 令 3.4.1 ウオリスキッズ 東島川園 東島川 4-9-20 6810-4839 令 3.4.1 ウィアシェ東大井公園保育園東出川 4-9-20 6810-4839 令 3.4.1 令 3.4.1 カインシェ東大井公園保育園 東島川 4-9-20 6810-4839 令 3.4.1 カインシェストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラス	90 60 84 60
ひがしおおい保育園 東大井1-3-6 6433-0777 令 2.4.1 さくらさくみらい御殿山 北品川3-6-1 6433-9393 令 2.4.1 さんさん森の保育園戸越公園 豊町3-2-13 6433-1919 令 2.4.1 さんさん森の保育園 豊町3-2-13 6433-1919 令 2.4.1 さんさん森の保育園 豊町3-2-13 6433-1919 令 2.4.1 カオリスキッズ大井町保育園大井町保育園大井町南品川3-2-5・21 6433-1919 令 2.4.1 みらいく東品川園東品川3-2-6・21 6712-1577 令 3.4.1 さんさん森の保育園大井町南品川6-15・22 6712-1773 令 3.4.1 ほっぺるランド東品川東品川3-25・9 6810・3670 令 3.4.1 品川大和保育園小山本3・9 6426・7788 令 3.4.1 Gakkenほいくえん旗の台旗の台3・3・20 6451・3467 令 3.4.1 クオリスキッズ大井3・26・7 5728・9871 令 3.4.1 さくらさくみらい東品川東品川4・9・20 6810・4839 令 3.4.1 さくらさくみらい東品川東品川4・9・20 6810・4839 令 3.4.1 ガローバルキッズ立会川園市大井1・8・23 6423・0032 令 3.9.1 こどもヶ丘保育園小山園小山3・7・16 6426・7671 令 3.9.1 AIAI NURSERY大崎大崎2・1・1 6420・0589 令 4.4.1 ウィズブック保育園東品川2・2・2・20(分園) 6671・9396 令 5.4.1	60 84 60
さんさん森の保育園戸越公園 豊町 3-2-13 6433-1919 令 2.4.1 さくらさくみらい御殿山 北品川 3-6-1 6433-9393 令 2.4.1 さんさん森の保育園戸越公園 豊町 3-2-13 豊町 3-2-13 専町 4-2-5 (分園) 6433-1919 令 2.4.1 クオリスキッズ大井町保育園大井町保育園大井町 南品川園 5-2-1 6712-1577 令 3.4.1 みらいく東品川園東品川3-26-21 6712-1577 令 3.4.1 ほっぺるランド東品川東品川3-25-9 6810-3670 令 3.4.1 品川大和保育園小山4-3-9 6426-7788 令 3.4.1 Gakken ほいくえん 旗の台 表3-20 6451-3467 令 3.4.1 クオリスキッズ大井町第2保育園東六井3-1-11 6423-1286 令 3.4.1 さくらさくみらい 東品川東品川4-9-20 6810-4839 令 3.4.1 グローバルキッズ立会川園東品川4-9-20 6810-4839 令 3.4.1 がローバルキッズ会会川園東品川4-9-20 6810-4839 令 3.4.1 こどもヶ丘保育園小山園小山3-7-16 6426-7671 令 3.9.1 AIAI NURSERY大崎大崎2-1-1 6420-0589 令 4.4.1 ウィズブック保育園東品川2-5-5 東品川2-2-20 (分園) 6671-9396 令 5.4.1	84
戸越公園 虚町 3-2-13 6433-1919 号 2.4.1 さくらさくみらい御殿山 北品川 3-6-1 6433-9393 令 2.4.1 さんさん森の保育園戸越公園 豊町 3-2-13 6433-1919 令 2.4.1 クオリスキッズ大井町保育園大井町保育園 大井 3-17-11 6429-8344 令 2.11.1 みらいく東品川園東品川 3-26-21 6712-1577 令 3.4.1 さんさん森の保育園大井町南品川 6-15-22 6712-1773 令 3.4.1 ほっぺるランド東品川東品川 8-25-9 6810-3670 令 3.4.1 品川大和保育園小山4-3-9 6426-7788 令 3.4.1 Gakken ほいくえん 旗の台 旗の台 3-3-20 6451-3467 令 3.4.1 クオリスキッズ大井町第2保育園 東の台 3-3-20 5728-9871 令 3.4.1 アソシエ東大井公園保育園東大井 3-1-11 6423-1286 令 3.4.1 さくらさくみらい東品川東品川 4-9-20 6810-4839 令 3.4.1 ブローバルキッズ立会川園園 南大井 1-8-23 6423-0032 令 3.9.1 こどもケ丘保育園小山園 小山 3-7-16 6426-7671 令 3.9.1 AIAI NURSERY 大崎 大崎 2-1-1 6420-0589 令 4.4.1 ウィズブック保育園天 東品川 2-5-5 東品川 2-2-20 (分園) 6671-9396 令 5.4.1	60
さんさん森の保育園 戸 越 公園豊町 3・2・13 豊町 4・2・5 (分園)6433・1919令 2.4.1クオリスキッズ大井町保育園 みらいく東品川園 東品川園 でんさん森の保育園大井町 南品川 6・15・22 田田川田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	
戸 越 公 園豊町 4-2-5 (分園)6433-1919令 2.4.1クオリスキッズ大井町保育園 みらいく東品川園 さんさん森の保育園大井町 間にっぺるランド東品川 品川大和保育園 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) 	84
月 趣 公 園 豊町 4-2-5 (分園) クオリスキッズ大井町保育園 大井 3-17-11 6429-8344 令 2.11.1 みらいく東品川園 東品川 3-26-21 6712-1577 令 3.4.1 さんさん森の保育園大井町 南品川 6-15-22 6712-1773 令 3.4.1 ほっぺるランド東品川東品川 3-25-9 6810-3670 令 3.4.1 品川大和保育園 小山 4-3-9 6426-7788 令 3.4.1 Gakken ほいくえん 旗の台 旗の台 3-3-20 6451-3467 令 3.4.1 クオリスキッズ大井町第2保育園 東大井 3-1-11 6423-1286 令 3.4.1 アソシエ東大井公園保育園 東大井 3-1-11 6423-1286 令 3.4.1 さくらさくみらい東品川東品川 4-9-20 6810-4839 令 3.4.1 グローバルキッズ 会川園 南大井 1-8-23 6423-0032 令 3.9.1 こどもヶ丘保育園小山園 小山 3-7-16 6426-7671 令 3.9.1 AIAI NURSERY大崎大崎 2-1-1 6420-0589 令 4.4.1 ウィズブック保育園 東品川 2-5-5 東品川 2-5-5 東品川 2-2-20 (分園) 6671-9396 令 5.4.1	84
みらいく東品川園 東品川3-26-216712-1577令3.4.1さんさん森の保育園大井町 南品川6-15-226712-1773令3.4.1ほっぺるランド東品川 東品川3-25-96810-3670令3.4.1品川大和保育園 小山4-3-96426-7788令3.4.1Gakken ほいくえん 旗の台 旗の台3-3-206451-3467令3.4.1クオリスキッズ大井町第2保育園 東大井3-1-115728-9871令3.4.1さくらさくみらい東品川東品川4-9-206810-4839令3.4.1グローバルキッズ 会 川園 東品川4-9-206810-4839令3.4.1こどもヶ丘保育園小山園 小山3-7-166426-7671令3.9.1AIAI NURSERY大崎大崎2-1-16420-0589令4.4.1ウィズブック保育園 東品川2-5-5東品川2-5-5東品川2-5-5東品川2-2-20(分園)令5.4.1	
さんさん森の保育園大井町南品川 6-15-226712-1773令 3.4.1ほっぺるランド東品川東品川 3-25-96810-3670令 3.4.1品川大和保育園小山 4-3-96426-7788令 3.4.1Gakken ほいくえん 旗の台 旗の台 3-3-206451-3467令 3.4.1クオリスキッズ 大井町第2保育園大井 3-26-75728-9871令 3.4.1アソシエ東大井公園保育園東大井 3-1-116423-1286令 3.4.1さくらさくみらい 東品川東品川 4-9-206810-4839令 3.4.1グローバルキッズ 立会川園南大井 1-8-236423-0032令 3.9.1こどもヶ丘保育園小山園小山 3-7-166426-7671令 3.9.1AIAI NURSERY 大崎 ウィズブック保育園 	60
ほっぺるランド東品川 東品川 3-25-9 6810-3670 令 3.4.1 品 川 大 和 保 育 園 小山 4-3-9 6426-7788 令 3.4.1	60
品 川 大 和 保 育 園小山 4-3-96426-7788令 3.4.1Gakken ほいくえん 旗の台 旗の台 3-3-206451-3467令 3.4.1ク オ リ ス キ ッ ズ 大 井 町 第 2 保 育 園大井 3-26-75728-9871令 3.4.1アソシエ東大井公園保育園 東大井 3-1-116423-1286令 3.4.1さくらさくみらい 東品川 東品川 4-9-206810-4839令 3.4.1グ ロ ー バ ル キ ッ ズ 立 会 川 園南大井 1-8-236423-0032令 3.9.1こどもヶ丘保育園小山園 小山 3-7-166426-7671令 3.9.1AIAI NURSERY 大崎 ウィ ズ ブ ッ ク 保 育 園 天東品川 2-5-5 東品川 2-2-20 (分園)6671-9396令 5.4.1	99
Gakken ほいくえん 旗の台 旗の台 3-3-206451-3467令 3.4.1ク オ リ ス キ ッ ズ 大 井 町 第 2 保 育 園大井 3-26-75728-9871令 3.4.1アソシエ東大井公園保育園 東大井 3-1-116423-1286令 3.4.1さくらさくみらい 東品川 東品川 4-9-206810-4839令 3.4.1グローバルキッズ 立 会 川 園南大井 1-8-236423-0032令 3.9.1こどもヶ丘保育園小山園 小山 3-7-166426-7671令 3.9.1AIAI NURSERY 大崎 ウィズブック保育園 天 王 洲 東品川 2-5-5 東品川 2-2-20 (分園)6671-9396令 5.4.1	72
クオリスキッズ 大井町第2保育園大井3-26-75728-9871令3.4.1アソシエ東大井公園保育園 さくらさくみらい 立 会 別 加 日ーバルキッズ 立 会 会 別 日ーバルまツズ 立 会 別 日本 	50
大井町第2保育園大井3-26-75728-9871令 3.4.1アソシエ東大井公園保育園東大井3-1-116423-1286令 3.4.1さくらさくみらい東品川 4-9-206810-4839令 3.4.1グローバルキッズ 立会川園南大井1-8-236423-0032令 3.9.1こどもヶ丘保育園小山園小山 3-7-166426-7671令 3.9.1AIAI NURSERY 大崎 フィズブック保育園 天 東品川 2-5-5 東品川 2-2-20 (分園)6671-9396令 5.4.1	60
さくらさくみらい 東品川 東品川 4-9-206810-4839令 3.4.1グローバルキッズ 立会川 園南大井 1-8-236423-0032令 3.9.1こどもヶ丘保育園小山園 小山 3-7-166426-7671令 3.9.1AIAI NURSERY 大崎 大崎 2-1-16420-0589令 4.4.1ウィズブック保育園 天 王 洲 東品川 2-5-5 東品川 2-2-20 (分園)6671-9396令 5.4.1	60
グローバルキッズ 立 会 川 園南大井 1-8-236423-0032令 3.9.1こどもヶ丘保育園小山園 小山 3-7-166426-7671令 3.9.1AIAI NURSERY 大崎 ウィズブック保育園 天 エ 洲 東品川 2-5-5 東品川 2-2-20 (分園)6671-9396令 5.4.1	69
立 会 川 園南大井 1-8-236423-0032令 3.9.1こどもヶ丘保育園小山園小山 3-7-166426-7671令 3.9.1AIAI NURSERY 大崎大崎 2-1-16420-0589令 4.4.1ウィズブック保育園東品川 2-5-5東品川 2-5-5令 5.4.1	70
AIAI NURSERY 大崎大崎 2-1-16420-0589令 4.4.1ウィズブック保育園 天東品川 2-5-5 東品川 2-2-20 (分園)6671-9396令 5.4.1	60
ウィズブック保育園 天 東品川 2-5-5 東品川 2-2-20 (分園) 6671-9396 令 5.4.1	50
天 王 洲 東品川 2-2-20 (分園) 6671-9396 分 5.4.1	60
	73
さくらさくみらい 東大井 1-5-6 6712-3139 令 5.4.1	73
認定こども園 こっこる 西五反田 3-1-3 5740-6971 令 5.4.1	60
ポピンズナーサリースクール 上 大 崎 上大崎 3-13-14 6432-5791	75
ポピンズナーサリースクール 目 黒 西五反田 3-4-10 6420-0890 令 5.4.1	60
ルーチェ保育園 南品川 南品川 2-4-7 南品川 5-5-2 (分園) 5460-5420 令 6.4.1	69
たんぽぽ保育所東大井園 東大井 2-12-19 東大井 2-1-5 (分園) 3765-2511 令 6.4.1	66

※ポピンズナーサリースクール西五反田は、このほかに認定こども園枠 4 歳 2 名 5 歳 3 名定員あり。 石井こども園と Gakken こどもえん、認定こども園 こっこるは、このほかに認定こども園枠 3 歳 2 名 4 歳 2 名 5 歳 2 名定員あり。

はぐはぐキッズこども園中延は、このほかに認定こども園枠3歳3名4歳3名5歳3名定員あり。ポピンズナーサリースクール上大崎は、このほかに認定こども園枠3歳2名4歳3名5歳3名定員あり。

(5) 地域型保育事業 (19 か所) ※平成 26 年度までの開設日は、品川区家庭的保育事業(保育ママ)としての開設日を参考掲載

名 称	所 在 地	電話	開設	定員
内 山 尚 恵	西品川2丁目	_	平 22.10.1	5
林とし子	南品川2丁目		平 23.6.1	5
おうち保育園おおいまち	東大井 6-11-9	3764-9223	平 23.9.1	11
五反田せせらぎ保育園	西五反田 2-18-3-206	6420-0251	平 23.9.1	9
はぐはぐキッズ荏原町	中延 5-6-9	6314-6560	平 24.9.1	12
チャイルドマインダー荏原中延	中延 2-5-10	6426-6510	平 $25.4.1$	9
はぐはぐキッズ西大井	西大井 2-4-6	6417-1748	平 $25.7.1$	12
おうち保育園ごたんだ	東五反田 2-16-2	6277-1563	平 25.7.1	12
サニーチャイルドとごし	平塚 1-13-9-101	6426-1222	平 25.11.1	11
めるへんキッズ戸越	豊町 1-4-9	6426-7013	平 25.11.1	12
ナーサリーおひさま	旗の台 5-14-4	6421-5978	平 $26.4.1$	12
うみのくに保育園なかのぶ	戸越 6-14-4	6426-6516	平 $26.6.1$	19
サニーチャイルドにしおおい	二葉 2-21-6	6327-0584	平 26.6.1	11
こ ど も ヶ 丘 保 育 園大 井 町 園	大井 1-48-9	6809-9951	平 26.9.1	12
星のおうち戸越銀座	平塚 2-5-12	6451-3520	平 26.9.1	12
ウィズブック保育園大森 海 岸	南大井 2-4-8(仮園舎)	050-1745-3800	平 27.4.1	15
しいのみ保育園	南品川 2-15-14	6433-1604	平 27.4.1	16
保育ルーム Clover 西 小 山 園 I	小山 6-8-13 1階	6426-7890	平 28.4.1	12
保育ルーム Clover 西 小 山 園 II	小山 6-8-13 1階	6426-7890	平 28.4.1	19

(6) 認証保育所(19か所)

(0) 心脏休月別(19737別)	T			
名 称	所 在 地	電 話	開設	定員
しながわがくどうえん	令和6年度中に南品川2-7-7 へ移転予定(令和6年3月末 まで戸越1-21-14で保育。)	6712-3085	平 14.6.1	調整中
めだか保育園	東大井 3-22-2	3761-3477	平 15.3.1	27
パレット保育園・不動前	西五反田 5-12-1 不動前駅 2 階	5719-1149	平 15.3.1	36
ポピンズナーサリースクール 東 品 川	東品川 4-12-12	5796-2103	平 16.1.1	60
ひよこの家保育園	大崎 4-6-3 ファミネス・ハイツ第 2	5437-5536	平 16.4.1	20
こぐま保育園	旗の台 2-7-17	3783-0880	平 16.4.1	12
小 学 館 ア カ デ ミ ー お お さ き 駅 前 保 育 園	大崎 1-2-3 アートヴィレッジ 大崎ビュータワー1 階	5719-5595	平 19.2.1	33
T K チルドレンズファーム 東 大 井 校	東大井 3·18·13 PRIME NEXUS 立会川 3 階	5969-8992	平 20.3.1	40
さくら大崎保育園	大崎 2-9-4 大崎ウエストシティタワーズ	5745-5500	平 21.10.1	37

名 称	所 在 地	電 話	開 設	定員
小 学 館 ア カ デ ミ ー む さ し こ や ま 保 育 園	小山 3-27-5 武蔵小山創業支援センター 2・3 階	5749-3755	平 22.8.1	30
ポピンズナーサリースクール 東 五 反 田	東五反田 2-10-1 パークタワーグランスカイ2階	5475-2110	平 22.8.1	31
小 学 館 ア カ デ ミ ー ア ト レ 大 井 町 保 育 園	大井 1-1-1 アトレ大井町 2 3 階	5718-3301	平 23.4.1	37
ミアヘルサ保育園 ゆらりん 東品 川	東品川 3-7-10 ATG Park 東品川 1 階	6433-2822	平 24.1.1	39
うみのくに保育園とごし	戸越 1-19-18 エスト戸越 1~3 階	6426-2692	平 24.12.1	40
BunBu学院Jr戸越園	戸越 5-4-3 アズ品川 202	6451-3655	平 26.4.1	40
太陽の子東五反田保育園	東五反田 1-6-3 いちご東五反田ビル	6721-9863	平 28.4.1	40
東大井かがやき保育園	東大井 2-13-13 季美東大井 2 階	3298-0303	平 28.4.1	27
ユニバース・ナーサリー大森	南大井6-28-10 新木ビル2階	6423-0756	平 29.4.1	30
鮫洲かがやき保育園	東大井 1-9-27 ミサワホームズ東大井 1 階	3450-8400	平 29.4.1	40

(7) 就学前乳幼児教育施設(1か所)

名 称	所 在 地	電話	開設	定員
ぶりすく一る西五反田 西五反田 3-9-9 5759-8081 平 16.6.1		100		
保育園(再掲)			46	
幼児教育施設		施設	54	

(8) 在宅子育て支援施設(2か所)

名 称	所 在 地	電話	開設
子育て交流ルーム (品川宿おばちゃんち)	北品川 2-19-6	5463-6458	平 18.11.20
子育て交流ルーム (昭和通りおばちゃんち)	西中延 2-18-1	5749-3212	平 24.10.15

(9)区立幼稚園(9か所)

(- / — <i>//</i>		
名 称	所 在 地	電話
城 南 幼 稚 園	南品川 2-8-21	3471-7584
平 塚 幼 稚 園	 荏原 4-5-22	3781-8913
浜 川 幼 稚 園	南大井 4-3-14	3761-6395
御殿山幼稚園	北品川 5-3-1	5795-1523
伊藤幼稚園	西大井 5-22-8	3775-8028
第一日野幼稚園	西五反田 6-5-6	3493-7264
台 場 幼 稚 園	東品川 1-8-30	3472-8378
二葉幼稚園	二葉 1-3-40	3785-9560
八潮わかば幼稚園	八潮 5-6-32	3799-1542

(10) 私立幼稚園(17 か所)

名 称	所 在 地	電 話
あけぼの幼稚園	大井 5-10-12	3776-5093
アライアンス幼稚園	小山 4-4-13	3786-0379
エトワール幼稚園	南品川 5-12-4	3474-7321
荏原学園旭幼稚園	中延 5-6-18	3781-4915
大井うさぎ幼稚園	大井 7-1-5	3776-6549
大 崎 幼 稚 園	大崎 3-11-1	3491-5731
品川翔英幼稚園	西大井 1-6-13	3774-1151
亀 田 幼 稚 園	中延 6-1-3	3783-7211
品川教会附属幼稚園	北品川 4-7-40	3443-1725
鈴ヶ森めばえ幼稚園	南大井 2-4-1	3761-8086
専 修 幼 稚 園	西五反田 6-11-5	3492-2300
洗足うさぎ幼稚園	荏原 7-18-15	3781-6215
帝京にしき幼稚園	旗の台 6-5-30	3781-8522
品川学藝幼稚園	豊町 2-16-12	3786-1711
ひまわり幼稚園	小山 6-10-11	3781-4227
文教大学付属幼稚園	旗の台 3-2-17	3781-2798
八 潮 幼 稚 園	東品川 3-24-8	3471-2450

(11) 児童センター(25か所)

名 称	所 在 地	電 話	開設
東品川児童センター	東品川 1-34-9	3472-5806	昭 46.8.1
北品川児童センター	北品川 2-7-21	3471-2360	昭 42.5.1
	東大井 3-4-4 (仮施設) (~R4.9		
東大井児童センター	中旬)	3471-1070	昭 43.6.1
	東大井 1-22-16 (R4.9 中旬~)		
南品川児童センター	南品川 4-5-28	3450-5043	昭 55.4.1
中原児童センター	小山 1-4-1	3492-6119	昭 48.7.1
東五反田児童センター	東五反田 5-24-1	3443-1629	昭 45.10.1
三ツ木児童センター	西品川 2-6-13	3491-1005	昭 49.7.20
小関児童センター	北品川 5-8-15	3449-1676	昭 56.5.1
水神児童センター	南大井 5-13-19	3768-2027	昭 56.4.1
南大井児童センター	南大井 3-7-13	3761-4148	昭 46.7.1
大井倉田児童センター	大井 4-11-34	3776-4881	昭 50.10.1
一本橋児童センター	大井 2-25-1	3775-4352	昭 44.4.1
滝王子児童センター	大井 5-19-14	3771-3885	昭 53.5.1
伊藤児童センター	西大井 6-13-1	3771-1311	昭 51.8.1
平塚児童センター	平塚 2-2-3	3786-2228	昭 54.5.1
後地児童センター	小山 2-9-19	3785-5033	昭 54.7.1
旗の台児童センター	旗の台 5-19-5	3785-1280	昭 47.9.1
西中延児童センター	西中延 3-8-5	3783-1875	昭 42.5.1
東中延児童センター	東中延 2-5-10	3785-0419	昭 45.6.1
中延児童センター	西中延 1-6-16	3781-9300	昭 41.7.1
富士見台児童センター	西大井 6-1-8	3785-7834	昭 49.7.1
大原児童センター	戸越 6-16-1	3785-5128	昭 58.4.1
ゆたか児童センター	豊町 1-18-15	3786-0633	昭 43.6.1
南ゆたか児童センター	豊町 4-17-21	3781-3577	昭 46.5.1

名 称	所 在 地	電話	開設
八潮児童センター	八潮 5-10-27	3799-3000	昭 58.4.1

(12) すまいるスクール (37か所)

名 称	所 在 地	電話
	南品川 2-8-21	3471-8116
すまいるスクール浅間台	南品川 6-8-8	3474-6044
すまいるスクール三木	西品川 3-16-28	3491-2328
すまいるスクール御殿山	北品川 5-2-6	3441-3872
すまいるスクール城南第二	東品川 3-4-5	3471-9301
すまいるスクール第一日野	西五反田 6-5-32	3492-5003
すまいるスクール芳水	大崎 3-12-22	3491-5780
すまいるスクール第三日野	上大崎 1-19-19	3441-6467
すまいるスクール第四日野	西五反田 4-29-9	3491-5953
すまいるスクール大井第一	大井 6-1-32	3771-5100
すまいるスクール鮫浜	東大井 2-10-14	3765-7759
すまいるスクール山中	大井 3-7-19	3772-4152
すまいるスクール立会	東大井 4-15-9	3474-3512
すまいるスクール浜川	南大井 4-3-27	3761-6664
すまいるスクール伊藤	西大井 5-6-8	3771-5025
すまいるスクール鈴ヶ森	南大井 4-16-2	3763-0144
すまいるスクール台場	東品川 1-8-30	3471-7726
すまいるスクール京陽	平塚 2-19-20	3781-6102
すまいるスクール延山	西中延 2-17-5	3781-6065
すまいるスクール中延	中延 1-11-15	3781-4027
すまいるスクール小山	小山 5-10-6	3781-0023
すまいるスクール大原	戸越 6-17-3	3781-3929
すまいるスクール宮前	戸越 4-5-10	3781-0781
すまいるスクール源氏前	中延 6-2-18	3781-7757
すまいるスクール第二延山	旗の台 1-6-1	3781-1992
すまいるスクール後地	小山 2-4-6	3781-0866
すまいるスクール戸越	豊町 2-1-20	3781-5758
すまいるスクール旗台	旗の台 4-7-11	3785-3820
すまいるスクール上神明	二葉 4-4-10	3781-2019
すまいるスクール清水台	旗の台 1-11-17	3781-1775
すまいるスクール小山台	小山台 1-18-24	3712-5988
すまいるスクール日野学園	東五反田 2-11-1	3441-0471
すまいるスクール伊藤学園	大井 5-1-37	3771-0541
すまいるスクール八潮学園	八潮 5-11-2	3799-7006
すまいるスクール荏原平塚学園	平塚 3-16-26	3781-1880
すまいるスクール品川学園	北品川 3-9-30	3474-4126
すまいるスクール豊葉の杜学園	二葉 1-3-40	3781-6010

(13) 母子生活支援施設(1か所)

名 称	開設	定員
ひまわり荘	昭 25. 8. 11	20 世帯

(14) 子育て支援施設 (3か所)

名 称	所 在 地	電 話	開設	定員
家庭あんしんセンター	平塚 2-12-2	5749-1032	平 14.9.1	
ふれあい交流室	西五反田 3-9-9 2 階 (ぷりすくーる西五反田内)	5759-8061	平 16.6.1	_
ファミリー・サポートセンター	平塚 2-12-2 (家庭あんしんセンター内)	5749-1033	平 14.9.1	_
	大井 1-14-1 (社会福祉協議会内)	5718-7185	平 19.10.1	_

(15) オアシスルーム(12 か所)

名 称	所 在 地	電話	開設	定員
荏原保健センター内	西五反田 6-6-6	5783-1318	平 19.6.1	12
※令和8年5月まで仮移転予	定			
北品川第二保育園内	北品川 3-7-43	5460-6065	平 28.7.1	12
ものづくり創造センター内	大井 4-29-22	3776-7111	平 29.4.1	12
品川区役所第三庁舎内	広町 2-1-36	5742-3086	平 30.4.1	15
伊藤児童センター内	西大井 6-13-1	3771-7225	平 22.4.1	6
西中延児童センター内	西中延 3-8-5	3783-2891	平 22.6.1	6
小関児童センター内	北品川 5-8-15	3449-8227	平 22.4.1	6
北品川児童センター内	北品川 2-7-21	3471-2363	平 22.10.1	6
東五反田児童センター内	東五反田 5-24-1	3443-6101	平 19.6.1	6
ぷりすく一る西五反田内	西五反田 3-9-9	5759-8061	平 20.4.1	6
平塚ゆうゆうプラザ	平塚 2-10-20	5751-7147	平 31.4.1	12
戸越	戸越 6-8-4	3787-7701	平 31.4.1	12

(16) その他の施設

名 称	所 在 地	電 話
男女共同参画センター	東大井 5-18-1	5479-4104
母子・父子福祉室	宋八升 0°10°1 	_
品 川 景 徳 学 園	旗の台 5-25-19	3783-3781

令和6年度(2024年度)子ども未来部事務事業概要

発 行 品川区子ども未来部子ども育成課 品川区子ども未来部子ども家庭支援センター 品川区子ども未来部児童相談課 品川区子ども未来部子育て応援課 品川区子ども未来部保育入園調整課 品川区子ども未来部保育施設運営課

問い合わせ 子ども育成課子ども育成係

品川区広町2-1-36

電話番号 5742-6720